\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)14	市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)12	総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)	消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)99	農業経営基盤強化促進法施行令(昭和五十五年政令第二百十九号)	令(昭和四十五年政令第二百六十六号)	農業者年金基金法施行令の一部を改正する等の政令(平成十三年政令第三百六十三号)第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行	都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)94	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百二十一号)	農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)	地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)	納税貯蓄組合法施行令(昭和二十六年政令第九十九号)8	農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)87	公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)	相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)	漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)	土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)	地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)	最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)7	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)	市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)67	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)66	農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)66	総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)

0 地 七方自 治 法 (昭 和二十二年法律第六十七号) 抄

第 方公共団 |体は、 普通地方公共団体及び 特別 地方公共団体とする。

- 2 普通地方公共団体は、 都道府県及び市町村とする。
- (3) 方公共団体は、 特別区、 地方公共団体の組合及び財 産区とする。

地方公共団 は、 法人とする。

- 2 普通地方公共団体は、 地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理す
- 3 市町村は、基 とする。 一礎的な地方公共団体として、 第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、 一般的に、 前項の事務を処 理する
- 4 れるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、 市町村は、 前 項の規定にかかわらず、 次項に規定する事務のうち、 これを処理することができる。 その規模又は性質におい て — 般 0 市 町 村 が 処理することが適当でな
- (5) ·規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。 都道府県は、 市町村を包括する広域の地方公共団体として、 第二項の事務で、 広域にわたるもの、 市町村に 関 はする連 絡調 整に関 するもの
- 都道府県及び市町村は、 その事務を処理するに当つては、 相互に競合しないようにしなければならない。
- 7 6 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、 その事務を処理する。
- 8 この法律において「自治事務」とは、 地方公共団体が処理する事務のうち、 法定受託事務以外のも のをいう。
- 9 法律において「法定受託事務」とは、 次に掲げる事務をいう。
- 務」という。 法律又はこれに基づく政令により都道府県、 国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの 市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、 国が本来果たすべき役割に係るものであ (以下「第一号法定受託事
- 務」という。) 都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、 都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて (以 下 「第二号法定受託
- 10 律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほ 政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。 か、 法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる げるとおりであ
- 地方公共団体に関する法令の規定は、 地方自治の本旨に基づき、 かつ、 国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければなら な
- 地方公共団体に関する法令の規定は、 一用するようにしなければならない。 この場合において、 地方自治の本旨に基づいて、 特別地方公共団体に関する法令の規定は、 かつ、 国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、 この法律に定める特別地方公共団体の を解 特 性 及

にも照応するように、これを解釈し、 及び 運 用しなけ れば ならな

- (13) :律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自 治 事務である場合におい 7 は、 玉 は、 地 方 公 共 寸 体が 地 域 0 特
- <u>(14)</u> らない。 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。 最 少の経費で最大の 効果を挙 げるようにし なけ れ ば な
- 15 地方公共団 体 は 常にその 組織及び 運 堂営の 合理 化に努めるとともに、 他の 地 方公共団体に協力を求めてその 規 模 0 適 正 化 を 凶 ら な け れ ば なら な
- **16**) してはならない。 地方公共団 体 は 法令に違反してその 事務を処 理 L て は ならな \ \ \ なお、 市 町 村 及 び 特 別 区 は、 当 ⊺該都 道府 温県の 条例に 違 反 L てその 事 務 を 処 理
- (17) 前 項の規定に違反して行つた地方公共 団 体 .. (T) 行 治為は、 これを無効とする

第六条 都道 所県の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、 法律でこれを定め

2

- 都道 ï なかつた地域を市町村の区域に編入したときも、)府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたときは、 また、 同様とする。 都道府県の境界 ŧ また、 自ら変更する。 従 来地 方公共団 体の 区 一域に
- 3 ŋ でない。 前二項の場合において財産処分を必要とするときは、 関係地方公共団体が協議してこれを定める。 但 Ļ 法 律 に 特 別 0 定 があるときは、 この 限
- 4 前 項の協議につい ては、 関 係地方公共 団 体 .. (T) 議 会の 議 決を経なければならない。

 \mathcal{O} 第六条の 区 |域の全部 の他の一の都道府県の区域への編入は、 前 条第一 項の規定によるほか、二以上 の都道府県の廃 関係都道府県の申請に基づ 止 及びそれらの区域の全部 き、 内閣が国会の承認を経てこれを定めることが による一の 都道府 県の設置 一又は 都 道 できる。 府県の廃 止 一及びそ

- 5 4 3 2 前 項の申請については、 関係都道府県の議会の議決を経なけ ればならない。
 - 項 の申請は、 総務大臣を経由して行うものとする。
 - 項 の規定による処分があつたときは、 総務大臣は、 直ちにその旨を告示し なければならな
- 項 0 規定による処分は、 前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第七条 にその旨を総務大臣に届け出なければならない。 市 町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、 関 係 市 町 村 0 申 -請に基き、 都 道 府県 知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、 直

- 2 項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、 都 道 府県知 事 は、 あ らかじめ総務大臣に協 議 Ļ その **地方公共団体の**ての同意を得なは のけれ ば なら
- 3 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市 一がこれを定める。 町 対の廃置分合又は市町 村 0 境界の変更は、 関係のある普通 請 に基づき、 総務
- 4 前 \hat{o} 規定により都道府県 の境界にわたる市 町 村 の設 置 の処分を行う場合においては、 当該市町 村 0 の属すべ き都 道 府県に 0 いて、 関 係の あ る普

通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。

- (5) 項 、及び第三項の場合において財産処分を必要とするときは、 関係市町村が協議してこれを定め
- 6 第一項 及び前三項 での申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 項 、の規定による届出を受理したとき、又は第三項若しくは第四項の規定による処分をしたときは、 を国の関係行政機関の長に通知しなければならない 総務大臣は、 直 ちにその旨 [を告] 示すると
- 8 項、 第三項又は第四項の規定による処分は、 前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第七十 ろにより、 使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。 匝 条 その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、 普通 地 方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者 その代表者から、 (以下本編において「選挙権を有する者」という。) は、 普通地方公共団体の長に対し、条例 地地 方税 の賦課 政令の 徴収並びに分担 定め

- 2 前項の請求があつたときは、 当該普通地方公共団体の長は、 直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- 3 表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、 意見を附けてこれを議会に付 |議し、 その 結 果を同 項 0 代
- 4 議会は、 ればならない。 前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、 政 一令の定めるところにより、 第一 項の 代表者に意見を述べ る機会を与え
- (5) 後直ちにこれを告示しなければならない。 9挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法 (昭和二十五年法律 和二十五年法律第百号) 当該普通地方公共団体の選挙管理委員会におい 第二十二条 の規定による選挙人名簿 0 て、 登 録 その登録が行なわれ が行なわれ た日にお た日 V 7
- 6 ない。 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、 第一項の代表者 (以下この項において「代表者」という。) となり、 又は代表者であることが で き
- 住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一 公職選挙法第二十七条第 かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。 一項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者 (都道府県に係る請求にあつて 都道府県の区域内の 他 の市 は、 町 当 村 該市 の区域内に住 村 0 を移 次内に
- 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者
- の十九第一項に規定する指定都市 第一 選挙管理委員会の委員又は職員である者 項の請求に係る普通地方公共団体 (以下この号において「指定都市」という。) の区を含み、 (当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市 指定都市である場合には当該市 町村及び第二百五十二 の区を含む。)
- 7 ととなるときは、政令で定める期間、 項 (の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、 当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない。 参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長 0 選 挙が 行なわれるこ
- 8 の 選挙権を有する者は、 選挙権を有する者 (条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に 身体の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市

署名することを求める者を除く。)に委任して、 ..おいて、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、 自己 」の氏名 (以 下 「請求者の氏 名」という。 を当該署名簿に 記載させることができる。 この 場

- 前項の規定により委任を受けた者 氏名代筆者は、 当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければなら (以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。 の署名簿 に記 載 する場合 お
- 印 .をおした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、 应 日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、 条例 0 制 定又は改廃の請求者の代表者は、 条例 その旨を証明しなければならない。 の制・ 定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名 当該 市町 村の選挙管理委員会は、
- 2 関係 人の縦覧に供さなければならない。 ・町村の選挙管理委員会は、 前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、 その日から七 日 間、 その 指定した場 所にお て署名簿を
- 3 前項の署名簿の縦覧の期間及び場所につい ればならない。 て は、 市 町 村 の選挙管理委員会は、 予めこれを告示し、 且. つ、 公 一衆の)見易い. 方法によりこ れを公表
- 4 署名簿の署名に関し異議があるときは、 関 係 人は、 第二項 0) 規定による縦覧期 間 内に当該 市 町 村 0 選挙管理委員会にこれ を申 L 出ることが で
- (5) ならない。この場合において、 市 知し、併せてこれを告示し、 町村の選 挙管理委員 会は 前 その申出を正当でないと決定したときは、 その申出を正当であると決定したときは、 項の規定による異 議 の申出を受けた場合においては、 直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。 直ちに第一 その 項の規定による証明を修正し、 申出を受けた日から十 匹 日以内にこれ その旨を申出人及び関係人 を決定しなけ
- 6 決定をしたときは、 都道府県の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に関し第五項の規定による決定に不服がある者は、 市町村の選挙管理委員会は、 その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、 第二項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、 署名簿を条例の制定又は改廃の請求者の代表者に返付しなければならない。 又は前項の規定によるすべての異議につい その決定のあつた日から十日以内に て
- 7 !府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。
- 9 8 第七項 方裁判所に出訴することができる。 市 ?村の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に関し第五項の規定による決定に不服がある者は、 Ó 規定による審査の申立てに対する裁決に不服がある者は、 その判決に不服がある者は、 控訴することはできないが最高裁判所に上告することができる。 その裁決書の交付を受けた日から十四日以内に高等裁判所に出 その決定のあつた日から 十四四 訴することが 日以内に
- 審査の申立てに対する裁決又は判決が確定したときは、 村の選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合においては、 当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所は、 送付を受けた当該市町村の選挙管理委員会は、 直ちに裁決書又は判決書の写 直ちに条例 制定又は を関 係
- (11) 署名簿の署名に関する争訟については、 以は事件を受理した日から百日以内にこれをするように努めなければならない。 審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし 訴

廃の請求者の代表者にその旨を通知しなければならない。

(12) 、及び第九項の訴えは、当該決定又は裁決をした選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は高等裁 判 所の専属管轄とする。

13 第八項 及び第 ま 、九項の訴えについては、行政 同 法第十六条から第十九条までの規 事 件訴 訟 法 定は、 昭 和三十七年法律第百三十九号) 署名簿の署名の効力を争う数個の 第四十三条の規定に 請求に関しての かか み準 わら 用 する。 ず、 同 法 十三 条の 規 定

地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。 令の定めるところにより、 挙 権を有する者 (道の方面公安委員会について その総数の五十分の一以上 は、 の者の連署をもつて、 当該方面公安委員会の管理する方面本部 その代表者 から、 普通 0 管轄区 地 方 公共団体 位域内に の監 おいて選挙権を有する者 査 委員に対し 当該

- 前項の請求があつたときは、監査委員は、 直ちに請求の要旨を公表しなければならな
- に、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、 委員会、 監査委員は、第一項の請求に係る事項につき監査し、 農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならな 監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者に送 選挙管理委員会、 人事委員会若しくは公平委員会、 付し、 か つ、 公安委員会、 公表するとと
- 5 4 前項の規定による監査の結果に関する報告の決定は、 監査委員の合議によるものとする。
- 七十四条第六項第三号中「区域内」とあるの 1条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から前条までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合におい第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十分の一の数について、同条第六項の規定は第一項の代表者につ 管轄区域内)」と読み替えるものとする。 は、 「区域内 (道の方面公安委員会に係る請求については、 当該方面公安委員会の管理する方面 て、

分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 一举管理委員 学権を有する者は、 (会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。 政 今の定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、 以上の者の連署をもつて、 その代表者から、 普 その超える数 通 地方公共 団

- 2 前項の請求があつたときは、 委員会は、 直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- 3 第一項の請求があつたとき、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。
- 4 に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、 第七十四条第五項の規定は第一 七項 、から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準 項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、 同条第六項の規定は第一項の代表者に 甪 する。 その 超える数 同

た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 1通地方 その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一(その総数が四十万を超え て選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、 『求があつたときは、委員会は、 公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。 直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。 以上の者の連署をもつて、 議員の解職の請求をすることができる。 その超える数に六分の一を乗じて 十万を超える場合にあつて その代表者から

2

- 3 ァベての 第一 項 人の投票に付さなければならない。 つたときは、委員会は、これ を当 該 選 挙 区 \mathcal{O} 選 挙 人の 投票に 付さなけ れ ば ならな この 場 合に お 1 7 選 挙 X が な とき
- 4 条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。 て、第七十四条第六項第三号中 .六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、 第七十四条第五項の規定は第一 項の 「都道府県の区域内の」とあり、 選挙権を有する者及びその総数の 及び 三分の 市 の」とあるのは、 0) 数 (その総数が四十万を超 「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読 同条第六項の規定は 足える場 %合にあ 第一項 の代 つて 表者につい この場合にお その て、 える 同

替えるものとする。

、分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、 選 ?挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。 条 一挙権を有する者は、政 合の定めるところにより、 その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、 その代表者から、 普 その 通地方公共団 超える数 体

六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、 七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は前項の規定による請求者の署名について、 第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあ 《定は前項の請求について準用する。 同条第六項の規定は前項の代表者につい 第七十六条第二項 つて は、 、及び第三項 て、 超える数 同 条第

第八 十五 並 がに第八 条 政 .十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票にこれを準用する。 令で特別の定をするものを除く外、 公職選 学法 中普通地方公共団]体の選 学に関 する規定は、 第七十六条第三項 の規定による解 0 投

2 の投票は、 政令の定めるところにより、 普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

若しくは副市町村長、 数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対している。 (る者) は、 選挙権を有する者 政令の定めるところにより、 選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。 (道の 方面公安委員会の委員については、 その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、 当該方面 公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内にお その超える数に六分の一を乗じて得 いて選挙権 知事 を有

2 前項の 請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、 直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 を公表しなければならない。 項 の請 求があったときは、 当該普通地方公共団体の長は、これを議会に付議し、 その結果を同項の代表者及び関係 者に 通 知 Ļ カコ つ、

4 に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、 て、第七十四条第六項第三号中 、から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。 应 条第五項の規定は第一 項の 「区域内」とあるのは、 選 |分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項||学権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあ 「区域内 (道の方面公安委員会の委員に係る請求については、 当該方面公安委員会の の代表者につい つて その の場合にお いて、同 超える数

理する方面本部の管轄区域内)」と読み替えるものとする。

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める

- 2 前 項の 規定による議員の定数の変更は、 般選挙の場合でなければ、これを行うことができな
- 3 第六条の二第一項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道 議員の定数を増加することができる。 |府県においては、 前項の規定にか かわらず、 議 員 0) 任 期中に お て
- 4 定数を定めなければならない。 なる都道府県(以下本条において 第六条の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合におい 「設置関係都道府県」という。)は、 その協議により、 て、 その区 域の全部が当該新たに設置さ あらかじめ、 新たに設置される都 れる都道 道府県の 府 県 \mathcal{O} 議 区 会の *の* 議員 0
- (5) ない。 前項の規定により新たに設置される都道府 温泉の 議 会の 議 員 の定数を定めたときは、 設置関係都道府県は、 直ちに当 該定数を告示しなけ れば なら
- 6 とみなす。 前項の規定により告示された新たに設置される都 道 府 県 \mathcal{O} 議 会 \mathcal{O} 議 員 0 定 数は、 第一 項 の規定に基づく当 一該都道府県の 条例に より 定めら れ たも
- 7 第四項の協議については、 設置関係都道 府 県 0 議 会の 議 決を経なけ れ ば なら

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 前項の 規定による議員の定数の変更は、 般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- 3 V 、ても、 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、 議員の定数を増減することができる。 著しく人口の増減があつた市町村においては、 前項の規定にかかわらず、 議員の任期中に お
- 4 ときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。 するものとする。 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町 但し、 議員に欠員を生じたときは、これに応じて、 村の議会の議 員の職に在る者の数がその減少した定数を超えてい その定数は、 当該定数に至るまで減 る
- (5) 二以上のときは設置関係市町村の協議により、 分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村 ?合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部マ る市町村の議 会の議員の定数を定めなければならな 設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、 あらかじめ、 又は一 設置関係市町 部が当該 新たに設 置き 村が 廃置
- 6 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、 設置関係市町村は、 直ちに当該定数を告示しなけん ればならない。
- 7 定により告示された新たに設置される市町 村 の議 会の議員の定数は、 第一 項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものと
- ⑩ 第五項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第百三条 通 地 方公共団体の議会は、 議員の中から 議 長及び副 議長一人を選挙しなけ ればならな

- 2 議 殿長及び 副 長の任期は、 議員の任期による。
- 第百六条 普通 一地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、 副 議 長が議長の職務を行う。
- 2 議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を選挙し、 議長の職務を行わせる。
- 3 議 哦会は、 仮議長の選任を議長に委任することができる。

第百六十二条 副 知事及び 副市 町村長は 普通 地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

- 第百八 議会においてこれを選挙する。 選挙管理委員は、 選 挙権を有する者で、 人 格 が 高潔で、 政治及び 選挙に関し 公正な識見を有するもの のうち から、 普 通 地方公共団 体
- 議会は、 充員がすべてなくなつたときも、 前項の規定による選挙を行う場合においては、 また、 同様とする。 同 時に、 同項に規定する者のうち から委員と同 数の 補 充員 を 選 挙 L な け れ ば なら
- 3 委員中に欠員があるときは、 選挙の時が同時であるときは得票数により、 選挙管理委員会の委員長は、 得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。 補 充員の中からこれを補欠する。 その の順序は、 選 挙 \dot{O} 時 が異なるとき は 選 前
- 4 法律の定めるところにより行なわれる選挙、 投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない
- 6 (5) 第一項又は第二項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第三項の委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。 規 定
- 7 により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、 委員は、 地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。
- 8 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、 なければならない。 選挙管理委員会の委員長は、 直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通
- 第百九 政運 は一人とするものとする。 営に関 議員のうちから選任する監査委員の数は、 し優れた識見を有する者 監査委員は、 普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、 員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつて(以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合におい公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行
- 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。 少なくともその数から一を減じた人数以上
- 地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。
- 4 3 !見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

政令でこれを定める。

(5) 都道 府県 及び政令で定める市にあつては、 識 見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以 上 は、 常勤 でとし しなけ ば なら

ない。

(治質)

第二百三十三条 書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない 会計管理者は、毎会計年度、 政令の定めるところにより、 決算を調 製 し、 出 納 0 閉鎖後三 一箇月以内に、 証 書類その他 政令で定める

- 2 普通地方公共団体の長は、 決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならな
- 3 定に付さなければならない。 普通地方公共団体の長は、 前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の 認
- 4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 5 説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、 当該決算に係る会計年度に お ける主要な施策の 成
- 6 普通地方公共団体の長は、 第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 三項に規定する附属機関、 くはその内部組織 部 組織 を補助する職員又は第百七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。 (次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という。)、第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、 (次項及び第二百五十二条の十三において「委員会事務局」という。)、普通地方公共団体の議会、長、 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、 第百五十六条第一 項に規定する行政機関、 共同して、 第百五十八条第一項に規定する内部組織、 第百三十八条第一 ただし、 政令で定める委員会については、 項若しくは第二項に規定する事務局若しくは 委員会若しくは委員の事務局 委員会若しくは委員の この限りでない。 同条第 岩し その

- 2 増減し、 通 又はこれらの議会事務局、 前 地方公共団体は、 項の規定による議会事務局、 若しくはこれらの議会事務局、 同項の例により、 執行機関、 執行機関、 協議してこれを行わなければならない。 附属機関、 執行機関、 附属機関、 行政機関、 附属機関、 行政機関、 内部組織、 行政機関、 内部組 織、 委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、 内部組織、 委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通 委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し 地 方公共団体の 関係
- 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、 同条第四項の規定は第一 項の場合にこれを準用する。

(機関の共同設置に関する規約)

第二百五十二条の八 という。)の共同設置に関する規約には、 前条の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関 次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。 (以下この条において 「共同設置する

共同設置する機関の名称

- 共同 設 一する機関 ける普 通 方 公 共 寸
- 五四三 共同 設置 直する機
- 同 設置する機 関を組織する委員その関の執務場所 員 0 選 任 の方法及びその身 分取 扱
- 前 各号に 掲げるも のを除くほ か、 共 同 設他 置の 構成 機 関と関係普 通 地方公共団 体 :との関係 そ 0 他 共同設置する機 関 に 関 必 要 な 項

(共同 置 ー する 関 の委員等の 選任及び 身分取 扱

第二百五 各号のい 十二条の . ずれの方法によるかを定めるものとする。| |条の九||普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、 普 通 地 方公共団 体 · の 議 会が選挙すべ きも \mathcal{O} \mathcal{O} 選 任 に 0 1 て は 規 約 次

- 規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙すること。
- 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者につい て、 すべ て 0) 関係普通地方公共団体の 議会が 選挙すること。
- 団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、 規約で、 次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。 普通地方公共団体の長が当該 普 通 地 方公 共
- 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同 . 意を得て選任すること。
- 同意を得た上、 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、 規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。 それぞれの関係普通地方公共 団 体 \mathcal{O} 長 が 当 該 普 通 地 方 公 共 団 体 \mathcal{O} 議
- 3 !任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるも普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。「すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法による のとする。 \mathcal{O} 構 武成員で、 普 通 地 方 公共 団 体 0) 長、 委員 会又は 員 が
- 任すること。 関係普通地方公共団体の長、 委員会又は委員が協議により定めた者につい て、 規約 で定める普通地方公共 団 体の長、 委員会又は委員 を
- 該普通地 ッなす。 2地方公共団体の議会が選挙委員若しくは委員又は附属 地方公共団 体の |学し又は規約で定める普通地方公共団体の||属機関の委員その他の構成員で第一項又は 議会が選挙する場合においては、 規約で定める普 長が選任な第二項の場 任する場合においての規定により選任す 通 地 方公共団体の 、ては、 する 職 員と ŧ 当 \mathcal{O}
- 11 につい 普通地方公共団 ては、これ 1れらの者を選任する普通地1体が共同設置する委員会の 方公共団体の長、委員会又は委員委員若しくは委員又は附属機関の \hat{o} 委員その 属する普 他 通地方公共団体の職員とみなす。の構成員で第三項の規定により選 任 するも 0 分 取

はする

寸

第二百 |学権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決によりこれを解職することができるものの解職については、||五十二条の十||普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の おける選挙権を有する者が、 十 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属:機関の委員等の解職請求) 政令の定めるところにより、 その属する普通地方公共団体の長に対し、 解職の 請求を行い、 法律の定めるところによ <u>ニ</u>の 関係普通地方公共 普 通 地 方公共

職は、 公共 寸 団 0 成立するものとする。 体の共同 共 同 .設置する場合においてはすべての関係普通 一設置する場合においてはその 半数を超える関 地 方公共団体の議会におい 係普 通地 方公共団 体 0 て解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以 議 会に おいて解職 に同意する旨の 議決があ つたときは、 上の 普 通 当 該 地 解 方

共同設置する機関の補助職員等)

- 第二百五十二条の十一 関においてこれをつかさどるものとする。 より共同 う。)の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、 .設置する委員会の委員又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体(以下この条において「規約で定める普通地方公共団体」と 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、 第二百五十二条の 規約で定める普通地方公共団体の 九 第四 項 又は 第 Ŧī. 項 \mathcal{O} 執行機 規 定
- 2 地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は 附 属機関に要する経費は、 関係 普 通 地方公共団体がこれを負担し、 規約で定 \Diamond る普 通
- 3 普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、 規約で定める普 通地方公共団 体の 収入とす
- 4 管理の においては、 表しなければならない。 普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事 通常の監査は、 規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、 規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うも 監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、 務の執行及び関係普通地方公共団 体の経営に係る事 のとする。 か つ、 この 場合 を公公 業 \mathcal{O}

共同設置する機関に対する法令の適用)

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これらの機関 管理 団 「及び執行に関する法令、条例、 体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。 規則その他の規程 の適用については、 この法律に特別の定めがあるものを除くほ か、 それぞれ関 の権限に属する事 係普 通 地 方公公 務 \mathcal{O}

|議会事務局等の共同設置に関する準用規定)

第二百五十二条の十三 人機関、 . 部 組 委員会事務局、 第二百五十二条の八から前条までの規定は、 普通地方公共団体の議会、 長、 政令の定めるところにより、 委員会若しくは委員の事務を補助する職 第二百五十二条 ||員又は がの七 専門委員 の規定による議会事務局、 の共同設置につい 行 準

指定都市の権能)

できる。

第二百五十二条の十九 づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、 政令で指定する人口五十万以上 の市 (以 下 「指定都市」という。)は、 次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基 政令で定めるところにより、 処理すること

- 福 祉 関 はする事
- 民生委員 E 関 はする事 務
- . 障 害者 1の福 祉 に関 す ^る事

生活保護に関する事 務

旅病人及び行旅死亡人の取り 社会福祉 事 業に関する事務 扱 関 はする事

十十十十九八七六六五五五四三二一 一二一 の のの の の の の の の の 息食障母二母三二行生身民児 結二 興 地品害子 よ 子 が活体生産 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事 知的障害者の福 祉 に関する事務

老人福祉に関する事 務

障害者の自立支援に関する事 母子保健に関する事務

墓地、 食品衛生に関する事務 埋葬等の規制に関する事

行場、 旅館及び公衆浴場の営業の規制に 関する

務

ー の 二 精神保健及び精神障害者の福祉に 関する事務

都市計画に関する事務 核の予防に関する事 務

十五 十四四 土地 外広告物の規制に関する事務 区画 整理事業に関する事 務

可、 け \mathcal{O} 指定都 認可等の処分を要せず、 他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、 可、 るものとする。 認可等の 承認その他これらに類する処分を要し、 市がその事務 処分若しくは指 を処理するに当たつて、 若しくはこれらの指示その他 示その他の命令に代えて、 又はその事務の処理について都道 法 律又はこ 各大臣の許 の命令に関する法令の規定を適用せず、 れに基づく政令の定めるところにより 可 認可等の 府県 処分を要するものとし、 知事若しくは都道府県の委員 都 又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許 道府県知 政令の 若しくは各大臣の指 界の委員会のYA 和事若しくはW 定めるところにより、 改 都 善、 道 府 示その 停県 芷 0 委員 これ 他の 制 会の 限、 らの 命令を受 禁止そ 許 許可 可

組 合の 種 類及び設

2

第二百 八十四 条 部 事 務 組合及び広域連合とする。

その つきその執行 诵 地 他の 方公共団 のものにあつては都道府県知事公共団体及び特別区は、その事条 地方公共団体の組合は、一 機関の権限に属する事項がなくなつたときは、 許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加 その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。 加 一部事務知の一部事務の 組の にあ 合内 の地 0 ては総務 方公共団

- 3 ることができる。この場合においては、 たり総合的かつ計画的に処理するため、 計 三画」という。)を作成し、 一方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、 その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、 その協議により規約を定め、 同項後段の規定を準用する。 前項の例により、 総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、 広域にわたる総合的 並びにその事務の 広域連合を設け 部を広域にわ 以 下
- 4 総務大臣は、 前項の許可をしようとするときは、 国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

(組織、事務及び規約の変更)

- 第二百八十六条 とするときは、この限りでない。 県知事の許可を受けなければならない。 しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、 ただし、 次条第一項第一号、 都道府県の加入するものにあつては総務大臣、 第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一 その他 部事務組合の規約を変更しよう 又は 部 のも 事務 のにあつては都道府 組 合 の規約を変 更
- 2 寸 体の協議によりこれを定め、 一部事務組合は、 次条第一項第一号、 前項本文の例により、 第四号又は第七号に掲げる事項の 直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。 みに係る一 部 事務 組 合の規約を変更しようとするときは、 関係地 方公 共

(組織、事務及び規約の変更)

第二百九十一条の三 限りでない。 たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。 許可を受けなければならない。 するときは、 関係地方公共団体の協議によりこれを定め、 広域連合は、 ただし、 これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、 次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新 都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道·)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、 又は広域連合の規約を変更しようと 府県知事 \mathcal{O}

- 2 総務大臣は、 前項の許可をしようとするときは、 玉 の関係行政機関の長に協議 しなければならない。
- 3 これを定め、 広域連合は、 第一項本文の例により、 次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、 直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。 関係地方公共団体の協議により
- 4 るとともに、その旨を当該広域連合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。 上次条第一項第四号又は第九号に掲げる事項に係る規約につき必要な変更を行い、第一項本文の例により、 前条第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変更されたときを含む。)は、 総務大臣又は都道 広域連合の長は、 府県知事に届出 [をす
- 5 報告しなければならない。 都道府県知事は、 第一項の許可をしたとき、又は第三項若しくは前項の届出を受理したときは、 直ちにその旨を公表するとともに、 総務大臣
- 6 政機関の長に通 第一項の許可をしたとき又は第三項若しくは第四項の届出を受理したときは直ちにその旨を告示するとともに、 前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。 これ を 玉 関 係 行
- 7 「域連合の長は、 広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要があると認めるときは、その議会の議決を経

連 合を 組 する地方公共団体に . 対 し、 当 該 を組織に対 連 合 の規約を変更するよう要請することができる。

8 前 項 0 規 定に よる要請 があつたときは、 広 域 | 連合を 織 する地・ 方公共団 一体は、 これ を尊 重して必要な措置を執るように L なけ

n

ば

なら

な

定都市 議会の 。)

の区を含み、 。)の区を含み、指定都市である場合には当該市の区」とあるのは「広域連合(当該広域連合が、広域津県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 のは 広域 項前段に 条第五項 会の 二条の三十九(第十 る」とあ 連合を組 以 び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下 を有する者(以 料及び手数 外下この を有する者」とあ)の規定中「選 連合 方公共団体の 議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合に 「の区を含む」と、第八十条第四項前段において準用する第七十四条第六項第三号中「普通地方公共団体 議員を選 前段、 号において同じ。)」と、 (るのは「の加入する広域連合に係る」と、「の他の市町村の区域内」とあるのは 織する地方公共団体の議会において当該広 おいて準用する場合を含む。)中「普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、 (当該広域連合」と、「(以下この号において「指定都市」という。)の区を含み、 下この号において「指定都市」という。 、料の徴収に関するものを除く。)の制定若しくは改廃、 0 第七十六条第四項、 挙する広域連合である場合には当該選挙区の区域の全部又は一部が含まれる市町村及び第二百五十二条の十九 下本編において「選挙権を有する者」という。 区 めるのは 域内の市町村及び指定都市の区 挙権を有する者」とあるのは 兀 前]項を除る 編第五 「請求権を有する者」と読み替えるほか、 章 く。)の規定は、 (第七十五条第五 第七十四条第六項第三号 第八十条第四項前段、 政令で特別の定めをするものを除くほ 項後 「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の) の 区 域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選 (当該広域連合の区域内にあるものに限る。)」と、 段、第八十 第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準 (選挙区がないときは当該広域連合の区域内の (第七十五条第五項前段、)」とあるの · 条 第 四 広域連合の事務の執行に関する監査、 必要な技術的読 項 後 段、 は「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別 「請求権を有する者」という。 八 か、 替えは、 十五条及び第八 第七十六条第四 広域連合の条例 「の他の市町村の 都道府県である場合には当該 政令で定める。 指定都市である場合には当該市の区を含む」とある 広域連合の 十六条第四 |項、第八十一条第二項及び第八十六条第 (以下この号にお 第二百五十二条の三十九第 市町村及び指定都市 広域連合の議 (地方税) 」 と、 におい 区 選挙人の投票により当該広域 域内 (当該普通 て、 項 用する場合を含む。)中 0 (当該広域連合の区域内に 同章 同条第六項第一号 賦 段 議会の議員及び長の 会の解散 課 を 挙した議会が置か 都道府県」とあるの (第七十四 徴収 いて「指定都市」という 地 除 方公共団体が、 並びに 第一項に規定する指 \mathcal{O} 区)を含み、 又は広域 区の議会の 一項 条第 分担 び (第七十五 单 一項 連合 二百 れてい 都道 連 に 議 選 広域 合の 限る。 を除 は 員 挙 \mathcal{O} 五. 係 議 府 及 権 用

- を超える場合にあ 前項に定めるもののほ を有するもの 代 から、当該広域連合の長に対し、 つては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以 (第五項前段において「請求権を有する者」という。) は、 か、 広域連合を組織する普通地 当 該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。 方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連 令で定めるところにより、 その総数の三分の一 上の者の (その 合の 総数が四十万 連署をもつ
- 求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合においては、当該要請をした旨を同項の代 定による請求があつたときは、広域 連合の長は、 直ちに、 請求の 要旨を公表するとともに、 当該広域連合を組 織する地方公共 表者に通 団 知 L 対

- 十四 規 条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の 定による要請 があつたときは、 広域 連合を 組 織 する地方公共団体は、これ 一の数 (その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数 を尊重 して必要な措置を執るようにしなけ ばなら な
- 5 4 項中 市 別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下「請求権を有する者」という。)」と、 方公共団体 て「指定都市」という。 町 :ら第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、 十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特 四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、 `村の区域内」とあるのは 「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、 (当該普通地方公共団体が、)の区を含み、 「の他の市町村の区域内 都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合(当該広域連合」と、 指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、 (当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。)」と、 同項第 一号中「に係る」とあるのは 同条第六項の規定は第二項の代表者について、 「の加入する広域連合に係る」と、 同条第八項並びに第七十四 この場合において、 同項第三号中 「(以下この号にお 政令で定め 条第七 同条第六 「普通地 「の他の 第 項
- 6 より第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第一項において準用する第七十五条第一項 請求に係る事項についての第二百五十二条の二十九に規定する個別外部監査人の監査について準用する。 第二百五十二条の三十八第一項、 政令で定める。 第二項及び第四項から第六項までの規定は、 第一項において準用する第二百五十二条の三十九第一項の規 この場合において必要な技術的読替え 定に
- 7 定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票について準用する。 政令で特別の定めをするも のを除くほ か、 公職選 拳法中普通地方公共団体 \mathcal{O} 選 挙に関する規定は、 第 項に お 1 7 準 用 する第七十六条第三項 0
- 8 前項の投票は、 政令で定めるところにより、 広域連合の選挙人による選挙と同時にこれを行うことができる。

画

- 2 一百 域 九十一条の 計画は、 第二百 七 広域 九十一条の二第一 連合は、 当該広域連合が設けられた後、 項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき 速やかに、 その議会の議決を経 て、 広 域 計画 を作成し なけ (変更されたときを含 れば なら
- その他これを変更することが適当であると認められるときは、 変更することができる。
- 3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、 その議会の議決を経なければならない
- 4 「域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、 広域計画に基づいて、 その事務を処理するようにしなけ ればならな
- 5 「域連合の長は、 《広域連合の議会の議決を経て、 できる。 当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるとき 当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、 当該広域計画の実施に関し必 要な措置 を講ずべきことを勧
- 広域連合の長は、 めることができる。 前項 0) 規定による勧告を行つたときは、 当該勧告を受けた地方公共団体に対 Ļ 当 一該勧告に基づい て講じた措置について報告

第二百 九 |又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。 十六 条の 財産区は、 その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃 止 に ついては、 その住民の福祉を増 進 するととも に 財 産 あ る市

- 2 務に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、当該市町村又は特別区は、 財 ?して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。 ②産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、 当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の 、その 充当した金額の 全部又は 部 限 度に を市 お い町 村又 て、 財産区 は 特別 $\overline{\mathcal{O}}$ 区 住民 0 事
- 3 前段の協議をしようとするときは、財産区は、 予めその議会若しくは総会の議決を経、 又は財産区管理 任会の同 意を得 なけ ればならない。

 \bigcirc 地 方自 治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 地 方自 治 法の 部を改正する法律 (平成二十三年法律第三十五号) による改正前 抄)

第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

- ② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。
- 3 1別地方公共団体は、 特別区、 地方公共団体の組合、 財 産 区 及 び 地方開発事業団とする。

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

- ればならない。 百万人で除して得た数を当該各号に定める数に加えた数(その数が百三十人を超える場合にあつては、 都道府県の議会の議員の定数は、 次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、 当該各号に定める数 (都にあつては、 百三十人)) を超えない範囲内で定め 特別区の存する区域の なけ
- 人口七十五万未満の都道府県 四十人
- 人口七十五万以 上百万未満の都道府県 人口七十万を超える数が五万を増すごとに一人を四十人に加えた数
- 人口百万以上の都道 百二十人) 府県 人口九十三万を超える数が七万を増すごとに一人を四十五人に加えた数 (その数が百二十人を超える場合にあつて
- 3 つた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。第一項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた都道府県においては、その超えることとな その超えることとな
- 4 第六条の二第一項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道府県においては、前二項第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- (5) ても、 第六条の二第一項の規定による処分により、 議員の定数を増加することができる。 前二項の規定にかかわらず、 議 員 0 任 期中に おい
- 6 なる都道府県(以下本条において 第六条の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、 「設置関係都道府県」という。)は、 その協議により、 嘅により、あらかじめ、新たに設置される都道: その区域の全部が当該新たに設置される都道: 府県 の議会の \mathcal{O} X 議員の
- 7 前項の規定により新たに設置される都道府 温泉の 議会の議員の定数を定めたときは、 設置関係都道府県は、 直ちに当該定数を告示しなければ なら

- 8 前項の とみなす。 より告示され た新たに設置される都 道 府 県 \mathcal{O} 議 会 0 議 員の 定数 なは、 第 項 の規定に基づく当 該 都 道 府 県 0 条例 に より 定め 6 れ
- 第六項 の協 議に ついては、 置関係都道 府 県 0 議 会の 議 決を経なけ れ ば なら な

町村 0 会の議 員の定数は、条例で 定める。

- 市 町 ·村 の 殴会の議 町村の の定数は、 次の各号に掲げる市 町村 の区分に応じ、 当該各号に定める数を超えない 範囲 丙 . で 定 め な け れ ば ならな

- 九十六人)
- 4 3 た日 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中に第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。第一項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつ
- (5)
- 6 ときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合にお いても、 議員の定数を増減することができる。 議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、いて当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少 少した定数を超 当 該· 定数に至るまで 減る

するものとする。

以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置され分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が二) 第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置 村の 議会の議 員の定数を定めなければならない。

- 9 8 前項の 前 \hat{o} 規 規 流定に 定に より告示され より新たに設置される市 た新たに設置される市 一町村の 議 殿会の議 町 村 の議 員 の定数を定めたときは、 会の 議員の 定数 気は、 第一 設置関係 項 の規 定に基づく当 市町村は、 直 該 一ちに当該 市 町 村 0 定数を告 条例 に より 示 しなけ 定 めら れ ば れ なら たものと な
- 10 第七項 0 協 議 に 0 い て は 設 置関係市 町 村 0) 議 会 0 議 決を経なけ れ ればなら ない。

4

いなす。

第二百三十三条 書類とあわせて、 会計管理 普通地方公共団体の長に提出しなければならな 者は、毎会計年度、 政 令の定めるところにより、 決算を 調 製 Ļ 出 納 \mathcal{O} 閉 鎖 後三 一箇月 以 内 に、 証 書 類 そ 0 他 政令で定め る

- 2 普通地方公共団体の長は、 決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならな
- 3 定に付さなければならな 普通地方公共団体の長は、 前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の 通常予算を議する会議までに 議会の 認
- 4 項の規定による意見の決定は、 監査委員 (の合議によるものとする。

5

- 説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。 普通地方公共団体の長は、 第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、 当該決算に係る会計年度に お ける主 一要な 施 0) 成
- 6 普通地方公共団体の長は、 町村にあつては都道府県知事に報告し、 決算をその認定に関する議会の議決及び第三項の かつ、 その要領を住民に公表しなければならない。 規定による監査委員の 意見と併せて、 都 道 府県にあ つては総務 大臣

(条例

第二百五 十二条の十七の十一の制定改廃の報告) 府県にあつては 総務大臣、 第三条第三項の条例を除くほ 市 町村にあつては 都道府県知事にこれを報告し か、 普通地方公共団体は、 なければならない。 条例を制定し又は改廃したときは、 政令の定めるところによ

組 合の 種 類 後 び

第二百 合は、一部 全部事務組合及び役場事務組合とする。

- 2 部事 す るものにあつては総務大臣、 通地方公共団体及び特別区は、八十四条 地方公共団体の組合 組 合内の 地方公共団体につきその執行 その他のものにあつては都道府県知事の 第六項のほ 機関 場合を除くほか、その語事務組合、広域連合、 の権限に属する事項がなくなつたときは、 その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定 許可を得て、 部事務組合を設けることができる。 その執行機関は、 部事務 組 。この場合においてを定め、都道府県の 合の成立と同 府県の に消滅す がて、一人
- がけることができる。この場合においては、 域 たり総合的 「計画」という。)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図 地方公共団 かつ計画的に処理するため、 |体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関 その協議により規約を定め、 同 .項後段の規定を準用する。 前 項の 例により、 総務大臣又は都道府県知 広 り、 域にわたる総合的な計 並びにその事務 事 Ō 許可を得て、 *の* 広域連合を 画 部を広域 。 以 下

- 4 大臣 前 項の許 可をしようとするときは、 玉 の関係行 政 機関の長 に協議しなけれ
- 5 部事務組合を設けることができる。この場合においては、 町 特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、 全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、 その協議により規約を定め、 都 道 府県 知 の許 可を得て、
- 6 組合を設けることができる。この場合において、 町 付は、 特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、 役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、 その協議により規約を定め、 全部事務組合の成立と同時に消滅する。 都道府県知事の許可を得て、 その執行機関は、 役場事務 役

画

事

務組合の成立と同時に消滅する。

九十一条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、 速やかに、 その議会の議決を経て、 広域計画を作 成しなけ ればなら

- 2 律の規定による計画であつて当該広域計画の項目に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにしなければならない。 広域連合は、広域計画を作成するに当たつては、第二条第四項(第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。)の基本構想及び他 0) 法
- 3 広域連合は、 広域計画を作成したときは、直ちに、これを当該広域連合を組織する地方公共団体の長に送付し、 総務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。 かつ、 公表するとともに、
- 百八十四条第二 「項の例により、
- 5 広域計画は、 総務大臣は、 第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変更されたときを含 前項の規定による提出があつた場合においては、 直ちにその内容を国の関係行政機関の長に通知しなければならな

その他これを変更することが適当であると認められるときは、

6 を準用する。 広域連合は、 広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。 この場合においては、 第二項 から 第四 項までの

変更することができる。

7 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、 広域計画に基づいて、 その事務を処理するようにしなければならな

8

- は、 告することができる。 広域連合の長は、 当該広域連合の議会の議決を経て、 当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるとき 当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、 当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧
- 9 かることができる。 「域連合の長は、 前項 の規定による勧告を行つたときは、 当該勧告を受けた地方公共団体に対 Ļ 当該勧告に基づい て講じた措置に つい 7

一部事務 組 合

- 第二百九十一条の十四 会の議決を経てこれを定め、 協議によりこれを定め、 全部事務組合は、 当該全部事務組合を組織する町村の数を増加しようとするときは当該全部事務組合と新たに加入しようとする町 道府県知事の許可を受けなければならない。 当該全部 事務組合を組織する町村の数を減少 し又は全部事務組合の規約を変更しようとするときはその
- 2 全部事務組合の規約には、 次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。
- 全部事務組合の名称

- 事 務 組 合を 組 する地方公共 寸 体
- 事務 組 合の共同処理する事務
- 全部事務組 合の事務所の位置
- 4 全部事務組合を解散しようとするときは、 項又は前項の場合において、財産処分を必要とするときは、 その議会の議決により、 関係地 都道府県 方公共団 体と全部事務組合との 0 可を受けなければ 協議により ならな 文は 全部 事 務 組 合 \mathcal{O} 議会の 議

知

事

許

決によりこれを定める。

5 組合の議会の議決を経なければならない。 第二百八十四条第五項並びに第一項及び 前 項 \hat{O} 協 議 に 0 いては、 関 係地方公共団体にあつてはその 議会、 全部事 務 組合にあ つては当 該 全部 事 務

、役場事務組 合

第二百九十一条の十五 役場事務組合の 規約に は、 次に 掲げる事項に つき規定を設け なけ れ ばならな

- 役場事務組合の名称
- 役場事務組合を組織する地方公共 団 体
- 役場事務組合の共同処理する事務
- 役場事務組合の事務所の位置
- 役場事務組合の議会の組織及び議員の 選 学の 方
- 六五四三二 役場事務組合の経費の支弁の方法
- 役場事務組合を解散しようとするときは、 ならな
- 3 いを経なければならない。 第二百八十四条第六項、 前 項並びに次項において準用する第二百八十六条及び第二百八十九条の協議についてとするときは、関係地方公共団体の協議により、都道府県知事に届出をしなければ は、 関 係 地 方公共 (団体の 議会の 議
- 項」と読み替えるものとする。 第二百八十六条中「次条第一項第 第二百八十六条、第二百八十七条第二 (条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは 一号、 項、 第四号又は第七号」とあるのは 第二百 「第二百九十一条の十五第四項 八十九条及び第二百 九 「第二百 十一 条の規定は、 において準用する第二百八十六条又は第二百 九十一条の十五第一 (十五第一項第一号、第四号又は第役場事務組合について準用する。 第四号又は第六号」と、 この場 九十一条の十五第二 場合に お 第二百八 1 て、

第二百九 村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。 財産区は、 その 財産又は公の施 設の管理及び処分又は廃 ĬĿ. に ついては、 その住 民の 福祉を増 進 するととも に 財 産 区 あ る市

- る基準に反するものについては、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければ、これをすることができない。 くほか、その財産又は公の施設の全部又は一 財産区は、その財産又は公の施設の全部又は一 部の処分又は廃止であつて、 部を財産区のある市町村又は特別区 当該財産区 .の設置の趣旨を逸脱するおそれのあるも の財産又は公の施設とするため に 処分又は廃止する場合を除 のとして政令で定め
- 3 務に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、 .対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。 財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、 当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市 当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度にお 1 町村又は特別区 て、 財 発産区の 住民 \mathcal{O}
- 4 前項前段の協議をしようとするときは、財産区は、 予めその議会若しくは総会の議決を経、又は財産区管理会の同意を得なけ ればなら
- (5) ならない。 第三項後段の規定による不均一の課税又は徴収については、 当該市町村又は特別区は、 あらかじめ都道府県知事に協議し、 その同意を得なけ れ

第二百九十八条 けることができる。 を総合的に実施するため、 普通 地方公共団体は、一定の地域の総合的な開発計画に基づく次の各号に掲げる事業で当該普通地方公共団体の事務に属するも 他の普通地方公共団体と共同して、これらの事業の実施を委託すべき地方開発事業団 (以 下 「事業団」という。 を設

- 住宅、工業用水道、 道路、 港湾、 水道、 下水道、 での他の用地の取得又は造成公園緑地その他政令で定める施 設 の建 設 (災害復旧を含む。)
- 前号に掲げる施設の用に供する土地、工場用 地その他
- 土地区画整理事業に係る工事
- 普通 を除く。 設けようとする場合にあつては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。 普通地方公共団体は、 地方公共団体をいう。)についても、また同様とする。 事業団を設けようとするときは、 以下同じ。)の数の増減又は事業団の規約の変更 その議会の議決を経てする協議により規約を定め、 (次条第一号、 第三号又は第七号に掲げる事 ない。設置団体(事業都道府県又は都道) 項のみに係る規約の (事業団 府県及び の設置者たる 変更
- によりこれを定め、 [置団体は、次条第一号、第三号又は第七号に掲げる事項のみに係る事業団の規約を変更しようとするときは、 前項の例により、 直ちに総務大臣又は都道府県知事にその旨 を届け出なければならない。 その議 会の議決を経てする協
- \bigcirc 最 官国 民審查法 (昭和二十二年法律第百三十六号) (抄)

第五 区 十四条 これを適用する。 この法律中市に関する規定は、 東 京都 0 区 の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九 第 項 0 指 定都 市 に お V · て は、 特別 区 及

(町村組合等に関する特例)

第五十五条 村の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。 この法律の適用については、全部事務組合又は役場事務組合はこれ を一 町 村、 その組合の 選挙管理委員会及び選挙管理委員はこれ を町

※地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)による削除前

○ 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)(抄)

行猶予の言渡しを受けた者については、 被選挙権を有しない。 第二十三条から第二十六条の五まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、 その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの その)間)、 裁判が確定した日から五年間 公職選挙法 に規定する選挙権及 (刑 の

- 2 者は、 五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、 第二十三条、第二十四条、 その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその 第二十五条第一 項、 第二十六条、 第二十六条の二、 第二十六条の四及び前条第二項の罪を犯し禁錮 公職選挙法 に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。 の刑に処せら
- 3 五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき 挙権を有しない旨の規定を適用せず、 間 裁判所は、情状により、 【を短縮する旨を宣告することができる。 刑の言渡しと同時に、 若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項 第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び 被選 \hat{O}
- もの について準用する。 公職選挙法第十一条第三項 とする。 この場合において、 の規定は、 同条第三項 前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由がなくなつたとき 中 「第一項 又は第二百五十二条 」とあるのは、 「政治資金規正法第二十八条」と読み替える

〇 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)(抄

(地方債の協議等)

第五条の三 総務大臣 1又は都道府県知事に協議しなければならない。ただ-地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、 ただし、 利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、 軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。 政令で定めるところにより

- 2 規 する協 は、 地方債 0 起 債 0 目 的 限 度 額 起 債 の方法、 資 金、 利 率、 償 還 の方法その他政令で定め る事 項 を明ら カ に して行うも
- 3 資金を借り入れることができる 団 項 に規定す っる協 議に お 1 て 総 務 大臣 又は 都道 府県 知 事 Ō 同 意を得た地方債につい て 0) み、 当 該 同 意に 係 る政 令 定 る公
- 律第二百十一号)第七条の定めるところにより、 府県知事が第一項に規定する協 同条第 議に 二号の地方団体の歳出総 お いて同意をした地方債 に保 頼の見込額に算入されるものとする。 る元利償還に要する経費は、 地 方 交 付 税 法 (昭 和 二十 五. 年 法
- 償還の方法を変更しようとする場合には、 |体が、当 長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合は、 地方公共団体が、第一項に規定する協議の上、 該同意を得ないで、 地方債を起こし、 当該地方公共団体の長は、 又は起債の方法、 総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、 利率若しくは償還の方法を変更した後に、 その旨をあらかじめ議会に報告しなければなら 地方債を起こし、又は起債 次の会議においてその旨を議会に報 ただし、 の方法、 地方公共団 当該地方公共 利 率 若 くは 体

することをもつて足りる。

- 6 第三項 から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律 を作成し、これらを公表するものとする。 総務大臣 するために必要とされる基準を定め、 、から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債を含む。 毎年度、政令で定めるところにより、 並びに総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債(次条第一 総務大臣又は都道府県 (平成十九年法律第九十四号) 知事が第一項に規定する協議における同)の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書 第十三条第一項に規定する許可をするかどうか 意並 立びに次れ 条 第一 項 及び 及
- 総務大臣は、 意見を聴かなければならない。 第一項に規定する協議における総務 大臣 の同 意並びに前項に規定する基準 の作成及び同 項の 書 類 0 作 成については、 地 方財 政 審

地方債についての関与の特例

ころにより、 五. 一条の四 次に掲げる地 総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなけ、に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、 いればならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をす又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、 の規定による協議をすることを要しな ると

- 穴に係る歳出 歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前 定した歳出 当該 年 -度の前 「をいう。以下この号において同じ。)に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入(政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。)が歳出(政令で定めるところ に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額が、 政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体 年度に執 行すべ 前 により き事 年度
- .償還金に準ずるものとして政令で定めるもの(以下この号において「準元利償還金」という。)の額との合算額から地方債 政令で定める地方債に係る元利償還金 :償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法の定めるところにより地方債に係る元利償還 て普通 交付 税 の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額 (政令で定めるものを除く。 以下この号において「地方債の元利償還金」という。)の額と地方債 (特別区にあつては、 の元利償還金又は に要する経 元

係るものを合算したものの三分の一の数値が、政令で定める数値以上である地方公共団 収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費の額を控除した額で除して得た数値で当 当する額として総務大臣が定める額とする。 以下この号において「算入公債費の額」という。)との合算額 該 年度前 を控除 した額 三年 - 度内の を標準 的 度に な 規

- 三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体
- れのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体 のうち、 将来において地方債 0 完利 /償還 金 の支払 を遅 延するおそ
- 五. 若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、 前条第一項の規定による協議をせず又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに 政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの 地 方債を起こし 又は 起 債 0 方法、 利 率
- 前条第一項の規定による協議をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、 当 該協 議若 しく は 可 に 関
- 2 総務大臣は、 する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、 前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、 政令で定めるところにより総務大臣が指定したも 当該指定を解 除 す

るものとする。

- 3 都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、 財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体 利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、 前条第一項の規定による協議をすることを要しない。 (第 項各号に掲げるものを除く。 は、 当 該 公営企業に要する 総務大臣 又 経 費
- により算定した額以上であるもの たに同法の規定の全部又は 外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもののうち繰越欠損金があるもの及び当該年度におい 地方公営企業法 (昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営 一部を適用したもので、 政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるとこ 企業 7
- 不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの 前号に掲げるもののほか、 第六条に規定する公営企業で政令で定めるもの のうち政令で定めるところにより算定した当該年度 0 前 年 度 0) 資 金
- 満である地方公共団体 普通税 ·若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、 合においては、 (地方消費税、 前条第一項の規定による協議をすることを要しない。 (第一項各号に掲げるものを除く。) は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、 道府県たばこ税、 市町村たばこ税、 鉱区税、 特別土地保有税及び法定外普通税を除く。)の 総務大臣又は都道府県知事の 許可を受けなけ 税率 0 V ればならない。 又は起債の方法、 ず れ か が 標準 税 率 利 未
- により許可を受けなければならないものとされるものを除く。)は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、 するもの(特別 地方税法 1率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、 (昭和二十五年法律第二百二十六号)第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により の規定による協議をすることを要しない。 土地保有税を除く。)の税率のいずれかが標準税率未満である場合においては、 都知事の許可を受けなければならない。この場合におい 特別区 (第一項各号に掲げるもの及び前項の 又は起債の方法 規定 ては が 課
- 6 前 ただし書の規定は、 第一項及び第三項から第五項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、 同 条第

定する許 規 定 可 を得た地方債に係る元利償還に 項及び第三項から第五 項 までに規定する許 要する経費について準 可を得た地 甪 でする。 方債 に 0 1 て、 同 条 第 加 項 0 規 定 は 第 項 及 び 第 項 カコ 6 \pm 項 まで

松務大臣 うい ては、 は、 第一項、 地方財政審議会の意見を聴 第三項及び第四項の 心かなけ 総務大臣 れ の許可並びに ばならない。 第 項 第四 号 か 5 第六号まで 0 規定による指定及び 第 二項 0 規 定 に ょ 定の

〇 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)(抄

(相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)

あるときは 条の三第一項、第十九条の四第一項及び第六十三条の場合並びに 次の 場合において、 各号の 当該 財産を相続 いずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる者が、 その者が相続人(相続を放棄した者及び相続権を失つた者を含まな により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときは当該財産を遺贈により取得したものとみ 「第十五条第二項に規定する相続人の数」という場合を除 当該各号に掲げる財産を相 第十五条、 記続又は 第十六条、第十九条の二第 遺 贈 ょ ŋ き、 取 得したも 以下同 一項、 なす。 じ。)で み

- 当該 1.基因する死亡に伴い支払われるものに限る。)を取得した場合においては、当該保険金受取人(共済金受取人を含む。以下同じ。)(済金を含む。以下同じ。)又は損害保険契約(これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む。以下同じ。)の保険金(偶 6保険金 人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約 (次号に掲げる給与及び第五号又は第六号に掲げる権利に該当するものを除く。)のうち被相続人が負担した保険料 (これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む。 以下同じ。)の)につい 分 (済掛 然な事 保険 金を 金 て故
- 当 □該給与 る給付す 被相続 4続人の死亡により相続人その他の者が当該被相続人に支給されるべきであつた退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与以下同じ。) の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部2 を含む。) で被相続 人の死亡後三年以内に支給が確定したものの支給を受けた場合においては、当該 .給与の支給を受けた者について、 5令で定
- つた場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約を除く。相続開始の時において、まだ保険事故(共済事故を含む。以下同じ。)が発生して 人以外の者が当該 生命保険契約の 契約者であ るものがある場合においては、当該生命保険契約の契約者について、 除く。)で被相続人が保険生していない生命保険契約 料の一 全期 一部又は一部を負担し、短期間内に保険事故が発 当該契約に関する権利 発 カゝ 生 つ、 L 被か \mathcal{O}
- うち は 相 続開 相続 部 を負担 2始の時において、まだ定期金給付 たものの全額に対する割合に相当 人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部 し、か に関する権利のうち被相続人が負担した掛金又は保険料の 被相続 人以外の者が当該定期金給付契約の契約者であるものがある場合においては、当 す 事由が発生していない定期金給付契約 うる部 分 金額 の当該契約 (生命保険契約を除く。) で被相続人が掛金又は保険料の全部 に係る掛金又は 保険 料 該定期金給付契約の で当該相 続開始 の時 内までに 契約 分
- して定期金又は で定期金受取人に対しその生存中又は 一時金を給付するものに基づいて定期金受取人たる被相続 定期間 に わたり定期金を給付 人の死亡後相続人その他の者が定期金受取人又は i, カコ つ、 その者が死亡したときはその 一時 金受の

十二年法律第四十八号)の規定による扶助料に関する権利を除く。)を取得した場合においては、 被相続人の死亡により相続 た掛 当該定期金に関する権利 3人の死亡により相続人その他の者が定期金(これに係る一時金を含む。)に関する権利で契約に基づくもの以外のもの(恩給法(大正3金又は保険料の金額の当該契約に係る掛金又は保険料で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分 おいては、当該 (第二号に掲げる給与に該当するものを除く。) 定期金受取 人又は一時金受取人となつた者について、 当該定期金給付契約 当該定期金に関する権利を取得した者につい に関 はする権 利 つのうち 相 が 負

又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金については、この限りでない。又は掛金とみなす。ただし、同項第三号又は第四号の規定により当該各号に掲げる者が当該被相続人の被相続人から当該各号に掲げる財産を相が明項第一号又は第三号から第五号までの規定の適用については、被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険 続

3 第一項第三号又は第四号の規定の適用については、 被相続 人の遺言により払い 込まれた保険料又は掛金は、 被相続人が負担 した保険料又は 掛 金

(債務控除

とみなす。

は、当該財産の価額から次に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。の三第一号又は第二号の規定に該当する者である場合においては、当該相続又は遺贈により取得した財産につい十三条 相続又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下この条において同じ。) 当該相続又は遺贈により取得した財産については、課税価格に算入すべする遺贈に限る。以下この条において同じ。)により財産を取得した者が 課税価格に算入すべき価 額

被相続人に係る葬式費用

被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの

(公租公課を含む。

者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。この法律の施行地にあるものについては、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から被相続人の債務で次に掲げるものの金額のの法律の施行地にあるものについては、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から被相続人の債務で次に掲げるものの金額の、相続又は遺贈により財産を取得した者が第一条の三第三号の規定に該当する者である場合においては、当該相続又は遺贈により取得ない。 いのうち その 産で

その財産に関する贈与の義務前二号に掲げる債務を除くほか、その財産を目的とする留置権、こその財産に係る公租公課 か、その財産の取得、維持又は管理のために生じた、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債

持又は管理のために生じた債務

施行地に営業所又は事業所を有していた場合においては、 当該営業 所又

3 こ、同条第二項の規定により同号に掲げる財産の価額を課税価格に1条第一項第二号又は第三号に掲げる財産の取得、維持又は管理の米所に係る営業上又は事業上の債務額に続しが死亡の際この法律の前各号に掲げる債務を除くほか、被相続人が死亡の際この法律の |類を課税価格に算入した場合においては、この限りでない。維持又は管理のために生じた債務の金額は、前二項の規定に 規定による控除 金額 に算入しな た

2 第 %定によりその金額を控除すべき公租公課の金額5条の規定によりその金額を控除すべき債務は、

前 条の 規 額 6は、被相続人の死亡の際債務の確定しているものの金額を 確実と認められるものに限る。 0 ほ か、 被相 続 人に係る所得

税

料 石 油 贈与税、 石炭税及び印紙税その 地 価 税、 代その他の再評価税 税、 の公租公課の額 登録免許 税、 で政令で定めるものを含むものとする。 自 動 車 重 量税、 消 費税、 酒 脱, たばこ税、 揮 ,発油 税、 地 方揮 発 油 税、 石 油 ガ ス 税、 航 空機 燃

 \bigcirc 公 職 選 挙 法 (昭 和二十五年法律第百号)

第九条 日本国民で年齢満二十年以上の者は、 衆議院 議 員及び参議院議員の選挙権を有する。

- 2 選挙権を有する。 日 本国民たる年齢 満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市 町村の区域内に住所を有する者は、 その 属する地 方 公共 寸 体 \mathcal{O} 議 会の 議員 及び 長の
- 3 前項の市町村には、その区域の全部又は一 (この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。)には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一 部となった市 町 村 であ つて、 当該 廃置分合により
- 消滅した市町村 府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したものは、 第二項の規定によりその属する市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村の 同項に規定する住所に関する要件にかかわらず、 を含むものとする。 当該都道府県の議会の議員及び 区 域内 から 引き続き同一 長 都 0 道
- 5 第二項の三箇月の期間は、 市 町村の 廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

.)挙権を引き続き有する。

一学権及び被選挙権 を有しな 1 者

第十一条 次に掲げる者は、 選挙権及び被選挙権を有しな

- 成年被後見人
- 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 (刑の執行猶予中の者を除く。
- よる利得等の処罰に関する法律 た者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者る利得等の処罰に関する法律(平成十二年法律第百三十号)第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の公職にある間に犯した刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十七条から第百九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあっせ (明治四十年法律第四十五号)第百九十七条から第百九十七条の四までの せん行為に 免除 を受
- 法律で定めるところにより行われる選挙、 投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶 予中
- 2 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、 第二百五十二条の定めるところによる。

3

由 なくなったことを知ったときは、 .は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第三十条の六の規定による在外選挙人名 ているものについて、第一 項又は第二百五十二条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその |滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(被選挙権を有しない者)

第十一条の二 ·を終わり又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過条の二 公職にある間に犯した前条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、 当該五年を経過 その執行を終わり又はその した日から五年間、 被選挙権を有しな 執行の免除を受けた者でその

(永久選挙人名簿)

選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。

- 2 十三条第一項において「登録月」という。)並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。 町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、 毎年三月、六月、九月及び十二月(第二十二条第 一項及び
- 3 以下同じ。)をもつて調製することができる。 選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含
- 4 挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。 選挙を行う場合において必要があるときは、 選挙人名簿の抄本 (前項の 規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市 以下同じ。 を用いることが 町 村 \mathcal{O} 選
- 5 選挙人名簿の調製については、 行政手続等に おける情 報 通信 この技術 \mathcal{O} 利 用に関する法律 (平成十四年法律第百五十一号) 第六条の規定は、 適 用

被登録資格等)

- 市 政 日)から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。 1域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした>消滅した市町村をいう。次項において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)の住民票が作成された日(他の市町村から登録市町村等の1町村及び消滅市町村(その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合によ 治資金規正法 完法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。)で、その者に係る登録市町村等選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民(第十一条第一項若しくは第二百五十二章 五十二条又は
- 2 合により消滅した市町村 項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、 (この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。) を含むものとする。 当該廃置分
- 3 項 の住民基本台帳に記録されている期間は、 市 町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。
- 4 登録するための整理をしておかなければならない。 この選挙管理委員会は、 政令で定めるところにより、 当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を調査し、 その者を選挙人名簿

(登录)

第二十二条 市 町 村の選挙管理委員会は、 登録月の一 日現在により、 当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の二日

選

挙人 他 1特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、 、名簿に 登録 しなければならない。 ただし、 市 町村の選挙管理委員会は、 登録の日を変更することができる。 登録 月の <u></u>日 から七日までの 間に 選 挙 Ò 期 日 が あ る選挙を行う場合そ

2 名簿に登録しなければならない。 院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会) 市町村の選挙管理委員会は、 選挙を行う場合においては、 が定めるところにより、 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会 当該市町村の選挙人名簿に 登録される資格 (衆議院 比例代表選出 を有する者を選 議員又は 参議

(縦覧)

第二十三条 所において、同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、 は参議院比例代表選出議員の選挙については、 は、政令で定める期間)、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又 市 町村の選挙管理委員会は、 前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの 中央選挙管理会) が定める期間、 住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならな 市役所、 町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場 間 (同 項ただし書に規定する場合に

2 市 - 町村の選挙管理委員会は、 縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(補正登録)

第二十六条 告示しなければならない。 し、かつ、引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知つた場合には、 市 町村の選挙管理委員会は、第二十二条の規定により選挙人名簿の登録をした日後、 当該登録の際に選挙人名簿に登録される資格を有 その者を直ちに選挙人名簿に登録し、 その旨

(表示及び訂正等)

- 第二十七条 旨の (条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその1十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十 表示をしなければならない。
- 2 簿にあつては、記録内容)に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ち、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の記載内容(第十九条第三項 会する選挙人名簿にあつては、 記録) の修正又は訂正をしなければならない。 直ちにその記載 の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名 (同項の規定により磁気ディスクをもつて

登録の抹消)

- 第二十八条 直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。 市町村の選挙管理委員会は、当該市 町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの 第三号の場合に該当するときは、 その旨を告示しなければならない。
- 前条第一項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。

\equiv 登 録 0 登 録 されるべきでなかつたことを知つたとき

確認 !及び政治活動を目的とした選挙人名簿 0 抄 本 -の 閲

第二十八条の二 市町村の選挙管理委員会は、 げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、 な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。 選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、 次の表の その活動に 上欄に 心要 掲

指定するもの		
成員で、当該政党その他の政治団体が		
政党その他の政治団体の役職員又は構		
選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした	政党その他の政治団体	
等が指定する者	う。)	
公職の候補者等又は当該公職の候補者	む。以下この条において「公職の候補者等」とい	
選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした	公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含	政治活動(選挙運動を含む。)
選挙人		うかの確認
選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした	選挙人	特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかど

- 2 四号イに定める事項については、この限りでない。 前 \hat{O} 申 出 は、 総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、 第
- その他の政治団体である場合にあつては、その名称、 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする者(以下この条から第二十八条の四までにおいて「申出者」という。)の 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 氏名及び 住所 (申出者が 政 党
- 選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項(以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧事項」という。)の 利 用 0 目 的
- 選挙人名簿の抄本を閲覧する者(以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧者」という。)の氏名及び住 所
- 兀 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項
- イ 申 - 出者が選挙人又は公職の候補者等である場合 閲覧事項の 管理の 方法
- 口 取り扱う者の範囲 申 出 者が政党その他の政治団体である場合 閲覧事項の管理の方法及び当該政党その他 の政治団体の 役職員又は構 成員のうち、 閲覧事 項 を
- 五. 前各号に掲げるもののほか、

3

とが 第一 :できないおそれがあることその他同 項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員会は、1各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項 項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことが 閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、 閲覧事項を適切に管理するこ

- が 出 するために当該 補 :者等である申出者は、第二 その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村の選挙管理委員会に申以申出者及び閲覧者以外の者(当該申出者に使用される者に限る。)に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、特である申出者は、第二項第二号に掲げる利用の目的(以下この条から第二十八条の四までにおいて「利用目的」という いう。) を 出るこ 項 0
- 補者閲覧事項取扱者」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。 場合において、 前項の規定による申出を受けた市 当該承認を受けた申出者は、 町村の 選 学管理委 当該申出者が指定した者 員 、会は、 当該申出に相当な理 (当該承認を受けた者に限る。 由 があると認めるときは、 第十二 項 その 反び 申 第二十八 出 を承認するも 条の四に のとする。 おいて 「候
- 6 第二十八条の四において「政治団体閲覧事項取扱者」という。 政党その他の政治団体である申出者は、 閲覧者及び第二項第四号ロに規定する範囲に属する者のうち当)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはなら 該 申 出 習者が ない。 指 定 するも 0 (第十二 項 父び
- 該 法人についての次に掲げる事項を明らかにして、 を含む。 政党その他の政治団体である申出者は、 以下この条から第二十八条の四までにおいて同じ。 利用目的を達成するために当該申出者以外の法人(法人でない団体で代表者又は その旨をその市町村の)に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、 選挙管理委員会に申し出ることができる。 第一 項 の申出 管 理 人 \mathcal{O} をする際に、 定 \otimes \mathcal{O} あ 当 ŧ
- 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由法人の名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所 在地
- 法人の役職員又は構成員のうち、 閲覧事 項 を 取 ŋ /扱う者 0 範
- 五四三 法人の閲覧事項の管理の方法
- 前各号に掲げるもののほか、 総務省令で定める
- お 場合において、 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙管理委員会は、 いて「承認法人」という。 当該承認を受けた申出者は、)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。 第六項の規定にかかわらず、 当該申出に相当な理 当該承認に係る法人 由 があると認めるときは、 (第十項から その 第十二項まで及び第二十八条の 申 出 を承認するも のとする。 兀
- 成員 前 項の規定による承認を受けた政党その他の政治団体に対する第一項の規定の (第十項に規定する承認法人閲覧事項取扱者を含む。) 」とする。 適用に ついては、 同 項の 表の 下 欄 中 構 成 員 とあ るの は 構
- 10 取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。 承認法人は、第七項第三号に掲げる範囲に属する者のうち当該承認法人が指定するも 0 (次項及び第二十八 条の 兀 に お V) 7 承 認法 人閲覧 事 項
- 11 承認法 人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏 えい . の 防止その 他の閲覧事項 の適切な管理の ため 12 必 要な措 置 を講 ľ な け ならな
- 12 必 一要な措置を講じなければならない。 者 補 者閲 覧 事 項 取 级者、 政 治 寸 体 閲覧 事項 取 扱者又は承認法人による閲覧事項の 漏えい 0) 防 止 その 他 0) 閲 覧 事 項 切 な管

政 治又は 選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の 閲覧

、に規定する期間を除き、 め 抄本を閲覧させなければならない。 `られるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、-八条の三 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高い 次の各号に掲げる場合に応じ、 当該各号に定める者に、 当該調査研究を実施するために必要な限度において、 選挙人名 V 同 لح

- 等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するも 申出者が国又は地方公共団体(以下この条及び次条にお 0) いて 「国等」という。 0 機関である場合 選 学人 名簿 0 抄 本の 閲 覧 0 申 出 た国
- 「該他の法人の役職員又は構成員を含む。)で、 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役職 当該法人が指定するもの 員又 は 構 成 員 他 \mathcal{O} 法人と共 同 L て申 出 をする場合にあ つて
- 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者
- 2 前項の申出は、 総務省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を明らかにしてし なければならな
- 人の氏名及び主たる事務所の所在地 申出者の氏名及び住所 (申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、 申出者が法人である場合にあつて はその名 称、 代表者可 又 ĺ 管理
- 利用目的
- 閲覧者の氏名及び住所 (申出者が国等の機関である場合にあつては、 その 職 名及び氏名
- 閲覧事項を利用して実施する調査研究の成果の取 扱い
- 五四 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項
- 1 申出者が法人である場合 閲覧事項の管理の方法及び当該法人の役職員又は構成員のうち、 閲覧事項を取り扱う者 0)
- 口 申出者が個人である場合 総務省令で定める事項閲覧事項の管理の方法
- 前各号に掲げるもののほか、
- 3 が 第一項の規定にかかわらず、 できないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、 市町村の選挙管理委員会は、 閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、 当 該申出 閲覧事項を適切に管理するこ に係 る閲覧を拒むことが
- 閲覧事項取扱者」という。 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号イに規定する範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。 (第七項及び次条において「法人
- 5 出をする際に、 できる。 個人である申出者は、 その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町 利用目的を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、 村の 選挙管理委員会に申 第 出ること 項 0 申
- 「」という。) にその閲覧事項を取り扱わせることができる。 前項の規定による申出を受けた市町村の選 合において、 当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者 挙管理委員会は、 当該申出に (当該承認を受けた者に限る。 相当な理由があると認めるときは、 次項及び次条において「個人閲覧事項取いきは、その申出を承認するものとする。 取扱
- 7 申 出 (国等の機関である申出者を除く。) は、閲覧者、 法 人閲覧事項取扱者又は個人閲覧事項取扱者による閲覧事項 0) 漏 え い 0 防止その

他

0

閲 項 0 切 な 0) ため に 必要な措 置を 講じ な け れ ば な 6 な

(選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等)

 \hat{O} 個人閲覧事項取扱者は、 -八条の 匹 者閲覧事項取扱者、 てはならな 申 出 閲覧者、 本人の 事前の同 候 政 治団 (補者閲 体 | 閲覧事 意を得ないで、 覧事項取 項 取扱者、 扱 者、 当 政 該閲覧事項を利用 承 治 認法人、 寸 体閲覧事 承認法 項 取 目的 人閲覧事項取扱 扱 以外の目的 認 法 者、 のために利 承認 法人閲覧 法 用 閲 覧事 事 項 取扱者及び 又は当該閲覧 項 取 扱 法 個 人閲 事項 人閲 に係 覧 事 事 項 る 項 申出 取 取 扱 扱 者以 者又

- 個人閲覧事項取扱者が前項の規定に違反した場合において、 取 单 一合又は申出者、 れる場合を含む。 市町村の選挙管理委員会は、 **松扱者以** -出者、 当該閲覧をし、 外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。 閲覧者、 閲覧者、 候補者閲覧事項取扱者、 若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、 第四項、 候補者閲覧事項取扱者、 第七項及び第八項において同じ。 閲覧者若し くは 政治団体閲覧事項取扱者、 申 出 政治団体閲覧事項取扱者、 者 が 偽 りその他 個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、)若しくは前条第一項の規定による選挙人名簿の 不正の 承認法人、 手段に 当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、 承認法. より第二十八 承認法人閲覧事項取扱者、 人、承認法人閲覧事項取扱者、 条 の 二 第 項 法人閲覧事 同 抄本の閲覧をし、 条 第 法人閲覧事 九 項 当 に 項 取扱者 又は当該閲覧 該閲覧事項に係る申 お 11 くてず 項取扱者若 若しくはさせ 及び個・ 読 4 事項 人閲 え しくは 7 E 覧 係 た 用
- 利 市町村の選挙管理委員会は 利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、 前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じ その者に対し、 その勧告に係る措置を講ずることを命ずることが な カュ つた場 できる。 合 お て、 個 人 \mathcal{O}
- させた者又は当該違反行為をした者に対し、 事 益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出 条第一項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出 市 承認法 ようにするための措置 項 町 取 村の選挙管理委員会は、 **松**扱者、 人、 承認法 政 治団体閲覧事項取扱者、 人閲覧事項取扱者、 を講ずることを命 前二項の規定にかかわらず、 承認法人、 法人閲覧事項取扱者若しくは個人閲覧事項取扱者が第一項の規定に違反した場合に 当該閲覧事項が利用目的以外の目的 ずることが 承認法人閲覧事項取扱者、 できる。 閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第二十八条 法人閲覧事項取扱者及び個人閲覧事 で利用され、 者、 閲覧者、 又は当該閲覧事項に係る申出 候補者閲覧事項 取 者、 扱者、 項取扱者以外の者に 当該閲覧をし、 者、 政 おいて、 治団体閲覧 の二第一 閲覧者、 個人の 項 事項 提供 若しくは 若 候補者閱 いされ 権利 取 < 扱は
- 5 市 町 村 \mathcal{O} 選 挙管理委員会は、 第二十八条の二からこの条までの 規定 \mathcal{O} 施 行に必 要な限度に お 1 て、 申 出 田者に対 Ļ 必 要な報 告 [をさ せることが で
- 6 前各項の規定は、申出者が国等の機関である場合には、適用しない
- 閲覧 の 合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名) 選挙管理委員 (総務省令で定めるものを除く。) の 会は、その定めるところにより、 状況について、 毎年少 及び利用目的 申出者の氏名 なくとも 回 0) 申出 概 要その他総務省令で定める事項を公表するも 者 十八条の二 が 国等の機関である場合にあつてはその名 第 項及び前条第 項 0 申 出 に のとする。 係る選挙 申 が 簿 法の
- 選挙管理委員会は、 第二十八条の二第一項又は前条第 項の規定に より 閲覧させる場合を除いては、 選挙人名簿の抄 本を閲覧させては

(通報及び調査の請求)

第二十九条 しなければならない。 市町村長及び 市 町村の選挙管理委員会は、 選 挙人の 住 所の 有無その 他選挙資格 の確認に関 Ļ その 有している資料につ いて相 互に通 報

2 とができる。 選挙人は、 選挙人名簿に脱漏 誤載又は誤記があると認めるときは、 市町 |村の 選挙管理委員会に選挙人名簿の修 正 に関 Ļ 調 査 の請求をするこ

(投票管理者)

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 3 選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。 衆議院議員の選挙において、 小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、 市町村の選挙管理委員会は、 小
- 4 区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。 参議院議員の選挙において、 選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、 市 町 村の選挙管理委員会は、 選 挙
- 5 投票管理者は、投票に関する事務を担任する。
- 6 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。
- 7 務のうち政令で定めるものを行わせることができる。 た投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、 市町村の選挙管理委員会は、 《令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する事市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定

(開票管理者)

第六十一条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

- 2 開 『票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 3 選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。 衆議院議員の選挙において、 小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、 市町村の選挙管理委員会は、 小
- 4 区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、 市 町 村 の選挙管理委員会は、 選 挙
- 5 開票管理者は、開票に関する事務を担任する。
- 6 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

(選挙長及び選挙分会長)

第七十五 条 選挙ごとに、 選挙長を置

- 院 比 例 代 【表選出) 議員又は参議院 比 例 代 表 選 出 議 員 0 選 医挙に お į١ 7 は、 前 項 の選挙長を置くほ か、 都 道 府 県ごとに、 選 挙 分会長 を置
- 3 表選 理 「委員会の選任した者をもつて、これに充てる。 選 |出議員の選挙については、中央選挙管理会| 挙長は、 当該選 挙 の選挙権を有する者の中 の選任した者をもつて、から当該選挙に関する事務 選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会 選挙分会長は、 当該選挙の 選挙権を有する者 (衆議院 比 例 代 表選 0 中 出 -から都治 員又は参 道 府県の 議 院 選 比 挙 例 管 代
- 4 選挙分会に関する事務を、 担任する。
- 5 選挙長及び選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、選挙長は、選挙会に関する事務を、選挙分会長は、選挙分会に関する事 その職を失う。

被被 選 受挙権の ない者等の立 候補 三の禁止

- 第八 職の候補者となり、又は公職の候補者であることができな 一十六条の八 第十一条第一項、第十一条の二若しくは第二百 五十二条又は 政 治資金規正法第二十八条の規定により 被 選 学権 を有 L な 者は、 公
- 2 候補者となり、 第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者又は第二百五十一条の三第 又は公職の候補者であることができない者については、 これらの条の定めるところによる。 項に規定する組 織 的 選挙運動管理 者等 \mathcal{O} 選 一挙に関う する犯罪 により 公 職 0

学事 務関係者の立候補 制 限

- 八十八条 左の各号に掲げる者は、 在職中、 その関係区域内において、 当該選挙の 公職の候補者となることができない。
- 開票管理 投票管理 者者
- 選挙長及び選挙分会長

の立 制

- る特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる定独立行政法人をいう。以下同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定す《八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特 公務員(特定独立行政法 人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。 次条及び第百三条第三項において同じ。)は、この限りでない。
- 監督者及び行政事務を担当する者以外の者で、 政令で指定するもの

内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、

内閣総理大臣補佐官、

副

大臣及び大臣政務官

- て委員、顧問、参与、嘱託員その他これらに準ずる職にある者で臨時又は非常勤のものにつき、 政令で指定するも
- 五四 団 |長その他の消防団員 (常勤の者を除く。) 及び水防団長その他の水防団員 (常勤 の者を除く。)
- 方公営企業等の労働関係に関する法律(昭 和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号に規定する職員で、 政令で指定するもの

- 2 にか 合において当該議員又は長がその選挙における公職の候補者となる場合も、 かわらず、 |議員の任期満了による総選挙又は参議院議 在職中その選挙における公職の候補者となることができる。 員 の通常選挙が : 行われる場合においては、当該衆議院議員又は参議院議 また同様とする。 地方公共団体の議会の 議員又は長の任期満了による選 資は、 . 学が 前 項本文 行 われ る場場 定
- 3 団 第一項本文の規定は、 体の 公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員たる地位に影響を及ぼすも 同項第一号、第二号、 第四号及び第五号に掲げる者並びに前項に規定する者がその職に伴い 0) 兼ねている国若しく ではな は地 方公

(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)

第百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、 その地位を利用して選挙運動をすることができな

- 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは 員
- 二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員(以下「公庫の役職員」という。)
- 2 ものとみなす。 する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)である同項各号 .掲げる者が公職の候補者として推薦され、 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。) 若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、 を推薦し、支持し、 同項に規定する禁止行為に該当する 若しくはこれに反対
- その地位を利用して、 公職の候補者の推薦に関与し、 若しくは関与することを援助し、 又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 又は他人をしてこれらの行為をさせること。 その地位を利用して、 投票の周旋勧誘、 演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、 その企画の実施について指示し、 若しくは指導
- なることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。その地位を利用して、第百九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に その結成の準備に 関与し、 同 項に規定する後援 4 体の 構成員
- これらの行為をさせること。 その地位を利用して、 新聞その他の刊行物を発行し、 文書図画を掲示し、 若しくは頒布し、 若しくはこれらの行為を援助し、 又は 他 人をして
- 五. は約束した者に対し、 すること。 の候補者又は公職の候補者となろうとする者 その代償として、 その職務の執行に当たり、 (公職にある者を含む。 当該申しいで、)を推薦し、 又は約束した者に係る利益を供与し、 支持し、 若しくはこれに反対することを申 又は供与することを約 又

選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)

- 第二百五十二条 二条の二、第二百五十二条の三及び第二百五十三条の罪を除く。 行猶予の言渡しを受けた者については、 この章に掲げる罪(第二百三十六条の二第二項、 その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの)を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間 第二百四十条、 第二百四十二条、 第二百四十四 間)、この法律に規定する選 条、 第二百四十五条、 第 |挙権及び (刑の執 一 百 五.
- 2 この章に掲げる罪 (第二百五十三条の罪を除く。 を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、 その裁判が確定し た 日 から 刑 の執 行を終わるまでの

間若しくは なくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない 刑の時効による場合を除くほ か刑の執 行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が 確定し た 日 から 刑 0 執行を受けるこ

- 三条の二までの罪につき刑に処せられた者については、前二項の五年間は、十年間とする。 第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条又は第二百二十三条の二の罪 につき刑に処せられた者で更に第二百二十一 条か 6 第二百二十
- うちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、第一項に規定する者で第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せら する旨を宣告することができる。 を除く。)に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、 うち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、 裁判所は、 の及び第二項に規定する者に対し第一項若しくは第二項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間 情状により、 刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者(第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に 又は前項に規定する者に対し同項の十年間の期間を短 こつき刑に処せられた若しくはその期間の てせら

(選挙に関する届出等の時間)

第二百七十条 る行為は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にしなければならない。、選挙分会長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて総務大臣、 中央選挙管理会、 選挙管理委員会、 投票管理 者、 開票管理者、 ただし、 次に掲 長

よる選挙人名簿の抄本の閲覧の申出 第二十八条の二第一項 (同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。 第三号において同じ。)又は第二十八条の三第一項 の規 覚定に

二 第二十九条第二項の規定による選挙人名簿の修正に関する調査の請求

第三十条の十二において準用する第二十八条の二第一項又は第二十八条の三第一項の規定による在外選挙人名簿 \mathcal{O} 抄 本の 閲覧 \mathcal{O}

にしなければならない。 前項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項若しくは第八項の規定による投票に関し国外におい第三十条の十三第二項において準用する第二十九条第二項の規定による在外選挙人名簿の修正に関する調査の請 項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、 第七項若しくは第八項の規定による投票に関し国外においてする行為、 政令で定める時 第四十九 間

○ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(抄)

(用語)

一条 この法 おいて、次の各号に掲げる用 語 の意義は、 当該各号に定めるところによる。

地方団体 道府県又は市町村をいう。

一 地方団体の長 道府県知事又は市町村長をいう。

吏 員 知 事若しくはその委任を受けた道 府県 職 員又は 市 :町村長若しくはその委任を受けた市 町 村 職 員 を う。

道 税又は市

税率をい 地方団体が課税する場合に通 総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。 常よるべき税率でその 財 政上その 他 の必 要があると認める場合に お これ によることを要 ī な

び 賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。 標準額、税率、 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、 税額、納期、 各納期における納付額、 納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合に お納 税者 1 て執られるべ の住 所及び き措 氏 置

普通徴収 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによつて地方税を徴収することをいう。

十十十九八七 二一 .. 特別徴収申告納付 納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、 及びその申告した税金を納付することをいう。

一等のでは、では、では、では、では、できるでは、できるでは、できる。
一般のでは、できるできる。
では、できる。
では、
では、</ 且つ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。

特別徴収 \義務者 納入する義務を負う者をいう。

申告納入 特別徴収義務者がその徴収すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、 及びその 申告した税金を 納入することを

納入金 特別徴収義務者が徴収し、且つ、

証 EE 紙徴収 い込ませることをい

この法律中道府県に関する規定は都に、 地方団 |体の徴収金 地方団体が納税通知書を交付しないでその発行する証紙をもつて地方税を払い込ま別徴収義務者が徴収し、且つ、納入すべき地方税をいう。特別徴収義務者が徴収し、且つ、納入すべき地方税をいう。 市町村に関する規定は特別区に準用する。この場合においては、 重加算金及び滞 「道府県」、 納 処分費を 「道府県税」

税」、「道府県たばこ税」、「道府県知事」又は 「道府県職員」とあるのは、それぞれ「都」、「都税」、 「都民税」、「都たばこ税」、「都「道府県」、「道府県税」、「道府県 「市町村職員」とあるの は、 そ

都の市町村及び特別区に対するこの法律の適用については、「道府県知事」とあるのは、「都知事」と読み替えるものとすなぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」、「特別区長」又は「特別区職員」と読み替えるも、事」又は「都職員」と、「市町村」、「市町村税」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」、「市町村長」又は「市町村職団 知事」と読み替えるものとする。 のとする。

4 合は、この法律の適用については、 一町村とみなす。

3

 \bigcirc 地 方公務員 (昭 和二十五年法律第二百六十一号)

事委員会又は公平委員会の 設置

2 七条 上の 前 もの及び特別区 項の 都道 指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。 所県及び地方自治法 は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の + 九第 項の指す 定都市は、条例 で人事委員会を置くものとする。 以下同じ。)十五 一万以

3 八口十五 万未満の市、 町、 村及び地方公共団体の組合は、 条例で公平委員会を置くものとする。

4 -委員会を置く地方公共団体は、 議会の議決を経て定める規約により、 公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、

又

は 地 方公共団 体 0 人事委員会に委託して第八条第二項に規定する公平委員会の 事務 を処理させることができる。

・委員会又は公平委員会の委員

第九条の二 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。

- 会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処 理に 理 解があり、 且. つ、 人事行政に 関し 識 見を有する者のうち から、 議
- 3 第十六条第二号、 第三号若しくは第五号の一に該当する者又は第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者は、 委員となることが できな
- 委員の選任については、そのうちの二人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。
- 5 意を得て罷免するものとする。但し、政党所属関係について異動のなかつた者を罷免することはできない。 委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者のうち一人を除く他 の 者 は、 地 方 公 <u>共</u> 寸 体 \mathcal{O} 長 が 議会の 同
- 6 聴会を開かなければならない。 行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その 議会の常任委員会又は特別委員会におい 他 委員たるに 適 L て公 1 非
- 7 委員は、 前二項の規定による場合を除く外、その意に反して罷免されることが ない。
- 8 委員は、 第十六条第二号、第四号又は第五号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。
- 9 行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。)を兼ねることができない。公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。 公共団体の人事委員会の委員については、 委員は、 地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員(第七条第四項の規定により公平委員会の事務 の処理 の委託を受けた地 0)
- 委員の任期は、 四年とする。但し、 補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 12 11 10 人事委員 、会の委員は、 常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、 非常勤とする。
- 第三十条から第三十八条までの規定は、常勤の人事委員会の委員の服務に、 《の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務に準用する。 第三十条から第三十四条まで、 第三十六条及び第三十七条の規定は

\bigcirc 農業委員会等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号)

等の

2 第三十五条 市 指定都市」という。)にあつては政令の定めるところにより、区に、 その区域内の農地面積が農林水産大臣の定める面積に満たないことその他農林水産大臣の定める特別の事情のある指定都市 市長は、区ごとに農業委員会を置かないことができる。この場合には、 この法律中市 町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、 全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合にこれを適用する。 指定都市の市長は、 地方自治法第二百五十二条の その旨を公告するとともに、 十九第一項 都道府県知事にこれ にあつては、指定都 0 都市 (以下「

を通 知 ï しなけれ ばならない。

3 第 項 \hat{O} 規定は、 前項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都 市には適用 しない。

 \bigcirc 土地収 用 法 (昭和二十六年法律第二百十九号)

第五十一条 この法律に基く権限を行うため、 都 道 府県知事の所轄の下に、 収用委員会を設置する。

収用委員会は、独立してその職権を行う。

、組織及び委員

第五十二条 収用委員会は、 委員七人をもつて組織する。

2 収用委員会には、就任の順位を定めて、二人以上の予備委員を置かなければならない。

3 委員及び予備委員は、法律、 経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、 公共の福 祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから

都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 委員及び予備委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員若しくは地方公務員法 一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。 (昭 和二十五年法律第二百

きは、 委員及び予備委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、 都道府県知事は、第三項の規定にかかわらず、 都道府県の議会の同意を得ないで委員及び予備委員を任命することができる。 都道府県の議会の閉会又は解散のためにその同意を得ることができないと

前項の場合においては、任命後最初の議会でその承認を得なければならない。この場合において、 議会の承認を得ることができないときは、 都

6

5

7 道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。 委員及び予備委員は、 非常勤とする。 ただし、 政令で定める都道府県の収用委員会の委員は、 政令で定めるところにより、 常勤とすることが で

 \bigcirc 納 税貯 落組 合法 (昭和二十六年法律第百四十五号)

長に届け出たものをいう。

第二条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、 資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、 個人又は法人が一定の地域、 且つ、 職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、 政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団 組合員の納 体の

- 40 -

- 2 !定金融機関」という。)に対して預入したものをいう。!を除く。)、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、党 :において「納税貯蓄組合預金」とは、 税貯蓄組 労働 金庫、 合の組合員が 信用 協 同 納 税資金の貯蓄 組 心合、 農業協同 同 のため組合を通じてする預 組 合、 漁業協同 組 合又は・ 水産加工賞金又は貯み 業協 金 同 組 合 行 以 日 下 本 銀
- 3 この 公法律に お いて 「租税」とは、 国税及び地方税 地地 方税にあ わ せ又は加算して 納 付 Ĺ 又は徴収される地 方 公共 団 体 \mathcal{O} 徴 収 金を含 む。 をい

\bigcirc 地 法 (昭 和二十 Ł 年法 律第二百二十 九 号)

(農地 又は 採草放 地 \mathcal{O} 権 利 移 動 \mathcal{O} 制

第三条 限りでない。 を目的とする権利を設定し、 令で定める者を除く。) 都道府県知事の許可)を受けなければならない。 農地又は採草放牧地について所有権を移転 がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合にじ、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可(これらの権利を取得する者(又は地上 ただし、 次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、 権、 永小作 権、 質 権、 使用貸借による権利、 賃借権若しく は その他 の使用 び 収

- 第四十六条第一 項又は第四十七条の規定によつて所 有権が移転される場 合
- 第三十六条第三項の規定により都道府県知事が 作成した調停案の受諾に伴 1 ·所有 権 が移転され、 又は賃借権が設定され、 若しく は移転さ れ る
- 第三十七条から第四十条までの規定によつて第三十七条に規定する特定利 用 権 が設定される場合
- 第四 十三条の規定によつて同条第一項に規定する遊休農地を利用する権利が 設定される場合
- 六 五 四 らの権利を取得する者が国又は都道府県である場合
- れる場合 六十二年法律第六十三号)又は市民農園整備促進 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)、農業振興地域の 法 (平成二年法律第四十四号) による交換分合によつてこれ 整備に 関 民する法 律 (昭 和四十四年法律第五十八号)、 5 \mathcal{O} 権 利が設定され、 集落地域 **整備法** 又は移転さ (昭 和
- 七 定され、又は移転される場合 農業経営基盤強化促進法第十九 条の規定による公告 が あ つた農用地 利 用集 積 計 画 の定めるところによつて同 法 第 兀 条 第 兀 項 第 号の 利 が 設
- :あつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場 .村地域における農林業等の 活性 化 0 ため \mathcal{O} 基盤整備 0 促進 に関する法律 (平成五年法律第七十二号) 第 える場合 項 \mathcal{O} 規 定 よる公告
- 有権移転等促進 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第八条第一項の規定に 計 画の定めるところによつて同法第五条第七項の権利が設定され、 又は移転される場合 よる公告があ た
- 十 民 公事調 停法 (昭 和二十六年法律第二百二十二号)による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

- 用される場 土地 収 用 法 昭昭 和 二十六年法律第二百 $\overline{+}$ 九 号) そ 0 他 \mathcal{O} 法 律によつて農地 岩 しくは 採草放牧地又はこれ いらに 関 す る 権 利 が 収 用 さ 又 は 使
- これらの権利が設定され、 を含む。)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第九百 遺産の分割、 (明治) 又は移転される場合 二十九年法律第八十 -九号) 第七百六十八条第一 二項 五. 同 + 法第 八条の三の 七百四· 規定による相 十九条及び第 七百七 続財 産 十一条に 0) 分与に 関 お する て準 判 用 する場 によって 合
- 十三 農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保 合 に 規定する農地 届 げけ 出 同 利用集積円滑化団体 法第四条第二項第 一号に規定する農地売買等事業 (以下「農地利用集積円滑化団体」という。) が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員 有合理化法人(以下「農地保有合理化法人」という。)又は (以下「農地 売買等事業」という。)の実施によりこれ らの権利を取得する場 同 法 + 会
- 十四四 び 当 農業協 (信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場 ;らを「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地保有合理化法人が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及 同 組合法第十条第三項の 信託の引受け 0 事業又は農業経営基盤強化 合 促 進 法第四条第二項第二号若しくは 第二号 の二に掲げる事業 以
- '所有権を取得する場合 2的風土の保存に関する特別措置法 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (昭和四十一年法律第一号)第十九条の規定に基づいてする同法第十一条第一項の規定による買入れ (以下単 に「指定都市」という。)が古都 におけ によ しる歴
- 十六 その他農林水産省令で定める場合
- 容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同 十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、 合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、 前項の 第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。 許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項 同組合又は農業協の地上権又はこれ 同法第十一条 並びに第 0 لح 同 組內 三
- その世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者 は 養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合
- 一 農業生産法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合
- ヨーラーサー場がったりに立身という。 一つ台(最終に登場した場)。 三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合

Ŧ.

- 第一号に掲げる権利を取得しようとする者 従事すると認められない場合 (農業生産法人を除く。)又はその世帯員等がその取得後におい て行う耕 作 文は 養畜 必
- 農林水産省令で定める基準に従い、 第一号に掲げる権 の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール(農業委員利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得 市 町 村の区域の全部又は 部についてこれらの面積の範囲内で別段の 面積を定め、 農林水産省令で定める 会が

ところにより、これを公示したときは、その面積)に達しない場合

る構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。 ないため一時 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、 外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。)の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の常時従事者た 、集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、 [事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、 貸し付けようとする場合、 当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、 その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期 採草又は家畜の放牧をすることができ 又は質入れ 農地保有合理化法人又は農地 しようとする場

用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 心地の位置及び規模からみて、農地の集団化、 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕 農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的 作又は養畜の事業の 内容並びにその農地又は採草 かつ総合的 な利 放

3 てを満たすときは、前項 農業委員会又は都道府県知事は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権 (第二号及び第四号に係る部分に限る。) の規定にかかわらず、 第一項の許可をすることができる。 が設定される場合において、 次に 掲げ る要件 \mathcal{O} す

賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。 これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に: 使用貸借又 は

これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との ·ること。 適切な役割分担 元の下に 総続的 かつ 安定 的 に農業経営を 行うと見 込 ま

又は養畜の事 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあつては、 ・業に常時従事すると認められること。 その 法人の業務を執行する役員のうち一人以上 0) 者 が その 法 人の 行う 耕 作

適正かつ総合的 長に、その旨 農業委員会又は都道府県知事は、 I を 通 な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、 知するものとする。この場合において、 ^る。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、 意見を述べることができる。 市町村の あらかじ め、 区域における農地又は採草放 その 農 地 又は採草放牧地 牧地の \mathcal{O} 存する市 農業上の 町 村

5 第一項の許可は、条件をつけてすることができる。

6 農業委員会又は都道府県知事は、 |又は賃借)府県知事に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。 の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、 第三項の規定により第一 項の許可をする場合には、 毎年、 その農地又は採草放牧地の 当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借 利用 0) 状況につい 農業委員

第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

○ 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)(抄)

(組織に関する特例)

2 第三十九 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組 当該管理者の権限は、 合 (これを企業団という。 企業長が行なう。 <u></u>の 管 理 者 0 名 称 は、 企業長とする。

- 3 (が共同して任命するものとする。 企業長は、 企 |業団の規約で別段の定めをしない限り、地方公営企業第七条の規定にかかわらず、同条の管理者を置かず、 地方公営企業の経営に .関し識見を有する者のうちから、 企 業 団 を組 織 する地・ 方公共 団 体 .. の
- 4 について準用する場合にあつては「企業団の規約で定める者は、その規約で定めるところにより」と読み替えるものとする。 れる企業長について準用する場合にあつては「企業団を組織する地方公共団体の長は、 長について準用する。この場合において、 第七条の二第二項及び第四項から第十項まで、 第七条の二第七項及び第八項中「 地 方自 治法第百八十条の五第六項から第八項まで並びに地方公務員法第三十四 地方公共団体の長は」とあるのは、 共同して」と、前項の別段の定めにより選任される企業長 前項に規定する方法により選 条の規定 は、 任さ 企業
- 5 企業団の監査委員の定数は、企業団の規約で定めるところにより二人又は一人とする。
- 6 前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、 事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうち から選任 する。
- 7 応じて政令で定める基準により、三十人を限度としてその議会の議員の定数を増加することができる。 企業団の議会の議員の定数は、 十五人をこえることができない。ただし、 その経営する事業が大規模である企業団にあつては、 その事業規模に
- 8 書中 地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合(これを広域連合企業団という。)に対する第七条の 「政令で定める地方公営企業について管理者」とあるのは、 「管理者」とする。 規定の 適用 に 0 ١ ر ては、 同条ただし
- 9 企業団又は広域連合企業団の設置があつた場合における企業長の選任の時期その他必要な事項は、 政令で定める。

\bigcirc 警察法 (昭 和二十九年法律第百六十二号)

第三十八条 都道 府県 知事の所轄の下に、 都道府県公安委員会を置く。

- 2 下 都道府県公安委員会は、 「指定市」という。)を包括する県 都、 道、 府及び地方自治法 (以下「指定県」という。 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項)にあつては五人の委員、 指定県以外の県にあ つては三人の委員をもつて組 の規定により指定する市 以
- 3 都道府県公安委員会は、 都道府県警察を管理する。
- 4 第五条第三項の規定は、 都道府県公安委員会の事務について準用する。
- 5 都道 府県公安委員会は、 その権限に属する事務に関し、 法令又は条例の 特別の委任に基いて、 都道府県公安委員会規 則 を制定することができる。
- 6 府県公安委員会は 国家公安委員会及び他の都道 府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

任

第 -九条 委員は、 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、 任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前 歴の な

Ł

ちから、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推せんしたものについて、府又は県が包括する指定市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に のうち 道 府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。 任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前 但 し、 当該道、 府及び指定県にあつては、その委員のうち二人は、 府又は県の知事が任命する。 歴 0

- 次の各号のいずれかに該当する者は、 委員となることができない。
- 破産者で復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 委員の任命については、そのうち二人以上 (都) 道、 府 及び指定県にあつては三人以上) が 同 0) 政党に所属することとなつてはならない。

(方面公安委員会)

2 第四十六条 第五十一条に規定する方面本部を管理する機関として、同条の規定により方面本部を置く方面ごとに、方面公安委員会を置く。 公安委員会」と、第四十三条の二中 ついて準用する。この場合において、第三十八条第六項中「及び他の都道府県公安委員会」とあるのは「並びに他の方面公安委員会及び都道府県 第三十八条第二項及び第六項並びに第三十九条から前条までの指定県以外の県の県公安委員会及びその委員に関する規定は、方面公安委員 「都道府県警察」とあるのは 「方面本部」と、 同条第一項中「第三十八条第三項」とあるのは 「第四十六条第

 \bigcirc 地方教育行政 の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号)

項」と読み替えるものとする。

第二条 会を置く。 都道 府県、 市 (特別区を含む。 以下同じ。)町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は 一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員

第三条 道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては六人以上の委員、町村又は地方公三条 教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、 (会にあつては三人以上の委員をもつて組織することができる。 ·村又は地方公共団体の組合のうち 4共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち 入するもの

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。四条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、 教育、 学術及び文化(以下単に「教育」という。) に関し

2

- 破産者で復権
- 禁錮以上の刑に処せられた者
- 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生に委員の任命については、そのうち委員の定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- ならない。 委員のうちに保護者 (親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。)である者が含まれるようにしなければ第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するととも

(解職請求)

第八条 その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)八条(地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一 該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。 とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、当その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、

求」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による教育委員会の委員の解育委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請 規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十六条第二項、第三項及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条第二項の規定は、前 職の請求」と読み替えるものとする。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十六条第二項、第三項及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条第二項の規定は、 「項教の 項

第九条 は、 その職を失う。 委員は、前条第二項において準用する地方自治法第八十七条の規定によりその職を失う場合のほか、 次の各号の一に該当する場合におい 7

- 決定に関する争訟について準用する。 地方自治法第百四十三条第一項後段及び第二項の規定は、 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合第四条第二項各号の一に該当するに至つた場合

、教育委員会の職務権限

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- すること。 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、 管理及び廃止 に関
- の管理に関すること。
- 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に

生 !及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、 転学及び退学に関すること。

++++++ 九 八 七 六 五 四 五 四 三 二 -学校の組 編制、 教育課程、学習指導、 生徒指導及び職業指導に関すること。

教科書その他の教材の取扱いに関すること。

校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

校長、 教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、 安全、 厚 生及び福利

に関すること。

学校その他の教育機関の環境衛生に 関すること。

学校給食に関すること。

青少年教育、女性教育及び公民館の 事業その他 社会教育に関すること。

スポーツに関すること。

文化財の保護に関すること。

ユネスコ活動に関すること。

教育に関する法人に関すること。

教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

前各号に掲げるもののほか、 当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行す第二十四条の二(前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもの(職務権限の特例) 及び執行することとすることができる。 のほ か、 条例の定めるところにより、 当該地方公共団体 (T) 長

スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。 ·

文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)。

方公共団体の議 会は、 前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、 当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなけ れ ばならな

\bigcirc 地 方公務員 等共済組 合法 (昭和三十七年法律第百五十二号)

第三条 済組合を含み、以下「組合」という。)を設ける。三条、次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合三条、次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合 (次項に規定する都市 員 共

合

道府県の職員(次号及び第三号に掲げる者を除く。 地方職員共済組

- 0 道府県教育委員会及びその 所管に 属 にする教 育 機 関 公立 学校を除 < ° 0 職 員 公 7 学 校 共 済 組 合
- 五四三 府県 0 員 警察共済組合
- 都の 職 員 (特別区 の職員を含み、 第二号及び 前 号に 掲げる者 を除く。 都 職 員 (共済 組
- 方自治 法第二百 五. 十二条の十九第 項 É 規 定する指 定 都 市 **(以** 下 指 定 都 市 」という。 \mathcal{O} 職 員 第二 号 に 掲 げ る者 を 除 指 定 都 市
- ごとに、 定 都 市 職 員共済組合
- 指定都市 以 外の 市 及び町村の職員 (第二号に掲 げ る者 を除く。 都 道 府 県 0 X 共 済 の通合
- 2 この 市以外の市 法律の施 **(**以 (下この項において「市」という。)行の日の前日において、旧市町村 いて、 村)の職員 飛員 共済組合法 (前項第二号に掲げる者を除 (昭和二 十九年法律第二百四号) 。) については、日百四号) の規定の会とに、市町村職員# 同項第六号の切合部の適用を受 全部 たを受け 規 然定にかい なけてい。 か な わ カコ いらず、 ? つた指: 政 定 令 都
- で定めるところによ 地方自治法第二百八十四条第一 り、一の市の職員又は二以上 項の一 部事務組合及び広域連合 の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合を設けることが (以下この項において「一部事務組合等」という。) の できる。 職 員 は、 政 令で定 8 る
- ころにより、 当該一部 事務組合等を組織する地方公共団体の職員を組合員とする組合のうちいずれか一の組合の組合員となるも (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。 のとする。 以下同 ľ
- の職員は、政令で定め特定地方独立行政法人 温合の 組合員となるものとする。 令で定めるところにより 設立 団体 同 法第六条第三項に規定する設立団体をいう。 0) 職員を組合員とする組合のうち ずれ か

\bigcirc 都 市 計 画 法 (昭 和 兀 法 律第百号)

行 0 可

- て同 法 知 ľ 第二 事 九 <u></u>の 百五 (地方自 都 許可を受け 十二条の二十六の三 市 治 計 法 画 区域又は準都 (昭 なければならない。 和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九又は準都市計画区域内において開発行為をしようと 第 項の特例市 ただし、 おいて開発行為をしようとする者 (以下「 指定都市等」という。 第一項の指定都)の区域内にあ は、 あ らかじ 同法第二百五-同法第二百五-いつては、 当 該 %指定都-十二条の二十二第一 省令で定めるところによ 市 等 \mathcal{O} 長。 以 下この 項 0 より、 中 節 核 市 に 道 又道府 お
- 市街 化区域、 区 域区分が定められていない 都 市 計 :画区域又は準都市計画区域内において行う開発行:次に掲げる開発行為については、この限りでない おいて行う開発行為で、 そ $\bar{\mathcal{O}}$ 規 模 が、 そ れ ぞ れ \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} 区 分
- 供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む 市街 . 応じて政令で定める規模未満であるもの [化調整区域、区域区分が定められてい ない 都 者 市 1の居: 計 画 住 区 の用に 域又は準 供する建 都 市 計 築 画 来物の建: 区域内において行う開発行為で、 建築の用 に供する目的で行うも 農 業 林 業若 しく は \mathcal{O} 用
- 正 かつ合理 駅舎その他の鉄道 的 な土地 の施 利用及び環境の 設、 図書館、 保全を 公民館 図る上で支障が 電 所 その他 な いも これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区 \mathcal{O} として政令で定める建築物の 建築の 別用に供 する目的 域及びその で 行 周 う開 辺 \mathcal{O} 発 地 行 お け る 適
- 五四 都 業の施行 として行う 開 発行
- 区 画 理 事 +業の施 行として行う開 発行為

- 地 一再開 発事業の施行として行う開 発行
- 九八七六 住宅街 区 整備 事業の施行として行う開 **飛行為**
 - 防災街区整備事 業の施行として行う開 発行為
- て行う開発行為 公有水面埋立法 (大正十年法律第五 $\overline{+}$ ·七号) 第二条第一 項 の免許を受けた埋立 地であつて、 まだ同法第二十二条第二項 の告 示 が な Ł \mathcal{O} に お
- 非常災害のため必要な応急措置として行う 開 発行
- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるも

る開発行為については、この限りでない。

- 2 発行為をしようとする者は、あらかじめ、 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市 国土交通省令で定めるところにより、 街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以 都道 府県知事の許可を受けなければならない。 ただし、 次に 上の 掲げ 開
- う開発行為 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める 建築物又はこれ 5 Ō 業務を営む者の居 住 一 の 用 に供する建築物 0 建 築の 用 に供 する目 的 で行
- 前項第三号、

3

以 上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用につい 開発区域が、 市街化区域、 :街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為 準 ては、 一都市 計 政令で定める。 画区域又は都市 計画区 区域及び 準 都 市 計 画 区 域 外の 区 域のうち二

発許 可 \dot{O} 特 例

- ことをもつて、 ている一部事務組合、 る規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。 (第二十九条第一 -四条の二 開発許可があつたものとみなす。 (組合、広域連合若しくは港務局(以下「都道府県等」という。)が行う都国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村若しくは都道府県、 項各号に掲げる開発行為を除 (く。) 又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為2(以下「都道府県等」という。) が行う都市計画区域若しくは準都市計画1にしくは事務処理市町村若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市1)については、 当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立する (同条第二項の政令で定
- 2 第三十二条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都 第四十七条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。 道府県等について、 第四十一 条の規定は都道 府 県知 事 が 同 項 の協 議 を成立させる
- \bigcirc 労 保 0 の徴収等に関する法 律 (昭 和 兀 十四年法律第八十 -四号)

第二条 この法律において「労働保険」とは、 害補償保険 (以下「労災保険」という。) 及び雇用保険法 労働者災害補償保険法 (昭和四十九年法律第百十六号)による雇用保険 (昭和二十二年法律第五十号。 以 下 「労災保険法」という。 (以下「雇用保険」という。) を総称)による労働

災

2 • 3

4

この 法律に お 1 7 保険 年度」 ع は 兀 月 日 カゝ 5 翌年三月三十 日 までを

険関係の 成

三条 下 労災保険法第三条第一 「保険関係」という。 \smile 項の適用事業の が成立する。 事 業主に 0 いて は、 その 事業が 開 始 され た 日 に、 その 事業につき労災保険に 係る労働 保 険 0 保 険 関

係

第四 条 雇 用 保 険 法第五 条第 項 \mathcal{O} 適 用 事 業の 事業主に つ 1 て は、 その 事 業が 開 始 され た日 に、 その 事業につき 雇 用 保 険に 係 る保 険 関 係 が 成 す

保 険 料 0

.労災保険法第三十四条第一項の承認があつた事業に係る第一 ,業に係る第三種 保険年度の六月一日から四十日以内、 事業主は、保険年度ごとに、次に 特別加入保険料に関しては、 掲げる労働保険料 (保険年度の中途に保険関係が成立したものに それぞれ当該承認があつた日) を、 種特別加入保険料及び保険年度の中途に労災保険法第三十六条第一 その 労働保険 料 から五十日以内) \mathcal{O} 額その ついては、 他厚生労働省令で定める に納付しなければならな 当該保険関係が成立した日 事 項 を 記 載し た申告書に添 (保険年度の 項の 承認が あ 中 え 途 0

は、 る賃金総 次号及び第三号の事業以外の事業にあつては、その保険年度に使用するすべての労働者(保険年度の中途に保険関係が成立したも その端数は、 当該保険関係が成立した日からその保険年度の末日までに使用するすべての労働者)に係る賃金総額 額) に当該事業についての第十二条の規定による一般保険料に係る保険料率 切り捨てる。 以下同じ。)の見込額 (厚生労働省令で定める場合にあつては、 (以下「一 般保険料率」という。 直前の保険年度に使用したすべての労働者に係 (その額に千円未満 を乗じて算定した一 の端数があるとき 0 V 般 7

イ 端数 労災保険法第三十四 \mathcal{O} 厚生労働省令で定める額の総額。 いて前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額 労災保険法第三十四条第一 があるときは、 その端数は、 条第 第一項の承認に係る事業(ハの事業を除く。)にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込一項の承認に係る事業又は労災保険法第三十六条第一項の承認に係る事業にあつては、次に掲げる労働保険料 切り捨てる。 ハにおいて同じ。 以下同じ。)に当該事業についての)の見込額 (厚生労働省令で定める場合にあつては、 第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加 直前の保険年度における同 (その額 に千円未満 入保険 条 \mathcal{O}

項の厚生労働省令で定める額の総額。 労災保険法第三十六条第一 、 て 前 があるときは、その端数は、 !号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における前条第一 項の承認に係る事業(ハの事業を除く。 切り捨てる。 におい て同じ。)に当該事業についての第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特 以下同じ。)の見込額)にあつては、 (厚生労働省令で定める場合にあつては、 項の厚生労働省令で定める額の総額 その使用するすべての労働者に係る賃金総 直 |前の保険年度におけ (その額に千円未満 額 0) 別 見

込

に

加

る同

- 定の例により算定した第三種特別加入保険料 込 総額 !額についてイの規定の例により算定した第一種 の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料 法第三十四条第 項 の承 子認及び 労災保険法 特別 第三十六条第 加 入保険料及び 並び 項 前 にその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の 0 条第一 承認 に係る事業にあつては、 項の厚生労働省令で定める額の その 使用するすべて 総額 の見 込額 0 労働 に っつい 者に てロ 総 係 額 る 0 規 賃 \mathcal{O}
- お ける同項の 千円未満の端数があるときは、 労災保険法第三十五条第一項の承認に係る事業にあ 厚生労働省令で定める額の総額) その端数は、 に当該事業についての第二種 切り捨てる。 つては、 以下同じ。 その保険 年 の見込額 一度に 特別加 おける第十四条第 入保険料率を乗じて算定した第二種 (厚生労働省令で定める場合にあつては、 項の 厚 生労働省令 で定 特別 め 加入保 る額 直 前の保険 総額 (その 年 度 額

2 { 4

略

項 6 九 |種特別加入保険料に関しては、)四十日以内 ついては、その保険年度において、 第十五条第一項第一号の事業にあつては、 承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中途に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事 事業主 は、 (保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、 保険年度ごとに、 それぞれ当該承認が取り消された日。 次に 当該保険関係が成立していた期間に使用したすべての労働者) 掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載し その保険年度に使用したすべての労働者(保険年度の中途に保険関係が成立し、又は消滅したものヨ該承認が取り消された日。第三項において同じ。)から五十日以内)に提出しなければならない。 当該保険関係が消滅した日(保険年 に係る賃金総額に当該事業につい た申告 度の中途に労災保険法第三十四 次 いの保険. 又は消滅したもの ての一 ・業に係る

般保険料

||険料率を乗じて算定した|

- 1 - 第十五条第一項第二号イの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額第十五条第一項第二号の事業にあつては、次に掲げる労働保険料 1特別加入保険料 .及びその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一 の第一種特別加入保について前号の規定 規定の例により算定した 険料率を乗じて算定 した第 般 保険
- 口 した第三種特別加入保険料 .及びその保険年度における第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての 第十五条第一項第二号口 の事業にあつて は、 その 使用 したすべての労働者に係る賃金総額について前号の 第三種 規定の例と 特別 加入保険料率を乗じて算 により算定した一 般 保 険
- 第十五 びにその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額についてイの規定の例により算定した第一種特別加入保険 |年度における第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額の 条第一項第二号ハの事業にあつては、 その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一 総額についてロの規定の例により算定した第三種特別加入保険 料 存及びそ 保険
- 第十五 条第一項第三号の事業にあつては、 入保険料率を乗じて算定した第二種 その保険年度における第十 特別 加入保険料 -四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額 に当該事業につい ての
- 2

3 付 た労働保険料の 額 が 前 一項 0) 分分働 保 険料 0 額に足りないときはその不足額を、 納 付 L た労働 保険料がないときは 前 二項の

労働

般

月

日

ば ならない。 たものにつ 料 前二 1 ては、 項の申告書に添えて、 当該保険関係が :消滅した日から五 の事業にあつては次の保険年度の 十日 以内) に、 有期 別事業に. あ いつては 六月 日 保険関係が 滅し 5内(保険) た 日 から 年 五. 度 +0 · 日中 以内には 途 に保 険関係 納 付 なけ が 消 れ 滅

- 4 5
- の労働保険料若しくは未納の労働保険料その他この法律の規定による徴収金に充当し、 決定した額。以下「確 事業主が納付した労働 :定保険料の額」という。) をこえる場合には、 保険料の額が、 第一項又は第二項の労働保険料の額 政府は、 (第四項の規定により政府が労働 厚生労働省令で定めるところにより、 又は還付する。 保険料の額を決定した場合には、 そのこえる額を次の保険年 そ
- \bigcirc 農業者年金 基 金法 の一 部を改正する法律 (平成十三年法律第三十九号) による改正 前 の農業者年金基金法 (昭 和 兀 + Ŧ. 年法律第 七十八号)
- 第四 [十一条 経営移譲年金は、 農業者年金の 被保険者又は被保険者であつた者が次の各号の いずれかに該当するときに、 その 者に支給する。
- 保険料納付済期間等が二十年以上である者が、 六十五歳に達する日前に経営移譲をしたとき。
- 2 金を支給する。 農業者年金の被保険者又は被保険者であった者が次の各号のい 保険料納付済期間等が二十年に満たない者が、 経営移譲をした後、 . ずれにも該当するときは、 六十五歳に達する日前に保険料納付 前項の規定にかかわらず、 済期間が二十 その者に同項の経営移 年に達したとき。 譲
- 疾病又は負傷により政令で定める程度の障害の状態にあること。保険料納付済期間等が十五年以上二十年未満であること。
- 六十五歳に達する日前に前項第 一号又は第二号の経営移譲をしたものであること。
- の前日において同号に該当しなくなったとすれば、第二十二条第二項第三号から第六号までに規定する短期被用者年金期間、農林漁業団体役農業者年金の被保険者でなくなった日から六十五歳に達する日の前日までの間引き続き同号に該当している者であり、かつ、六十五歳に達す保険料納付済期間等が二十年に満たない者が、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者でなくなり、 $\overline{\mathcal{O}}$ 農業生産法人構成員期間又は特定被用者年金期間のいずれかの期間を有することとなる場合には、当該いずれかの期 支給要件たる同項第二号の保険料納付済期間等に算入する。 間 は、 農林漁業団体役員期 六十五歳に達する日 第 項の 経営 その 移 譲

営移

- 第四 1十二条 は いずれ、 !養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その廃止又は縮小が第一号に掲げる要件に該当し、 前 かに該当することをいうものとする。 !条第一項第一号又は第二号の経営移譲とは、)廃止又は縮小が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、第農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は; 第二号から第四号までに掲げる要は養畜の事業を行う者が当該耕作
- その廃止又は縮小が終了する日として主務省令で定める日の ;が第二十三条第一項第一号の政令で定める面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者況止又は縮小が終了する日として主務省令で定める日の一年前の日(以下この条及び次条において「基準日」という。)においてその面

下 経営移譲者」という。 が 作又は 養畜の 事業を廃 又は 小したも

- 有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、 収益権を取得し、又は使用収益 基準日において所有権又は 下 「処分対象農地等」という。)のすべてについて、 使用収益 権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、 権に基づいてその耕 次のイ又は口に掲げる者のいずれかに対し、 作又は養 当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。 (その者が 政令で定めるところ その 取得又は 日 後 年 間 より 係る に 所
- 者の 、る農地保有合理化法人、 譲受適格被保険者」という。)、新たに農地等につき耕作又は養畜の事業を行おうとする者で政令で定める要件に該当するもの 0 農業者年金の被保険者である六十歳未満の者(経営移譲者の配偶者及び経営移譲者が第二十三条第一項第四号の規定によりその耕作 配偶者並びに直系卑属及びその配偶者を除く。)、基金、 事 業の後継者として指定したその者の直系卑属で、 同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体その他政令で定める者 同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつたものを除く。 農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号) 第八条第 口 一項に規 (経営移 におい 又 譲 て 定 養
- り、かつ、 規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、 経営移譲 引き続き農業者年金の被保険者となつている者があるときは、 者の直系卑属 (譲受適格被保険者を除く。)のうち政令で定める要件に該当する一人の者(経営移譲者が第二十三条 その者)又はその配偶者 同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者とな (譲受適格被保険者を除 き、 政令で定め 第 項 第 兀 号
- しくは使用収益権を移転し、 経営移譲者が、 次の イ及びロに掲げる者に対し、 又は使用収益権を設定することにより、 そ れぞ れ イ - 及びロ 当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。 に 掲げる処 分対象農地等につい て、 政令で定めるところにより、 所 有 若
- .該当する者に限る。) 処分対象農地等のうち農地保有の合理化に資するものとして政令で定める面積以上の面積の農地等 前号イに掲げる者 (個人 (農業者年金の被保険者を除く。) にあっては、 耕作又は養畜の事業に常時従事することその 他 政 令 で 定 \otimes る 要
- 口 うちイに掲げる農地等を除いた残余のすべて 前号ロに掲げる者 (国民年金法第七条第一項第二号に該当する者で政令で定めるものその他の政令で定める者に限る。 処分 対 象農 地 等 0
- 兀 とにより、 べてについて、 経営移譲者が、処分対象農地等のうちその者の日常生活に必要な最少限 当該耕作又は養畜の事業を縮小したものであること。 第二号イに掲げる者に対し、 政令で定めるところにより、 度の 所有権若しくは使用収益権を移転し、 面 積として政令で定める面積以 内の 又 は 面積 使用 の農 地 収 や等を除 益権 を設 定するこ た残 余
- によるほ 一号又は第二号の経営移譲があったものとする。 **栏営移譲** 殿者が、 .か、その者が当該期間内に同項第二号イ又は口に掲げる者に対しその取得に係る持分又は株式の 基準日後 該期間内に同項第二号イ又はロに掲げる者に対しその取得に係る持分又は株式の全部の譲渡し、一年間に農業生産法人に対する持分又は株式を取得した者である場合における前条の規定の適 渡しをした場合に限 用 につ 1 て 同の 条 規
- 分対象農地等のうちに小作地等 :権以外の権原に基づいてその事業に供している採草放牧地をいう。以下同じ。) があり、又は処分対象農療患物等のうちに小作地等(耕作の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地 権若しくは使用収益権の移転又は使用収益 て、経営移譲者が、基準日後一年内に、その小作地等の全部又は一部(処分対象農地等のすべてが小作地等である場合にあ 政令で定めるところにより、 その有する使用収益権を消滅させ、 権の設定をしたときは、 その区分に応じ、 かつ、その他の処分対象農地等について次の各号のいずれ その使用収益権を消滅させた小作地等について 象農地等のすべてが小作 及び 耕 文は 養畜 つては、 地 等であ 不を行

びロ 用収益権の移転若しくは使用収益権の設定があつたものとみなす。 に掲げる者に対する同号に該当する所有権若しくは使用収益権の 第 項 第二号イ若しくは 口に掲げる者に対する同号に該当する所有権若しくは使用収 移転若しくは 使 用 収 益権 益 権 \mathcal{O} の移転若しくは 設定又は同 項 第四 使用 号に 収 益 該当する所 権 の設 定、 同 有 [項第三号イ及 権若しくは使

- 益権を設定すること。 当該その他の処分対象農地等のすへてについ て、第一項第二号又は第三号の 規 定 0) 例により、 所有権若しく は 使 用 収 益権 を 移転 又は 使 用
- より、 当該その他の処分対象農地等のうち第 所有権若しくは使用収益権を移転し、 一項第四 又は使用収益権を設定すること。 号の政令で定める面積以内 0 面 積 0 農 地等を除 いた残余のすべてにつ 1 て、 同 号 0 規 定 0 例
- 処分対象農地等のすべてが小作地等である場合において、 経営移譲者が基準日 後一年内に処分対象農地等のすべ てに 0 11 て、 政令で定め るとこ
- ろにより、その有する使用収益権を消滅させたときは、 積以内の面積の小作地等を除いた残余のすべてについて、 する同号に該当する使用収益権の移転があつたものとみなし、 を消滅させた処分対象農地等については、 同項第四号に該当する使用収益権の移転があつたものとみなす。 その使用収益権を消滅させた処分対象農地等については、 政令で定めるところにより、 経営移譲者が基準日後一年内に処分対象農地等のうち その有する使用収益権を消滅させたときは、 第一項第二号イに掲げる者に対 同項第四号の政令で定める面 その使用収 益
- 5 その他政令で定めるものがあり、 前二項の規定は、 処分対象農地等のうちに基準日後一年内に土地収用法 又は処分対象農地等のす べてがこれらの農地等である場合について準用する。 (昭和二十六年法律第二百十九号)その 他 0 法 全によ つて収用され たも

○ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)(抄

(農業経営基盤の強化の実施)

第三条 営に関する意向 労力を助 農業経営基 長することを旨として実施するものとする。 その 盤 の強 他 1の農業経営に関する基本的条件を考慮、強化を促進するための措置は、農用地 の保 Ļ かつ、 有及び利用の現況及び将来の見通 農業者又は農業に関する団 体 が 地域の 農用地を保 農業の 有 振 興 を図るため 又は利用する者の にする自 農業経 主主的

(農業経営基盤強化促進基本構想)

第六条 市 町 村 は、 政令で定めるところにより、 農業経営基 盤 の強化 0 促進に関する基本的 な構想 (以 下 「基本構想」 という。 を定めることが

- 2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- 農業経 営の規模、 生産方式、 経営管理の方法、 農業 従 事の態 の集積に関する目標その他農用地の利は様等に関する営農の類型ごとの効率的 かつ安定的な農業経 営 \mathcal{O} 項
- 農業経 率 的 営基 かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地 盤強化促進事業に関する次に掲げる事項 の利用の 用 関 経のの 改善に 関 はする事

- イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項
- 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要
- 準及び支払の方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にお ける農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法 設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基
- 3 十八条第二項第五号において同じ。)の方法 移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。 以下同じ。) の算定基準及び支払 (持分の付与を含む。 第
- 口 :条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人が行う農地保有合理化事業の実施 の促進に関 はする 事
- 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準 · に関[、] する事 項
- ホ = 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- へ その他農林水産省令で定める事項
- 五 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事

項

- 区 協議が調つたもの |域」という。)を除く。)の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項||議が調つたもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。 市町村の区域 (都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第七条第一項の市 街 化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による 以下「市 街化
- 基本構想は、 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農地利用集積円滑化事業の実施 基本方針に即するとともに、 前条第三項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。 の基準に関する事 項
- 4 3 市町村は、基本構想を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、 農業者、 農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させる
- 5 ため 市町村は、基本構想を定め、 に必要な措置を講ずるものとする。 又はこれを変更しようとするときは、 農林水産省令で定めるところにより、 都道府県知事に協議 その
- 6 なけ 市 ればならない。 町 基本構想を定め、 又はこれを変更したときは、 農林水産省令で定めるところにより、 遅滞なく、 その旨を公告しなけ れ ばならな

(農地利用集積円滑化事業規程)

- なければならない。 ところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程 :化区域を除く。)の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、一条の九(第四条第三項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、第六条第五項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」 (以 下 「農地利用集積円滑化事業規程」という。)を定め、 (以下「同意市町村」という。) の 同 農林水産省令で定める 意市町村の承認を受け **区域**(市
- とする。 前項の農地利用集積円滑化事業規程においては、 事 ·業の 種 類、 事業実施地域及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるも

- 3 同 利用集積円滑化事業 規 程 0 內容 が、 次に掲げる要件に 該当するものであるときは、 第 項 0 承 認 をするも
- 基本構想に適合するものであること ·業実施地域の全部又は一部が既に農地 利用 集積円滑 化事業を行つている者の 事 業実 施地域と重複することに ょ り当 該 重 複 する 地 お ける
- 農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるも 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計 のでないこと。 画に .従つて行う農業経営の改善に資するよう農 地 利 用 集 積 円 滑 化 業 を実
- その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

施すると認められること。

- 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円 農業委員会の決定を経なければならない。 滑化事業規程に ついて第 項 \hat{O} 承認をしようとするときは、 5 カコ じ
- 5 化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければなら 同意市町村は、第一項の承認を行つたときは、 農林水産省令で定めるところにより、 な 遅滞なく、 その旨並びに当 該 承認 に係 る農 地 利 用 集積

円

滑

(農用 地 利 用集 積 画 0 作成

条 同 意意市 町村は、 農林水産省令で定めるところにより、 農業委員会の 決定を経 て、 農用 地利用集積計画 を定め なけ れ なら

- 利用 権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び 住 所
- 農用地利用集積計画においては、 次に掲げる事項を定めるも のとする。
- .オ く。 [く。第六号において同じ。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積にめられない者(農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を前号に規定する者が利用権の設定等(その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると
- 第一号に規定する者に前号に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- 兀 《び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法 立びに当該利用権が賃借権である場合にあつては借賃及びその支払の方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることに 第一 号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、 内容 (土地の利用目的を含む。)、始期又は 移転 0 時 期、 存 :続期間 より取り 得され 又は る使 存期 用 間
- 五. 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の 利用目的 並びに当該所有権の移転の時 期 %並びに 移転 \mathcal{O} 対 価 及びその 支払
- 貸借の解除をする旨の条件 合には、その者が賃借 第一号に規定する者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は **:権又は使用貸借による権利の設定を受けた後におい** 養畜の事業に必要な農作業に常時従事す て農用 地を適正に利用してい ないと認めら 、ると認めら れ る場合に賃貸借 又は 使用 る場
- 利用の状況について、 前号に規定する者にあつては、 同意市町村の長に報告しなければならない 農林水産省令で定めるところにより、 毎 年、 その 者が賃借権又は使用貸借による権 利 の設 定を受けた農用 地
- 他農林水産省令で定める事 項

- 一 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。 3 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければな
- 二条第三項第二号チに掲げる者を除く。)が当該農業生産法人に前項第二号に規定する土地について利用権の を受ける場合その他政令で定める場合にあつては、この限りでない。 る場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農業生産法人の組合員、社員又は株主 を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合、 る場合、農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、 イに掲げる要件)のすべてを備えることとなること。ただし、 前項第一号に規定する者が、 利用権の設定等を受けた後において、 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等を受け 次に掲げる要件 (農業生産法人及び同 農業協同組合法第十条第二項に規定する事業 同法第十一条の三十一第一項第 項第六号に 設定等を行うため利用: 規定する者 にあ 権の設定等 (農地法第 一号に掲げ 0 7
- すべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその 開 発 後 の農用地 を含む。 0
- 1 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- 前項第一号に規定する者が同項第六号に規定する者である場合にあつては、 次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
- 口 すると認められること。 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜 の事業に 従
- 兀 利用権(その存続期間が五年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意についよる権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地につい、前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借 は、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。 て て に
- 用集積計画 同意市町村は、第十三条第四項の規定による農業委員会の要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合において、その定めようとする農用 の内容が当該要請 の内容と一致するものであるときは、 第一項の規定にかかわらず、農業委員会の決定を経ることを要しない。
- 同 部を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを申し出たときは、 意市町村は、 次の各号に掲げる者が、 当該各号に定める目的のために、 その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。 農林水産省令で定めるところにより第二項各号に掲げる事項の 又

5

- 第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体又は当該市町村の区域の全部若しくは 町 の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体 :若しくは一部とする農業協同組合 その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図る目 その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図る目 的
- 十二条第一項 村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区 又は第八十九条の二第一項の換地計 画に 係る地域における農用地 その地区内の土地改良法 の集団化と相まつて農用地の利 (昭和二十 1用の集積を図る目的1二十四年法律第百九 Ŧī.

(農用地利用規程)

程を定め るものに 、これを同意市町村に提出して、 |第四号の権利を有する者の三分の二以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地のに限る。) であつて、第六条第二項第四号ハに規定する基準に適合する区域をその地区とし、 同 組 合法第七十二条の 八八第 当該農用地利用規程が適当である旨の 項 第 号の事業を行う農事組 合法 その行おうとする農用地利用 認定を受けることができる。 人その 他 の団 体 (政令で定める基準 かつ、 改善事 当該地区内の農用地の基準に従つた定款マ 業の準 則 となる農用 文は 地 につき第 規 地 約 利 を 用規 十八 有

- 農用地 利用規程においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。
- 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措 置に関する基本的 な 事 項
- 農用地利用改善事業の実施 区域
- 作付地の集団化その他農作物の栽培の 改善に関 ける事 項
- 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する
- 六 五 四 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目 標その他農用 地の 利用 川関係の 改善に 関 する事

その他必要な事項

- するものとする。 同意市町村は、第一項 の認定 \mathcal{O} 申 請 があっ た場合に お 1 て、 そ 0 申 請に係る農用 地 利 用 規 程 が次に掲げる要件に該当するとき は 同 項 0 認 定
- 農用地利用規程 の内容が基本構想に適合するも \mathcal{O} で あること。
- 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切 な ものであること。
- <u>ー</u>の <u>ー</u> 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- 確 実であること。 農用地利用規程が 適正に定められており、 かつ、 申請者が当該農用地利用規 程で定めるところに従 、農用 地 利 用 改 善 事 業を実 する見 込 が
- からその 法人を除 法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団 体」という。)を、 当該団: 第一項に規定する団: き、]体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し 所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人 農業経営を営む法人となることが確 当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、 .実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。 農用地利用規程に定めることができる。 かつ安定的 等からみて農用 の利用の集積を守うせから、な農業経営を育成するという観点から、 体 な 当該団: 。 以 下 以下 いと認め (農業経営を営む 「特定農業団 体の 「特定農業 るとき 構 成員
- 前項の規定により定める農用地利用規程においては、 第二項各号に掲げる事項 0 ほ か、 次に掲げる事項を定めるものとする。
- 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び 住 地地所
- 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用 集 積 0 目
- 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用 地の利用権の地の利用の焦
- 用 2程が第三項各号に掲げる要件のほか、 町村は、前 項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一 次に掲げる要件に該当するときでなければ、 4件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、の設定等及び農作業の委託に関する事項 そ \mathcal{O} 申 係る農用
- 前 (第二号に掲げる目標が第二項 第二号の実施区域内の農用地の相当部分について利用 の集積をするものであること。

- を受けることが確実であると認められること。 者の構 について利用権の設定等若しくは農 からその所有する農用地について利用権 作業の委託を受けること又は特定農業団体が当 の設定等又は農作業の委託を行 いた い旨 の申出があつた場合に、 「該申出に係る農用 地につ 特定農業法 1 .て農作戦 業の委託 人が 当
- 7 特定農用地利用規程は認定計画とみなす。 第五項各号に掲げる事項が定められている農用 地 利 用 規 程 (以 下 「特定農用 地 利用規程」という。)で定めら れ た特定農業法 人は 認 定農業者と
- 8 同 意市町村は、 第一項の認定をしたときは、農林水産 省令で定めるところによ ŋ , 遅滞なく、 その旨を公告し なけ れ ば なら な
- 10 9 特定農用地利用規程の有効期間は、 政令で定める。
- 対 第一項の認定を受けた団体(以下「 農用地利用改善事業に関し、 必要な助言を求めることができる。 一認定団体」という。)は、 農業委員会、 農業協 同 組 合、 農 地保有合理 化法人及び農 地 利 用 集 積円 滑 化 4 体に

(農用地 利 用規程の変更等

第二十四条 て定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、 (若しくは株主とする農業経営を営む法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人とし 特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、 認定団体は 前条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、 農林水産省令で定めるところにより、 この限りでない。 その組織を変更して、 同意市町村の認定を受けなけ その構成員を主たる組合員、社 ればならな

認定団体は、 前項ただし書の場合 (同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。) は、 その変更をした後、 遅

3 同 はなく、その変更した農用地利用規程を同意市町村に届け出なければならない。 意市町村は、 定団体が前条第一項の認定に係る農用地利用規程 (前二項の規定による変更の認定又は 届出があつたときは、 その 更

4 前条第三項及び第六項の規定は第一 に従つて農用地 て準用する。 利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、 項の規定による変更の認定について、 同条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による変更の認定又は その認定を取り消 すことが できる。 届

\bigcirc 消 費税 (昭 和 六十三年法律第百八号)

出

方公共団体等に対する特例

第六十条 該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして、この法律の規定を適用する。 ・業のうち政令で定める特別会計を設けて行う事業については、一般会計に係る業務として行う事業とみなす。 「計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国又は地方公共団体が特別会計を国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業につい を設けて行 ては、

2 め 国又は地方公共団体が行つた資産の譲渡等、 対価を収納すべき会計年度並びにその課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りの費用の支払をすべき会計年度の末日に行われ 課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りは、政令で定めるところにより、 その資 産 たも \mathcal{O} 譲 渡

 \mathcal{O}

ŧ

とすることができる。

- 3 引取りを行つた時期に 表第三に掲げる法 人のうち国又は地方公共団体に準ずる法 ついては、 前項の規定に準じて、 政令で定める。 人として政令で定めるも 0 0 資産 0 譲 渡等、 課 税 仕 入 れ · 及び 課 税貨 物 0 保 税 地 域 か
- 規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額 特定収入」という。)があり、 告に関する決定の通知を受けた日)の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入(政令で定める収入を除く。 れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日 定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が課税仕入れを行い、 、 う。 (下この項及び次項において同じ。) の合計額は、 金額とする。この場合において、 |該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相 額をいう。)の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、 国若しくは地方公共団体 次項及び第六項において同じ。)から控除することができる課税仕入れ等の税額(第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。 (特別会計を設けて事業を行う場合に限る。 かつ、 当該金額は、 当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価 当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。 (当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例 第三十条から第三十六条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した場合における 別表第三に掲げる法人又は人格 又は課税貨物を保税地域から引き取る場合にお (第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額を 0 な 11 社 4 等 以下この項において「 いて、 九 第三十七条の 文 仕入 申
- 算する。 金額があるときは、 前項の場合におい 当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして同項の課税期間の課税標準 同項に規定する課税仕入れ等の税額から同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除して控除しきれ 額に対する消費税額に加 な
- 十九条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額から 当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。 第一項の 規定により一 の法 人が行う事業とみなされる国又は地方公共団体 ・控除することができる消費税額の合計 の 一 般会計 に係る業務として行う事業につ 類は、 これらの規定にかかわらず いては、 第三十条から
- 適用しない。 国又は地方公共団 体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、 第九条、 第四 十二条、 第四十五条、 第五十七条及び第 五十八 条の 規定は
- 第四 掲げる法人又は 十二条第一項、 0) 人格 第四項若しくは第六項又は第四 ほ か、 のない社団等に対するこの法律の 国若しくは地方公共団体 十五条第 (特別会計を設けて行う事業に限る。 適用に関し必要な事項 項の規定による申告書の提出期限 は、 政令で定める。 又は別表第二 の特例、 三に その他国若しくは地 掲げる法 人のうち 方公共 政令で定 団 別

8

〇 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)(抄)

(所掌事務)

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 国家公務員に関する制 度の企画及び立案に関すること。
- する場合を含む。)に規定する中央人事行政機関たる内閣総理大臣の国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二章(独立行政法 (独立行政法人通則 所掌する事務 法 (平成 に うい + 年法律第百三号)第五 て、 内閣総理大臣 丘を補佐、 十四四 すること。 条の二第 項 に おお 準 用
- 国家公務員の退職手当制度に関すること。
- 特別職の国家公務員の給与制度に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、 国家公務員の人事 行 政に関すること (他 の 行 政 機 関 の所掌に属するものを除く。)。
- 十十十九八七六五四二一 行行削因用并 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。
 - 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

削除

- 行政制度一般に関する基本的事項の 企 画 ...及び立案に関すること。
- 行政機関の機構、定員及び運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
- 各行政機関の機構の新設、 改正及び廃止並びに定員の設置、 増減及び廃止に関する審査を行うこと。
- 行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 。)に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。 二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)及び-三 独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十 日本司法支援センター (総合法律支援法 (平成十六年法律第七十四号) 第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。) を含む。 以下同
- 十四四 国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正並びに廃止に関する審査を行うこと。 独立行政法人の新設、 目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別 法 (独立行政法 人通 則法第一条第 項に規定する 個 別法をいう。)、
- 十 五 (設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人 **独** <u>\f\</u> 行 政法人を除く。)の
- 価 を いう。 以下この
- 各行政機関の業務の実施状況の評価(当該行政機関の政策についての評価を除く。)及び監視を行うこと。各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保 に価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評 価を行うこと。
- ′施状況に関し必要な調査を行うこと。 第十七号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視 (次号において「行政評価等」という。)に関連して、 次に掲げる業務
- 独立行政法人の業務 (第十七号の規定による評価に関連する場合に限る。)
- 第十五号に規定する法人の業務
- 特別の法律により設立され、かつ、 玉 一の補 助に係る業務を行うものに限る。)のより設立され、かつ、その設立に関し の業務 行政官庁の 認可を要する法人(その資本金の二分の一以上 が国 からの出資による法人で

の委任 又は補 助に係る業務

況に関し調査を行うこと。 |規定する第一号法定受託 行政評 価 等に関連して、 事務に該当する地方公共団 前号ニの規定による調 団体の業務(各行政)、査に該当するものの 機 ほ 関 か、 0 業務と一体として把握される必 地 方自治: 法 (昭和二十二年法律第六十七号) 要があるも のに限る。 第二条第九 0) 項 実 施状 号

各行政 機関の業務、 第十九号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団 体の業務に関する苦情の 申 出 に 0 11 ての 必 要なあ 0 せ ん 関

二十二 行政相談委員に関すること。

地方自 治及び民主政治の普及徹底に 関すること。

国と地方公共団体及び地方公共団体相互間 この連絡調整に関すること。

地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。

地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

二十九九 に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の 豪雪地帯 (豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する豪雪 規定による土地 開 発公社及び 土 地 地の 帯をいう。 先買いに関 0) する事務を行うこと。 雪 害 \mathcal{O} 防除 振

三十 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進につい 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、 て必要な助言その他の協力を行うこと。 必要な意見を関係行政機関の長に述べること。

三 十 一 地方自治に関する調査及び研究に関すること。

三十二 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること。

市町村の合併、 広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

住民基本台帳制度に関すること。

三十五 住居表示制度に関すること。

三十六 行政書士に関すること。

三十七 地方公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。

地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関すること。

地方公務員の共済制度及び災害補償制度に関すること。

四十 公職 最高裁 選挙法(昭和二十五年法律第百号)及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の方分発員の共済制度及て多言者負罪した。 判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別 法の制 定のための投票、 企画 本国 憲法改正 一及び立案に関すること。 の国 民 の承認に係る投票

地方 前二号に掲げる選挙、 、公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の 国民審査及び投 票の施行 の準備に関すること。 企 画及び立案に関すること。

四四十十二三二 十号及び第四十一号に掲げる選挙、 国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。

党その他 の政治団 政治資金及び政党助成に関すること。

十五 方公公 1 共団 の財 政に関する制 度 0 企 画 |及び立 案に関 すること。

地方交付税法 方公共団 :(昭和二十五年法律第二百十一号)第七条に規定する翌年度の:の負担を伴う法令案並びに国の歳入歳出及び国庫債務負担行為 の見 地 方 積りに 4 体 \mathcal{O} 歳 つい 入 八歳出 て、 [総額 関 係各大臣 Ď 見 込 額 に に関すること。 対 して意見を述べ

後進地域その他の特定の 地 域に 対する国 一の財 政上 の特別措置に関すること。

地方交付税に関すること。

地方債に関すること。

地方公共団体の財政資金の調達に 関 するあ 0 せ Ą 助 言その 他 0 協 労力に 関すること。

せん金付証票に関すること。

地方競馬、 自転車競走及びモー ター ボ] 1 競 走 を 行うことができる市 町 村 \mathcal{O} 指 定 に関すること。

地方公共団 体の経営する企業に関すること。

料 0 提 出 0 要 求、 調 査 及 び 助 言 に関すること。

第四十五号から前号までに掲げるもののほか、地地方公共団体の財政の健全化に関すること。地方公共団体の財務に関係のある事務に関する資

方 財 政 E 関すること。

地方税に関する制度の企画及び立案に関すること。

法定外普通 税及び法定外目的税の新設又は変更に 保る協議 議 及び 同 意に 関すること。

前二号に掲げるもののほか、 地方税に関すること。

地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、 自動車重量譲与税、 特別とん 譲与 税及び航

国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施 設 等所在市町村助成交付金に関すること。空機燃料譲与税に関すること。

施設 めの設 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交 置 |及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関すること。 伝送又は受信 (以下 情報 \mathcal{O} 電磁的 流 通」という。 のための 有線 又は無 線 0

国 |際放送その他の本邦と外国との間の情報の電 一磁的流 通の促進に関すること。

前二号に掲げるもののほか、 情報の 電磁的 流 通 の規律及び振興に関すること。

電 気通 信業及び放送業 (有線放送業を含む。 0) 発達、 改 善及び調整に関すること。

本放送協会に関すること。

非常事: 態における重要通信の確保に 関すること。

[波数 の割当て及び電波の監督管理に 関すること。

七七七七六六六六六六十十十十十十十十十十十十十十十十二二一 九八七六五四 電波 の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置さ れ た高周波 利用設備の 探査に関すること。

電 が 無線設備 こその他 のものに及ぼす 影響による被害の防止又は軽減に関すること。

0 利用 の促 進に関すること。

の設 定、 標準電波の 発 光射及び 標 準 時 0 通 報に関すること。

有 電 設備 及び無線設備 (高 周 波利 用 設備を含む。)に関する技術上 の規格に関すること。

七七七十十八七六五 情 報 0 電 磁 的流 通及び電波の 利 利用に 関する 技 術 0 研 究及 び開発に関 すること。

情報 通 信 の高度化 に関する事務のうち情報 の電 磁的 流通に係るものに関すること。

宇宙の開 発に関する大規模な技術開発であって、 情 報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関すること。

条約又は法律 (法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内に の機関と連絡すること。 におい て、 情 報 0 電 磁 的流 通及び 電波 0 利用 に 関 でする国 際 的 取 決 8 を 協 議

《び締結すること並びに国際電気通信連合その 他

「便事業に関すること。

七十九の三七十九の三 郵便局の活用による地域住民 \mathcal{O} 利 便 \mathcal{O} 増 進 に 関 すること。

社会・地域貢献基金に関すること。

七十九の四 郵便認証司に関すること。

七十九の五 書便事業の監督に関すること。

八十 条約又は法律 (法律に基づく命令を含む。)で定める範 井 内に お て、 郵 便 1Z 関 する国際 的 取決め を 協 議 し、 及 び 締 結 すること並 び に 万 玉

連合その他の機関と連絡すること。

八 八 八 八 八 十 十 十 十 十 十 重 四 三 二 一 便 連 統計調査の実施についての審査及び調整並びに 統計及び統計制度の発達及び改善に 関する基 本 統 的 計 事 基準 項 \mathcal{O} 0) 企画及び立 設定に関すること 案に関すること。

統計職員の養成の企画及び立案に関すること。

国際統計事務の統括に関すること。

国勢調査その他国勢の基本に関する統計 調 査 0) 実 施 及び製表並び . 国 0 行 政 機 関 又は 地 方公共 団 体の 委託による統 計 調 查 0) 実 施 又は 表

に関 けること。

八十六 のを除く。 第八十一号から前号までに掲げるも ° \mathcal{O} 0 ほ か、 統 計 技 術 \mathcal{O} 研 究その 他 統 計 0 発 達及び改善に関すること 他 0 行 政 機 関 \mathcal{O} 所掌に属するも

八十七 公益信託の監督に関する関係行 政 機 関 0 事 務 の調整 に 関すること。

八十八 独立行政法人平和祈念事業特別基金に 関すること。

八十九 八十九の二 引揚者等に対する特別交付金の支給に 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の 関 する法律 (昭 和四 十二年法律第百 支給に関する法律 十四号) 第三条第 (平成-十二年法律第百十四十二年法律第百十四十二年法律第一項の規定による特 号) 別交付金に関すること。 第 九条第四 項 E 規 定

する弔慰金等に関すること。

九十 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧 陸 海 軍 従 軍 看 I護婦 に対する慰労の 事 務に関すること。

と(厚生労働省の所掌に属するものを除く。)。 一般戦災死没者 (今次の大戦による本邦に おける空襲その 他の災害の ため死亡した者をいう。 に対して追 悼の意を表 す 事 関するこ

務所周 国会議 地 域 事堂等周辺地域及び外国 指定に関すること。 公館 等周 辺 地 域 0) 静 穏 の保持に関する法律 昭 和六十三年法律第九十号) 第三条第一 項 0 規 定による政党

削 除

九 九 九十十六 五 四 所掌事務に係る一 般消費者の利益の保護に関すること。

所掌事務に係る国際協力に関すること。

政令で定める文教研修施設において、所掌事務に関する研修を行うほ か、 次に掲げる研修を行うこと。

九 九 九 十 十 十 ロ イ 九 八 七 国 地 地方公務員に対する地方自治に関する高度の研

国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四条第二項に規定する事務公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第五十二号)第四条に規定する事務

前各号に掲げるもののほか、 他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律(法律に基づく命令を含む。)で総務省に属させられた事 務

附 則

所掌事務の特例)

総務省は、第三条の任務を達成するため、 第四条各号に掲げる事務の ほ か、 当 分の間、 次に掲げる事務をつかさどる。

地方特例交付金に関すること。

六五四三二 交通安全対策特別交付金の交付に関すること。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税に関すること。

地方道路譲与税に関すること。

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。

条約又は法律 (法律に基づく命令を含む。) で定める範囲内におい て、 郵便為替及び郵便振替に関する国際的 取 決めを協議し、 及び締結する

総務省は、第三条の任務を達成するため、 地方公共団体に交付すべき今次の大戦による不発弾その他 第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、 の火薬類で陸上にあるものの処理に関する事業に係る交付金に関すること。 次の表の上欄に掲げる日までの間、 それぞれ同表の下

期限	事務
平成十四年三月三十一日	地域改善対策特定事業(地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十
	二号)第二条第一項に規定する地域改善対策特定事業をいう。以下同じ。)に関する関係行政機関の事務の調整に関
	することその他地域改善対策特定事業に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)。
平成二十四年三月三十一日	特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する
	特殊土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域
	をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

平

平

平期

欄に掲げる事務をつかさどる。

十日 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)に規定する事務を行うこと。	平成二十九年九月三十日
自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	
十一日 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の	平成二十八年三月三十一日
いう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	
半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域を	
合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	
十一日 振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総	平成二十七年三月三十一日
振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	
十一日 奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の	平成二十六年三月三十一日

 \bigcirc 農業者年金基 金法の 部を改正する法律 (平成十三年法律第三十九号)

附 則

第八 関し必要な技術的読替えは、 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定 律によって改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これ 旧法中旧法による経営移譲年金及び農業者老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金給付の支給要件に関する規定であってこの 施行日前に農業者年金の被保険者であった者(施行日の前日において旧法による年金給付に係る受給権を有していた者を除く。)につい 政令で定める。 (他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄 法 5

(表略)

 \bigcirc 独立 行政法人農業者年金基金法 (平成十 兀 年 法律第百二十七号)

附 則

(業務の特例)

第六条 基金は、 当分の間、 第九条に規定する業務のほ か、 次に掲げる業務を行うものとする。

部を改正する法律 平成十三年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法 (平成二年法律第二十一号。第三項において 「平成二年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法に(以下「平成十三年改正前農業者年金法」という。)及び農業者年金基金法の

よる給付を支給すること。

- に基づいてその耕作又は養畜の事業に供しているものに限る。以下この号において同じ。)及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受 及び貸付け(使用収益権の移転を含む。)を行い、 が所有権又は使用収益権 ・成十三年十二月三十一日において平成十三年改正前農業者年金法による年金給付に係る受給権を有していた者その他政令で定める者を除 (農地法第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地であって、 (地上権、 永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この号において同じ。 並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行うこと。 平 成 +厄 年一月 一日前 に旧農業者年金法による被保険者であっ
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- この項において同じ。)及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け(地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及者年金事業の給付に関する決定、農地等(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下 条第一項及び第七十一条第二号中「第九条」とあるのは「第九条及び附則第六条第一項」とする。 び収益を目的とする権利の移転を含む。)に関する決定並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定」と、第六十三 前項の規定により基金が同項に規定する業務を行う場合には、第十条第一項中「及び農業者年金事業の給付に関する決定」とあるのは
- 項において「平成十三年農業者年金改正法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、 規定の適用に関し必要な技術的読替えその他平成十三年農業者年金改正法等の規定の適用に関し必要な事項は、 規定及び附則第二十一条の規定により廃止され、又は廃止されたものとされた法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。 第一項の規定により基金が行う同項第一号に掲げる業務については、平成十三年農業者年金改正法附則の規定、平 平成十三年農業者年金改正 政令で定める。 成二年農業者 年金改 以下この以正法附則 法
- 有する。この場合において、 第一項 (の規定により基金が行う同項第二号に掲げる業務については、平成十三年農業者年金改正法附則第三条第三項の規定は、 同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、 政令で定める。 な いおその 効力を
- 従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合」とあるのは めるのは (し付けようとする場合及び独立行政法人農業者年金基金がその土地を農地売買貸借業務の実施により貸し付けようとする場合」とする。 一項の規定により基金が同項第二号に掲げる業務を行う場合には、 (以下 第五条第一項本文に規定する場合及び独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲 「農地売買貸借業務」という。)の実施によりこれらの権利を取得する場合」と、同条第二項第六号中「及び農業生産法人の常時 農地法第三条第一項ただし書中「及び第五条第一項本文に規定する場 「、農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人 合

○ 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)

(定義)

- くは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。 この法 おいて「市町村の合併」とは、二以上 の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、 又は・ 市 町 村 の区
- 2 法律において「合併市町村」とは、 市 町村の合併により設置され、又は他 の市 町 村の 区域の全部若しくは一部 を編入した市 町村をいう。

法 に お 7 「合併 関 係 市 町 村 لح には 市 町 村 0 合 併に よりその 区 域 0 全 部 又 は 部 が 合併 市 町 村 0 区 域 \mathcal{O} 部 とな る 市 村 を

3

闻 条において「合併対象市町村」という。)の名称を示 五. 十分の一以 登録 挙権を有 上の者の連署をもって、その代表者から、 が行われた日において選挙人名簿に登 する者 市 町村 0) 議会の 議員及び 録されている者をいう。 長 し、 (の選 市町村の長に対し、 学権 合併協議会を置くよう請求することができる。 を有する者 (公職)をいう。 当該市町村が行うべき市 選 挙 法 以下同じ。 (昭 和二十五年法律第百号) は、 町村 政令で定めるところにより、 \mathcal{O} 合併の相手方となる市 第二十二条 の規定による選 町 村 その総 以 下この 数 \hat{O}

- (旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、 協議(以 前項の規定による請求があったときは、 合併請求市町村の長は、 下この条において「合併協議会設置協議」という。 当該意見を求めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。 当 該請求があった市町村)について議会に付議するか否かの意見を求めなければなら (以下この条において「合併請求市町 当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治 村」とい . う。 法第二百五十二条の二第 0) な 長 は、 直 5 場合に お 求 項 \mathcal{O}
- 3 合併対象市町村の長は、 否かを回 一答しなければならない 前項の意見を求められた日から 九十日以内に、 合併請 求市 町村の長に対し、 合併協議会設置協 議に 0 11 て 議 会に 付 議 す
- 5 てド 第一 合併請 項 \hat{O} 求 代表者に通知するとともに、これを公表し、市町村の長は、すべての合併対象市町村の長 すべての合併 長 かつ、なから前で 合併請求市 項の規定による回 町村を包括する都道府県の知事に報告し 答を受理したときは、 直ち そ なけ 0 結 れば を合 ならな 併 対 市 町 村 0 長 及
- る合併対象市 前項 それぞれ議会を招 なければならない。 \hat{o} すべての回答が合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであった場合には、 町村の長への通知を発した日から六十日以内に、 集し、 合併協議会設置協議につい て議会に付議しなければならない。 合併対象市町村の長にあっては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に この場合において、 合併請求市町村の長にあ 合併請求市町 って 村 の長は、 は 同 項 その \mathcal{O} 意見 定 に ょ
- 6 心へる機会を与えなければならな 合併請求市 町村の議会は、 前 項の 規定により 付 議 さ れ た事件 0 審 議を行うに当たっては、 政令で定めるところにより、 第一 項 0 代 表者に意 見
- 7 合併対象市 町村の長は、 第五項の規定による 議会の審 議 の結果を合併請求 市 町 村
- 8 0 る議会の 合併請求市 、に報告しなければならな 町 '村の長は、 の結果を 合併請求市町村における第五項の規定による議会の 合併対象市 町村の 長及び第 項の 代表者に通知するとともに、これを公表し、 審 議 の結果及び前項の規定により通知を受けた合併対での長に速やかに通知しなければならない。 かつ、 合併 請求 市 町 村 を包! 括 する 市 町 村 道 に お 府
- 第五項 規定による議 を受けた日 を可決した場合には、 知するとともに、これを公表し、 のうちいずれか遅い日 会の審議により、 合併請求市 合併 かつ、 町村の長 協 (以下この条において「基準日」という。) 以後直ちに、 議会設置協 合併 反は、 請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならな 合併請求市町村の議 議につい て、 合併請 求市 会が否決した日又はすべての合併対象 町 村の議会がこれを否決 基準日 を合併対象市 カコ 市 町 す 村 ての の長から第七項 合併 長 及び第 対 象市 0 町 項規村
- に付するよう請求することができる。この場合に 定する場合には、合併請求市町村の長は、 基 おいて、 準日から十日以内に限り、 合併請求市町 村の 長は、 選挙管理委員会に対し、 当該請求を行った日から三日以内に、 合併協 議会設置協 その旨を合併対象市議について選挙人の

10

ころにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもっ て選挙人の投票に付するよう請求することができる。 允 及び第 定する場合において、 の代 通知するとともに、これ 基準日から十三日以 て、 を公表 内に前項後段の規定による公表がなかったときは、 その代表者から、 Ļ カゝ つ、 合併 合併請 請 求 市 町村 求市町村の を包括する都道府 選挙管理委員会に対 選挙 県 0 権を有する者 知 事に 報 合併 告 L なは、 なけ 協 議会設置協議につ 政令で定めると ばな 5 な

12 市 前 町村の長に対し、これを通知しなければならな 項の規定による請求があったときは、 合併請求市 町 村 0 選 挙管 理委員会は、 直 ち に、 その旨 を公表するとともに、 第一 項 0 代 表 者 及び合併 請

13 都道 前項の規定により通知を受けた合併請求市 府県の知事に報告しなければならない。 町 村の長は、 直 ちに、 その旨を合併 対 象 市 町 村 \mathcal{O} 長に通り 知するとともに、 合 併 請 求 市 町 村 を 包 する

14 協議について選挙人の投票に付さなければならない 第十項 、前段又は第十一項の規定による請求があったときは、 合併請 求市 町 村 0 選 学管 理 委員会は、 政令で定めるところによ り、 合 併 協 議 会設 置

15 たときも、 た場合には、第一項及び第十一 合併請求市町村の選挙管理委員会は、 、また、 同様とする。 項の代表者)及び合併請求市 前項の規定による投票の結果が判明したときは、これを第 町 ·村の長に通知するとともに、 公表しなければならない。 項の 代 _表者 (第十一 その 項 \mathcal{O} 投票の 規 定に 結果が よる 請 確 求 定 が あ

16 前項の 知 が事に 規定により通知を受けた合併 報告しなければならな 請 求 市 町 村 \mathcal{O} 長は、 そ 0) 結 果を合併対 象 市 町 村 0) 長に 通 知するとともに、 合 併 請 求 市 町 村 を 包 括 する都 道 府

17 て合併請求市町村の議会が可決したものとみなす 第十四項の規定による投票において、 合併 協 議会設 置 協 議 に 0 1 7 有 効投 グ票の 総 数 0) 過 半 数 \mathcal{O} 賛 成 が たあっ たときは、 合 併 協 議 会設 置 協 議 に 0

19 18 前項の規 合併請求市町村及びすべての合併対象市町村 場合には、合併請 定により合併協議会が置かれた場合には、 求市町村及びすべての合併対象市町村は、 の議 会が合併 合併請 求市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約 協 議会設置 ら 協議に 合併協 つい 議会設置協 て可 決 議により規約を定め、した(前項の規定によ 合併協 を第一項 ŋ 可 決 議 L の代 会を置くも たも . (表者 \mathcal{O} とみ なさ \mathcal{O} とする。 項 0) 規 合

20 0 第四項、 市町村を包括する都道府県と合併対象市 知事 に通知しなければならない。 第八項、 第九項、 第十項後段、 第十三項及び第十六項の規定による報告を受けたときは、 町村を包括する都道府県が異なる場合には、 合併請求市 町 その 7村を包に 内 一容を合 話する 併 都 対 道 象市 府県 \mathcal{O} 村 知 を包 は、 括 す 第

合併協 会設置の請

る

府

県

定による請求があった場合には、

第

項及び第十一項の代表者

に通知しなければならな

第五 合併の その総数の五 合併協議 他の同 手方となる他の同 会を構成すべき関係市 十分の一以 求関係市 引っぱます。 (上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長こせつ、有を引っています。) (市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明ら (市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明ら 請求関係市 町 村の名称を示し、 合併協議会を置くよう請求することができる。 政令で定めるところ き市 カュ にして 町村

2 前 \hat{O} 規定による請求を行う場合には、 す べて の同 請 求関係市 町村の 同項の代表者は、 あらかじめ、 政令で定めるところにより、 れ 5 Ō

確 【表者となるべき同 存なけれ ならな の規定による合併 協 議 会 0 設 置 0 請 求 が 同 0 内容であることに 0 い て、 同 請 求 関 係 市 町 村 を 包 括 !する! 都 道 府 県 0 知 事

- 関 医係市 項の規定による請求があったときは、 町村を包括する都道府県の知事に .対し、これを報告しなければなら 当 該 請 求が あ つた同 請求 関 係 な 市 町 村 0) 長 は、 直 ちに、 請 求 0 要旨を公表するととも 当 該 同 請
- ての 同 同一 **昭求関係** 請求関係市 市町村を包括する都道府県の知事は、すべ 町村の長に通知しなければならない て `の 同 請求関係市町 村 0 長 カ 5 前 項 \mathcal{O} 規定による報告を受け たときは、 その 旨 をす ×
- 5 ない 前項の 規定により通 知を受けた同 請求関係市 町 村 の長は、 直 ちに、 その 旨 を 第一 項 0) 代表者 に 通知するとともに、 これ を公表 L なけ n ば なら
- 6 よる請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項 第四項の う。)について、 規定 により通知を受け 議会にその意見を付して付議しなければならな いた 同 請 求関 係 市 町 村 の長は、 当 該 通 知 Ô を受けた日から六十日以内に、 協議 (以下この条において 「同一請求に基づく合併 それぞ れ 議会を 招 集 *し、 協 議 第 会設置協 項 \mathcal{O} 規 議 定
- 7 同 を述べる機会を与えなければならない ||求関係市町村の議会は 前項の規定により付議された事件の 審議を行うに当 たって は、 政令で定めるところにより、 第 項 \mathcal{O} 代 表者に 意
- 8 該 同 同一 一請 請求関係市 武成関係市町村の長は、 町村を包括する都道府県の 第六項の規定による議 知事に報告しなければならない。 会の審 議 の結果を、 速や ガ に、 第一 項 \mathcal{O} 代 【表者にる 通知するとともに、 これ を公表 か つ、
- 9 結果及びすべての同 係 同 市町村の長に通 求関係市 ・町村を包括する都道府県の知事は、 知しなければならない。 一請求関係市町村の長から 同 項の規定による報告を受けた日 すべての同 請求関係市町 村の (以下この条において「基準日」という。) をすべての同 長 から前で 項 \mathcal{O} 規 定による報告を受けたときは、 直ちに、 その 請 求
- 10 ない。 前項の規 定により通 知を受けた同一 請求関係市 町 村 0 長は、 直 ちに、 その 旨 を 第一 項 の代表者に通知するとともに、 これ を公表 L なけ れ ば なら
- 11 設置 行った日から三日以内に、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、 おいて「合併協 第六項の |協議について選挙 合併協 規定による議会の審議により、 議会設置協議 議会設置協議否決市町村」という。 人の投票に付するよう請求することができる。 否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。 その 議会が同)の長は、 請 求に基づく合併 基準日 この場合において、当該合併協議会設置協議否決 から十日以内に限り、 協議 会設置協 かつ、当該請求を行った日から三日以内に到 議 選挙管理委員会に対 について否決した同 į 請 求関係 同 市町村の長は、 一請求に基 市 町 村 づく合併協議会 以 当該請 下この 達するよう 『求を 条に
- 12 置協議否決市 議会設置協 町村に係る前項後段の規定による報告の有無をすべての同一 議否決市町村を包括する都道府県の知事は、 基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、 請求関係市町村の長に通知しなければならない。 す べての 合併 協
- 13 前項 定により通知を受けた同 請 ||求関係市町村の長は、 直ちに、 その旨を第一項の代表者に通知するとともに、 これを公表 しなけ れ ば なら
- は、 合併協 議会設置協議否決市町村の長は、 規 定による通知がすべての合併協議会設置協 直ちに、 その旨を選挙管理委員会に通知し 議 否決市町 村の 長から第十 項後 なければならない。 段 の規定による報告が あ 0 た旨 0 Ł 0) であっ た場合に

14

- 15 に対し、 令で定めるところにより、 協 同一請 会設置協議 .求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。 決市町村にお その総数の六分の一 いて、 基 以上 準 自 の者の連署をもって、 から十三日以内に第十一 その 項 代表者から、 後 段 の規定による公表がなかっ 当該合併協議会設置協 たときは、 議 否 決 選挙 市 町 権 村 \mathcal{O} を 選 有) 挙管理 する者 は、 委 員 会 政
- 16 表者及び当該合併協議会設置協議否決市 前 項の規定による請求があったときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、 町村の長に対し、これを通知しなければならない。 直ちに、 その 旨 1を公 表するととも 第 項 \mathcal{O} 代
- 17 \mathcal{O} 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否 知事に報告しなければならな 決市町村の長は、 直ちに、 その旨を当該合併協議会設 置 協 議 否 決 市 町 村 を包 括 す る 都 道 府
- 18 村の長から前 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都 項の規定による報告を受けたときは、 道 足府県の 直ちに、 知事は、 その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知し 第十一 項後段の 規定に による報 告をし しなかっ た す べ なければなら て \mathcal{O} 合 併 協 議 な 会設 協 議 否 決市
- 19 合には、第一項及び第十五項の代表者)及び選挙管理委員会に通知するとともに、これを公表しなければならない。 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、 直ちに、 その旨を第一項の代表者(第十五 項 の規定による請求 が あ 0 た
- 20 もに、これを公表しなければならない。 第十八項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村以外の 同一 請求関係市町村の長は、 その旨を第一項 0 代 表者に 通 知 するとと
- 21 請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければなら 第十四項又は第十九項の規定による通知があったときは、 合併協議会設置協議否決 ない。 市 町 村 0 選挙管理委員会は、 政 令で定めるところにより、 同
- 22 その投票の結果が確定したときも、 が あった場合には、 合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、 第一項及び第十五項の代表者)及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に通知するとともに、 また、 同様とする。 前項の投票の結果が判明したときは、これを第 項 \hat{O} 代 . 表者 (第十五 公表しなければならない。 項 の規・ 定による 求
- 23 に報告し 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否 なければならない。 決市 町 村 0 、長は、 その 結 果を当 |該合併 協議会設置協 議否 決 市 町 村 を包! 括 する 都 道 府県 \mathcal{O} 知
- 24 ときは、 合併協 その結果をすべての同 議会設置協議否決市町村を包括する都道 一請求関係市 町村の長に通 足府県の 知 知しなければならない。 事 は、 すべての 合併協 議 会設置協 議 否決市 町 行村の し長から 前 項 0) 規定による報告 を受け た
- 25 及び 前)第十五項の代表者) に通知するとともに、これを公表しなければならない。 頭の規 定により通知を受けた同一 請求関係市 町村の長は、 その結果を第 オー項の 代表者 (第十五項の規定による請 求が あ つ た場合には、 第 項
- 26 第二十一項の規定による投票において、 .基づく合併協 議会設置協議 について合併協議会設置協議 同一 請求に基づく合併協議会設置協議について有効投票の総数の 否決市町村の議会が可決したものとみなす。 過 半 数 0 賛 成 が あ 0 たとき 同 請
- 27 合を含む。)場合には、 べての同一請 求関係市 すべての同 町村の議会が同一 一請 求関係市町 請求に基づく合併協議会設置協議について可決した(前項の規定により 村は、 当該同 請求に基づく合併協 議会設置協議により規約を定め、 可 決 合併 したも 協 議 のとみなされ 会を置くも の と た場
- 28 定による請求があった場合には、第 より 合併協議 会が置かれ た場合に 一項 及び第十五 は、 同 項の代表者)に通知しなければならない。 請 求関係市町 村 0 長は、 その旨及び当該合併協議会の 規約 を第一 項 の代 表者 (第十五 項

29 項 市 村 0 都 道 府 県 0 X 域 に 属さな 1 ・場合に におけ `る措 置 そ 0 他 第 項 0 規 定による合 併 協 議 会 0 設 置 0 請

関

必

- 域内に住所を移し、かつ、 市 決」とあるのは「当該決定」と、「 決又は判 るの 都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において 町 ・者の署名について準用する。この場合において、 ・三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一 いう。 ?村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他 八項」と読み替えるものとする。 しくは第十五項の代表者について、 条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数につい は 決」とあるのは 、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」」「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、)の区を含み、 七十四条第五 「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは 」とあるのは 当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。 項の 規 地方 定は 同法第七十四条第七項から第九項まで、 裁判所又は高等裁判 訴訟の判決は、」と、 前 「第二百五十二条の十九第一項に規定する」と、 条第 一項 同法第七十四条第六項第一号中「表示をされている者(都道府県に係る請求にあ 若しく 審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをする 所」とあるの 同条第十二項 て、 条第 同法第七十四条第六項の規定は前条第一項 項 は 項若しくは第十 0 中「第八項及び第九項」とあるのは 「地方裁判所」と、 第七十四条の二第一項から第六項まで、 を有)」とあるのは 同法第七十四条の二第十項中「審査の申立てに対する裁 一項又はこの条第一項若しくは 同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるの 「当該裁判所」と、 「表示をされている者」と、 Ŧ. 分 0 若しくは第 「第八項」と、 \mathcal{O} 文は 裁 第十五項の規定による請 第八項及び第十項 決書又は判決 項又は 「当該決定又は 同項第三号中 の市町 つては、 「指定都市 いから第 書」と 0 区 裁 該 は
- 31 はする規定は、この限りでない。 選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関 訟法 (平成八年法律第百九号) 第二 編 1め関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。第第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第 する地方自治法第七十 ただし、 应 条の三第三項 過 料、 罰 金、 の規 拘 定によ 留 ŋ 引 市 町
- 32 二十一項 -一項の規定による投票について準用する。合で特別の定めをするものを除くほか、公 公 職 選 挙 法 中普 通 地方公共 団 体 0 選 挙に 関する規 定 (罰則を含む。 は、 前 条第 十四四 |項又は
- 33 2票は、 政 令で定めるところにより、 普 通 地 方 公共団 体 0) 選 一挙と 同 時 にこれ を行うことができる

(議会の議員の定数に関する特例

一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数 下この項 その編入をする合併関係市町村の 0 市 町 へを除 村 その端数は おいて「旧定数」という。)に乗じて得た数 0 き、 [編入されることとなる合併 区域の全部又は 以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村 一人とする。 部 議会の を編入した合併 ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその 関係 議員 (以下この条及び次条第 市 、の残任期間に相当する期間に限り、 町 村 市 の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。 町 村にあっては、 (○・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、 一項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の 地方自治法第九十 その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併 一条の規定にかかわら 数が○・五人未満のとき ○・五人以上一人未満 関 の議 会の 議員の定 関

合を除き、その定数は、 くとすることができる。 同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。 ただし、 議員がすべてなくなったときは、 第四項 の規定により 編入合併特例定数をもってその議会の議 員の 定数とする

- 算定した数とする。 n 選 前項の場合においては、 一挙区が設けられるものとし、 公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、 かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、 編入された合併関係市 編入された合併関係 町 村ごとにその編 市 町 村ごとに前 入された区 項の規定に |域によ より
- 3 三項又は第九十一条第三項」とあるのは 項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第八条第二項」と、 .法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。) の日」とする。 項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規 「市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項」と、 定の適用については、 「当該条例施行の日」とあるのは 同法第百十一条第三項中「地方自 同 法第十八 条 第一項-中 治法第九十条第 市町 第十 村の合併 五. 条
- 議会の議員の任期に相当する期間についても、 き日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、 いては、 他の市町 地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、 村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、 編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。 合併関係市町村の協議により、 同条の規定による定数に復帰するものとする。 第一項の規定により編入合併特例定数をもってその 市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される 議 会の ただし、 議員 の定 その任期の 数とする場)満了す 合に
- 5 第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- 6 加項 るのは、 、の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法 「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第八条第五項において準用する同条第二項」とする。 の規定の適用については、 同法第十八条第一 項中 条第六
- 7 内容を告示しなければならない。 項又は第四項の協議については、 合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、 その協議が成立したときは、 合併関係市 町 村 は、 直ちにそ

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)

 \bigcirc

第五条 継の区分を定めることが困難であるときは、 を定め、 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合に 又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。 都道府県の廃置分合にあつては総務大臣、 おいては、 その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。 市町村の廃置分合にあつては都 道 府県 が知事は、 その地 域により 事 務の分

- 2 行う者であつた者がこれを決算する。 前項の場合において、 消滅した地方公共団体の収支は、 消 滅の日を以てこれを打ち切り、 当該地方公共団体の長又はその職務 を代理し 若しくは
- 3 前 ればならない。 項の規定による決算は 事務を承継した各普通地方公共団 体の長においてこれを監査委員の審査に付 その 意見を附けて議会の認定に付さ
- 4 且 つ、その要領を住民に公表しなければならない。 の規定による決算は、 その認定に関する議会の議決とともに、 都道府県にあつては総務大臣、 市町 村にあつては都道 府県 知事に報告し、

に対し、文書を以て条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。 規定によ (千字以内) その他必要な事項を記載した条例制 ŋ 普 通 地方公共団 体の 条 例 0 制 定又は改廃 定又は改廃請求書を添え、 の請求をしようとする代表者 当該 以 普 下条 通 地 方公共 例 制 定又 団 は 体 0 改

登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつ前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、 つたときは、 直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、 これに前項の証明書を交付 条例制定又は 且. つ、 その旨を告言を又は改廃請求 示 求 し 代 なけ 表者 ればなら が ない。

第九 廃請求代表者証明書又はその写しを付して地方自治法第七十四条第五項の規定により選挙権を有する者(以下選挙権を有する者という。)に対し 署名 を押すことを求めなければならない。 (盲人が公職 例 制定又は改廃請求代表者は、 選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十 条 例 制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその 九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。 写し 及び 条例制力 以下同じ。 定若しくは改)をし

- 請求代表者証明書又はその写並びに署名し印をおすことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を附した条例制定又は改廃請求をおすことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写及び条例制定若しくは 名簿を用いなければならない。 条例制定又は改廃請求代表者は、 選挙権を有する者に委任して、 その 者の 属 条例制定若しくは改廃請求書又はその写及び条例制定若しくは改廃碼する市町村の選挙権を有する者について前項の規定により署名し印 者署
- 3 日 を文書をもつて当該普通地方公共団体の長及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。条例制定又は改廃請求代表者は、前項の規定により署名し印をおすことを求めるための委任をしたときは、直ちに受 条例制定又は改廃請求代表者は、 ちに受任 者 0 氏 名 及 び 委任 0 年 月
- 4 でなければこれを求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第六項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域にお)第一項及び第二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内 ()府県にあつては六十二日以内、 ては、その期間は、これらの規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、 第一項及び第二項の署名及び印は、 市町村にあつては三十一日以内とする。 前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県にあつては二箇月以内、 前条第二項の規定による告 一示があ つた日 5
- (5) での 地方自治法第七十四条第六項に規定する政令で定める期間は 間とする。 次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、 当該各号に定め る日 から当該 選 \mathcal{O} 期 日 ま

一 任期満了による選挙 任期満了の日前六十日に当たる日

一 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日

・に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の 議員の任 衆議院議員又は参議院議 !期満了の日)前六十日に当たる日の 員の公職選挙法 告 (昭 和二 いずれか遅 があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日 + 五. 年法律第百号)第三十三条の二第二項に規定する統 い 日 (同条第三項 Ó 対象再 規定によるも 選 挙 子又は補 0) に つい 欠選 ては、 挙 該 議

県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 設 置による市 殿会の議 員の増員選挙 町村の議会の 議員 地方自治法第九十条第五項の規定による議員 う の 一 般 選挙又は長の ジ選挙 地 方自治法第七条の規定により市町 方自治法第六条の二の規定により の定数の増加に係る同条第一項 村 が ?設置 都道 での条例 され 府 県 が \mathcal{O} 施 置 され 行 0 日

六 五 四

- 七 合併の 5の日) 市 町 特例等 村 の議 に関 会の議 する法律 員の増員選挙 (平成十六年 地 方自 法 律第五十 治法第九十一条第五項の規定による議員 九号) 第八条第二項の 規定の 適 の定数 用 がある場合には、 の増加に係る同条第 同法第二条第一項 第一 \mathcal{O} 条例 項 に規 の施 行の 定する市 Ħ 町 村 \mathcal{O} 合 \mathcal{O}
- 6 前項第三号又は第八号に規定する選挙を行うべき事由が生じた旨の告示が 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が あつた日とは、 生じた旨 の告示があつた日の 当該選挙 に関し、 翌日 公職選 挙法第百 九 十九九 条の Ŧ. 第四

項

第四 [号から第六号までに規定する告示があつた日をいう。

(歳出の会計年度所属区

第百四 十三条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

- 地方債の元利償還金、年金、恩給の類は、その支払期日の属する年度
- 給与その他の給付 (前号に掲げるものを除く。) は、これを支給すべき事実の生じた時の属する年
- 度。ただし、 地方公務員共済組合負担金及び社会保険料並びに賃借料、光熱水費、電信電話料の類は、 賃借料、 光熱水費、 電信電話料の類で、 その支出の原因である事実の存した期間が二年度にわたるものについては、 その支出の原因である事 実の存した期間の属する 支払期限の 属
- 工事請負費、 物 件購 入費、 運賃の 類及び 補 助 費の類で 相手方の行 為の完了が あつた後支出するもの は、 当]該行為 の履 行 が あ つた日の 属する年
- 五.

2

する年度

するものとする。 算で支出することができるものとし、 旅行の期間 |行の期間(外国旅行にあつては、その準備期間を含む。)が二年度にわたる場合における旅費は、前各号に掲げる経費以外の経費は、その支出負担行為をした日の属する年度 当該旅費の精算によつて生ずる返納金又は追給金は、 その精算を行なつた日 当該二年 度のうち の属する年度の歳入又は歳出 前 の年度 の歳出予算 か 5

年度支出

第百六十五条の八 また同 様とする。 出 納閉鎖後の支出は、これを現年度の歳出としなければならない。 前条の規定による戻出金で出 一納閉鎖後に係るものに

(同設置することができない委員会)

第百 十四四 条の十九 地方自治法第二百五十二条の七第一項ただし書の規定による委員会は、 公安委員会とする。

(同設置する機関の委員等の解職請求

政令に特別の定めがあるものを除くほか、当該委員会の委員又は委員がそれぞれの普通地方公共団体に設置されているものとみなして、これらの活百七十四条の二十一地方自治法第二百五十二条の十の規定による普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員又は委員の解職については、この

関 12 関 する法令の規定を適用する。

第百七 直ちにその旨を当該機関を共同設置する他の普通地方公共団体の長及び当該機関に通知しなければならない。 十四四 条の二十一 普通 地方公共団 体が :共同設置する委員会の委員又は委員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 解職 の請 求 の手続が開始されたとき は、 普 通 地 方公 共 団 体 0 長 は

前 の規定による通 知があつたときは、 通 知を受けた他の普通地方公共団 体の 長 は、 直ちにその旨を告示しなけ れ ば なら な

第百 なければならない。 請求の要旨その他必 七 十四四 条の二十二 要な事項を記載し 普通地方公共団: 体が た書類を添えて、 · 共同 .設置する委員会の委員又は委員 直ちにその旨を当該 機関を共同設置する他 $\widehat{\mathcal{O}}$ 解職 の請求を受理したときは、 の普通地方公共 普 团 通 体の長及び当 地 方 公共 4 体 「該機関にいている」である。 に 解職 通 知 \mathcal{O}

2 前項の規定による通 知があつたときは、 通 知を受けた他 · の 普 通 地方公共団 体 .. の 長は、 直ちにその旨及び 解 職 0 請 求 0 要旨を告 示 しなけ れ ば な

な

第百七十四 委員会の委員又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体 請求をそれぞれ当該普通地方公共団体の議会に付議し、 条の二十三 前 条第一 項の規定により解職 の請求を受理し、 その結果を地方自治法第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同 (以 下 又はその旨の通知があつたときは、 「規約で定める普通地方公共団体」という。 関係普通地方公共団:)の長に通知しなけ 体 \mathcal{O} 長 は、 設置する ば な 職

2 1共団体の長及び関係者に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。 前項の規定による通 知があつたときは、 規 約で定める普通地方公共団体の長は、 解 職 が成立 した旨又は解職が , 成 立 し な カコ つた旨 を関係普 通 地 方

す 《合においてはすべての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員又は委員は、地方自治法第二百五十二条の十の規定により二の普通地方公共団体の共同 る場合においてはその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職 に同意する旨の議決があつたときは、 その職 を失う。 .設置 共 同 する 設置

員等の共同設置に関する準用

3

第百 務を補助する職 [七十四条の二十四 員で、 当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの共同設置に限り、地方自治法第二百五十二条の九第二項及び同法第二百五十二条の十の規定は、 一第一項及び第三項 これを準用する。 普通地方公共団体の 長、 委員会又は委員

2 前項に規定する場合を除くほか、 七の規定による普通地方公共団体の長、委員会若しくは、規定する場合を除くほか、地方自治法第二百五十二条の 委員会若しくは委員の事務を補 九第一 項並びに第二百五十二条の十 助する職員又は専門委員の 共同設置につ いては、 ては、 これ 同法第二百 を準 甪 しな 五.

る者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の第百七十四条の二十から前条までの規定は、普 議 通 |決により解職することができるものの解職について、こ地方公共団体が共同設置する第一項に規定する職員で、 これを準用する。 法律の 定めるところにより選挙権 を有

(条例の 制 定改廃の報告

第百七十四条の二十五の二 内にそれぞれ当該普通地方公共団体の長がこれをしなければならない。 地方自治法第二百五十二条の十七の十一の規定による報告は、 都道府県にあつては二十日 以内、 市 町 村にあつては三十

第二百十九 地方自 治法第二百九十六条の五第二項に規定する政令で定める基準は、 次のとおりとする。

- 財産の価値 :又は公の施設の利用価値を減少しないものであること。
- 財産又は公の施設を住民の使用に供している場合において、その使用を制限し、又は使用に供することを廃止しないものであること。財産又は公の施設の全部又は一部について、その財産の形態又は公の施設の機能を変更しないものであること。
- 兀 たつて財産区の住民の全体の福祉に反しないものであること。 一の目的を達することができるように、財産区のある市町村及び特別区がこれに代わる財産を有し、 前三号に規定するもののほか、 財産又は公の施設の全部の処分で、 当該処分により当該財産区が廃止されることとなつても、当該財産区の 又は公の施設を設けることとなる等将来に 設
- 2 、知事に協議し、その同意を得ることをもつて足りるものとする。 財産区の財産の処分でその価値を減少するものであつても、 計画的に行われるものについては、 財産区は、 あらかじめその計画に っい て都道 府

第二百十九条の二 議会若しくは総会又は財産区管理会は、 地方自治法第二百九十六条の六第二項の規定により裁定を申請しようとする市町村若しくは特別区の長若しくは議会、 紛争に係る事実その他必要な事項を記載した文書を以てこれをしなければならない。 財産 区 0

第二百十九条の三 ればならない。 都道府県知事は、 地方自治法第二百九十六条の六第二項の規定による裁定をしようとするときは、 予め当事者 の意見を聴か なけ

- 2 都道府県知事は、 の提出を求めることが できる。
- 3 都道府県は、 条例の定めるところにより、 この定めるところにより、前項の規定により出頭した関係人の要した実費を弁償しなければならない。関係人の出頭を求め、又は当事者若しくは関係人に対し裁定のため必要な記録の提出を求めることが

第二百十九 区 .長が当事者でない場合においては、これらの者に対しても、 条の四 裁定は、 文書を以てこれをし、その理 由を附けて当事者に交付しなければならない。 これを交付しなければならない。 財産区のある市町 村 7の市 町村長又は特 別区

第 二百十九 条の 五 第二編第五章の規定は、 財産区にこれを準用する。 ただし、 条例で特別の定めを設けることができる。

 \bigcirc 最高裁 判 所裁 判官国民審査法施行令 (昭和二十三年政令第百二十二号) 沙抄

第三十五 条 裁 判官国 民審査法第五十四条及び第五十五条の規定は、 この政令の適用についてこれを準用する。

\bigcirc 地 方財 政 法施 行令 (昭和二十三年政令第二百六十七号)

の協 議の 相 手方

法第五条の三第一項の規定による協議は、 第一号に掲げる地方公共団 [体にあつては総務大臣に、 第二号に掲げる地 方公共団 体にあ つて は 都

道府県知事にするものとする。

都道府県若しくは地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一 項の指定都市 (以下「 「指定都· 地方開発事業団で都道府県等 市」という。)

若しくは都道府県等及び市町村 この号及び次号において「都道府県等」という。)又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの若しくは (指定都市を除き、 特別区を含む。 次号において同じ。)が設けるもの

市町村又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの (都道府県等が加入するものを除く。) 若しくは 地方開 発事 業団 で市 町 村 \mathcal{O} 4 が 設 け

2 業区分」という。 ならない。 (区分」という。) ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起 起 総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、 一債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣 が定める区分 これを提出しなけ 下 れば

あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。 都道府県知事は、 法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、 当該同意に係る地方債 0 限 度額 及び資金につ 1 7

は、この限りでない。 て、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。 総務大臣は、 法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、 ただし、 当該同意に係る地方債が総務省令・ 財務省令で定める要件に該当する場合につい 当該同意に係る地 方債 の限度額 反び資 7 0

総務大臣は、 第三項の規定による協議における同意については、 地方財政審議 会の意見を聴かなければならない。

5

債許可団体の判定のための数値の算定に用いる準 ·元利償還 金

第十一条 法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるものは、 次に掲げるものとする。

6の一年当たりの元金償還金に相当するものとして総務省令で定めるもの 満期一括償還地方債について償還期間を三十年とする元金均等年賦償還の方法により償還することとした場合における当該満期 括償還

二 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰入金のうち、 ものとして総務省令で定めるもの 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償 還 0) 財 源に充てたと認めら れ る

当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団に対する負担金 [地方公共団体の組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものとして総務省令で定めるも 又は のうち

兀 方自治法第二百 十四条に規定する債務負担行為に基づく支出のうち、 法第五条各号に規定する経費の支出で総務省令で定めるもの及び利子

補給に要する経費の支出

五 一時借入金の利子

方公共団 \mathcal{O} 組 合又は地方開発事業団における起債 の許 可についての

- 第十五条)は、「地方公共団体が加入する地方公共団体の組合」とする。-五条 地方公共団体の組合についての法第五条の四第一項第一 号及び第二号の 規定の 適用に ついては、 これ 5 Ō 規 定中 地 方公共 団 とある
- 2 方公共団体が設置団体である地方開発事業団」とする。 地方開発事業団につい ての法第五条の四第一項第一号及び第二号の規定の 適用については、 これらの規定中 地 方 公共 4 体 とあ る 0 は 地
- 3 同 条第 前二項の場合においては、法第五条の四第三項に規定する同条第一項各号に掲げる地方公共団体には、 一項 第一号又は第二号の規定に該当する地方公共団体の組合又は地方開発事業団が含まれるものとして、 前二項 同条第三項の規定を適用する。 0 規定により読み替えて適用す Ź

○ 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)(抄)

(土地改良事業の施行に関する基本的な要件)

|該土地改良事業の施行に係る地域の土壌、水利その他の自然的、社会的及び経済的環境上、法第八条第四項第一号の政令で定める土地改良事業の施行に関する基本的な要件は、次に規 次に掲げるものとする。

- 生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資するためその事業を必要とすること。 当該土地改良事業の施行に係る地域の土壌、 農業の生産性の向 上 農業総生産 の増大、
- 二 当該土地改良事業の施行が技術的に可能であること。
- 三 当該土地改良事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。
- 営の状況からみて相当と認められる負担能力の限度を超えることとならないこと。 一地若しくは干拓地に 当該 {土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者又は当該土地改良事業の施行により造成される埋 つき農業を営むこととなる者が当該土地改良事業に要する費用について負担することとなる金額が、 これらの 者の農業経
- 五 当該土地改良事業が法第七条第四項に規定する土地改良事業である場合において、 次に掲げる要件に該当すること。
- 当該 で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたものに含まれていないこと。 である場合として農林水産大臣が国土交通大臣と協議して定める場合に該当するものであるときは、この限りでな 「復旧であるときその他当該土地改良事業を施行することがその施行に係る地域内における農業経営の状況、農用地の状況等からみて特に必 土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部が、 都市計画法 いないこと。ただし、当該土地改良事業が農用地又は土地改良施設の災(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区
- ,に関する事項に係る部分が、農林水産大臣が定める技術的基準に適合していること。 改良事業の計画のうち法第七条第四項の非農用地区域 (その面積が農林水産大臣が定める面積に満たないものを除く。 における
- 改良事業の計画が、 議会の議決を経て定められた関係市町村の建設に関する基本構想に即するものであること。

七六 当該 土地改良事業が環境との調和に

当とすること。 当該 土地改良事 業が森林、 運輸、 発電その 2電その他に関する事業と登1配慮したものであること。 に関する事業と競合する場合に おい て、 玉 民経済 \mathcal{O} 発展 0 見 地 からその 土 地 改 良 事 業の 施 行 を 相

別 区 |等に対する規定の適 用

第七十五条 0 管理者に適用する。 九第一項の指定都市 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、 (以下「指定都市」という。) にあつては区又は区長に、 特別区のある地にあつては特別区又は特別区の 全部事 務組合又は役場事務 組区 長に、 合の ある地、地方・ 方自治 に あ つては組合 法第二百 五 十二条 又は 組合 0

2 は、 前項の規定を農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指 前項中 「この政令」とあるのは、 「この政令(第一条の三から第一条の七までを除く。)」とする。 定 都 市 に適用する場合に

 \bigcirc 法 施 行令 (昭和二十五 年 ·政令第三十号)

別区 等の 特例

第四 第二百五十二条の十九第一 条 次条から第二十四条までの規定中市町村に関する規定は、 項の指定都市にあつては区に、 全部事務組合又は役場事務組合のある地 特別区のある地 にあつては特別区に、 にあつては組合に適用する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十

 \bigcirc 相 続税 施 行 (昭 和二十五年政令第七十一号)

をする公租 公課 0 金額

利子税、 条第一項 るもの 重加算金及び滞納処分費の額を含む。)を含まないものとする。 法第十四条第二項に規定する政令で定める公租公課 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額)の責めに帰すべき事由により納付し、又は徴収されることとなつた延滞税、又は徴収されることとなつた次に掲げる税額とする。ただし、相続人(法第三 被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。)の (地方税法の規定による督促手数料、 延滞金、 る。ただし、相続人(法:死亡の際納税義務が確定 過 少申告加算金、 不申告加算 (法第三

被相続 人の所得に対する所得税額 金、

続 人が 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に対する相続税額又は贈与税

続 人が 有していた地価税法

続 人が 資産再評 価法 (昭和二十五年法律第百十号)第三条(基準日)に規定する基準日において有していた資産につき同法第八条第三税法(平成三年法律第六十九号)第二条第一号(定義)に規定する土地等に対する地価税の額

項

- は おける当該 準 甪 (する場合を含む。) 若しくは 六条第一 価 再評価に係る再評価税額 却 項 資 から第三項まで(死 の再評 価 同 第九 法 九条 第 + 条第 場 (個 合 人の i の 再 項 減 評 (非 価 価 \mathcal{O} 事 償 却資 ,業用資産 承 継 産以 \mathcal{O} 規定 圧を事 外 0 足により 業 資 産 0 用 \mathcal{O} 再評 再 に 評価を行 供 価 した場合の の規定により V, 又は同法(の再評価) り再評価が行われた同法第八条第二項価)において準用オ たも する場合を含 (同法第十条第三項に のとみ なされ) 若し た場場 お 合
- 被相続人が受けた登記、登録、 特許、 免 許、 許 車 可、 両番号の指定に係る自動 認 可、 認 定、 指定若しくは技能証 『車重量税につき納税の告知を受けた税のは技能証明に係る登録免許税又は被 額相 続 人 が 受け た自 動 車 検 査 証
- 項第十号に規定する外国貨物に係る消費税の 被相続人の行つた消費税法(昭和六十三年法律:交付若しくは返付若しくは軽自動車についての・ 額 第 百 [八号) 第二条第 項 第八号 (定義) に規定する資産の 譲 **殿渡等又** は 当 該 被 相 続 人 \mathcal{O} 引 取 る
- 七 石炭税法 被相続人が移出し、 (昭和五十三年法律第二十五号) 又は引き取る酒類 製造たばこ、 に規定する 揮 原 油 発 油 石 油製 石 油 弘品、 ガス 税 ガス状炭 法 (昭和四 化水素若しくは石炭に係る酒税、 十年法律 第百五十六号) に規定する課 たば こ税、 税 揮 石 発油 油ガ 税、 ス 又 は 地 方 石
- 九 被相続人が印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)第十一条第一項(書記人 被相続人により航空機に積み込まれた航空機燃料に係る航空機燃料税の額

発油税、

石

油ガス税又は石油石炭税の額

- 等に 被相続人が 应 .係る申告及び納付等の特例) 角 ?印紙 語) に規定する地方団体の徴収金 税法 (昭和四十二年法律第二十三号) の承認を受けて作成した課税文書に係る印紙税の額十被相続人が負担すべきであ (都 特別区及び全部事 第十一条第 項 務組合のこれに相当する徴収金を含む。) (書式表示による申告及び納付の 特 例) 又 0) は いつた地・ 額 第 方税法 条第 第 項 (預 条第 貯 金 項通
- 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)(抄

(選挙権を有しない者の通知)

第 に 百 条 所 五. を移したことを知つたときは、 十二条又は政 市 町 村 \mathcal{O} 選 挙 治資 一管理 金規 委員 完法、会は、 (昭和二十三年法律第)当該市町村の選挙人 遅 滞なく、 その !律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有し!挙人名簿に登録されている者で公職選挙法(以下「法」 旨 を当 該 他の市 町 村の 選 **学管理** 委員会に通知しなければなら 「法」という。)第十一 なくなつたも ない \mathcal{O} が 条第 他 \mathcal{O} 市 項若 町 村 0) しくは 区 域 内

(市町村の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

- 第 八 員 の 条 議 定都市以外の市及び町村にあつては関係区 任期 員の定数を変更することができる。 市 行中においても、 町 '村の廃置 分合又は境界変更があつた場合にお 指定都市にあつては前条において準用する第五条の規定にか .域を区域とする選挙区を設け、 いて、 地方自治法第九 若しくは 十一条第五 関 かわらず各選挙区において選挙第五項の規定により議会の議員 係 区域を選挙区に編入し、 又 は 挙す 0 ,べき議! 各 定 き議員の 選 学区 の定数 に 減 お するときは、 数を変更し、 1 て選 送挙すべ 議
- 前 項の た市 規 町 定によつて関係区域を区域とする選挙区 村において、 当該市町 7村の 従前の 選挙区に属する議員の数が当該 を設 け、 若 しくは関係区 域を選挙 従前の選 子区に編 挙区にお 入 Ĺ いて新たに選挙すべきこととなつた議員の 又は各選挙区に おいて選挙すべ き 議 員 \mathcal{O} 定数 定 を を

2

「すべき議員の数を定め、 |又は新たに 単すべき議員の定数 定数の増加 市 町村 した選挙区に配当しなければならない。この場合において、 くじで議員を配当しなければならない の選挙管理委員会は、 (新たに定数の増加した選挙区においては、 その定数をこえる数に相当することとなる数の議員をくじで定め、これ その増加に係る数。 配当すべき選挙区が二以上あるときは、これらの 本条中以下同じ。)に比例してそれぞれの選挙区 を新 たに設 定され 選挙 た選 区 に配 にお

- 多いときは、市町村の選挙管理委員会がこれらの議員の中からくじで定めた者をもつて当該選挙区から選出された議員とする。 前項の場合において、新たに議員を配当することとなる選挙区の区域内に住所を有する議員があるときは、 その議員をもつて当該選挙区から選出された議員とし、 その区域内に住所を有する議員の数が当該選挙区において選挙すべき議員の定数よ 同 項 に規定するくじの 方法 によらな
- だついては、そのすでに前項の規定によつて配当した議員の数を、それぞれ当該市 前項の規定によつて新たに議員を配当することとなる選挙区の区域内に住所を有する議員を当該選挙区に配当した後における第二項の 町村の従前の選挙区に属する議員の数及び新たに議員を配 規定 0 当 適
- 5 する選挙区の設定があつた場合における第二項の規定の適用については、 、をその従前の選挙区に属する議員とみなす。 第一項の規定によつて関係区域を区域とする選挙区を設けた市町村において当該市 これらの選挙区を当該市町村の従前の 町村 の従 前 の区域を区域とする選挙区 選挙区と、 又は 当該市町 従 前 村の \mathcal{O} X 議会の 域を包含 議

することとなる選挙区において選挙すべき議員の定数から控除するものとする。

(名簿を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準)

員

確実に記録しておくことができる機器を含む。 しておくことができる物を含む。 に関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、 市町 村の 選挙管理委員会は、 以下同じ。)をもつて調製する場合には、 法第十九条第三項の規定により選挙人名簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一 以下同じ。)の操作によるものとし、 総務大臣が定める。 電子計算機(電子計算機による方法に準ずる方法により一 磁気ディスクへの記録、 その利用並びに磁気ディスク及びこ 定 の事項を確実に 定の事 項 記 を 録

て 市 市町村の選挙管理委員会は、 (られること及び当該選挙人名簿が滅失し又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。 町 ·村の選挙管理委員会によつて選挙に関する事務を委嘱された職員を含む。) 以外の者に同項の電子計算機に接 前項に規定する場合においては、 当該選挙人名簿に記録されている事項が当該市 町 村 気続され 0 選 学管理! た電 気通 委員会の 信回 線を通じ 員

人名簿の 登録 のための調査等

- 十条の二 ることについて確認が得られない者を選挙人名簿に登録してはならない 被登録資格を有する者について選挙人名簿に登録するための整理をするものとし、 町 村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、 選挙人名簿に登録される資格 選挙人名簿の (以下「被登録資格」という。 登録に当 たっては、)を有する者を常 被登録資格を有す
- はこれらの者に被 一町村の選挙管理委員 登録資格の確認のための資料 会は、 前項の調査に関し必要がある場合には、 の提出を求めることができる。 その被登録資格につき調査しようとする者その この場合には、 これらの者は、 正当な理 他 生由がなければの関係人の出 出 これ を求 を拒

(年齢満十九年の者の調査等)

第十一条 第二項の規定による選挙人名簿の登録を行う場合のための整理をしなければならない。 帳に記録されている者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを調 たときは、当該市町村長は、 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月、六月、 当該調査に協力しなければならない。 九月及び十二月 (以下「登録月」という。) の一日 この場合において、 市町村の選挙管理委員会から要請 現在により、 当該 査し、 市町村の住民基本台 法第二十二条 があ

(定時登録日の変更)

- 第十二条 に定めるところにより変更することができる。 市町村の選挙管理委員会は、次の各号に掲げる場合には、 法第二十二条第一項ただし書の規定により、 同 頃に定 める登 録 0) 日を当該各号
- 登録月の一日から七日までの間に選挙の期 日 がある選挙を行う場合 当 該 選 挙 Ò 期 日 の翌日以後三日 以内 0 **,** \ ず れ か 0) 日に繰り延べて定める
- 二 前号に掲げる場合のほ か、 天災その 他 特別 の事情がある場合 登録月の 三月 以 後 0 日に繰り延べて定めること。

(縦覧期間の特例)

法第二十三条第一 項に規定する政令で定める期間 は、 選挙人名簿の登録が行われた日の翌日から五日 間とする。

(登録日等の告示)

第十四 2 登録を行なう日及び縦覧に供する期間を定めた場合には、 法第二十二条第二項の選挙管理委員会又は中央選挙管理会は、同項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、四条 市町村の選挙管理委員会は、第十二条の規定による登録の日を定めた場合には、直ちに当該登録の日を告示しなければならない。 直ちにこれらを告示しなければならない。

縦覧用書面の写しの閲覧)

第十五 条 するときは、 市 町村 の選挙管理委員会は、法第二十三条第一項の規定により、 あわせてその書面の写しを公衆の見やすい場所において選挙人に閲覧させるように努めなければならない。 選挙人名簿に登録した者の氏名、 住所及び生年月日を記載 した書面 を縦

(表示の消除)

第十六条 つた場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。 市町村の選挙管理委員会は、法第二十七条第一項の規定による表示をされた者が選挙人名簿に登録される資格を有するに至つたことを知

(登録の移替え)

第十七条 市 町村の選挙管理委員会は、 選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知つたと

であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。 その者に係る登録の移替えをしなければならない。 ただし、 市 町村の選挙管理委員会は、 その 事実を知つ たときが 次の各 号に (掲げ る期 間 内

- 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の 期日 Iまで 0 期 間
- その他の選挙にあつては、 各選挙につき、 その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の 期日まで 0 期 間

(選挙人名簿登録証明書)

第十八条 いて同じ。 選挙人名簿に登録された船員)は、市町村の選挙管理委員会に対して、選挙人名簿登録証明書の交付を申請することができる。 (船員法 (昭和二十二年法律第百号) 第一条に規定する船員をいう。 以下この条及び第三十五条第二項 お

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による申請があつた場合には、 当該船員に対して選挙人名簿登録証明書を交付しなけ れば なら

3 場合又は当該選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合には、 選挙人名簿登録証明書をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。 選挙人名簿登録証明書の交付を受けた者は、 船員でなくなつた場合、 他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録され 直ちに当 該

第一項及び第二項に規定するもののほか、 選挙人名簿登録証明書の交付の申請の方法及び交付の手続に関し必要な事 項 は、 総務省令で定め

(選挙人名簿の移送又は引継ぎ)

第十九条 ない。 という。)。次項及び第三項並びに第百三十一条第二項において同じ。)中新たに他の市町村に属することとなつた区域内に住所を有する者とし て登録されているもの つて調製する選挙人名簿にあつては、 市町村の選挙管理委員会は、 (選挙人名簿記載書類にあつては、 当該選挙人名簿に記録されている事項の全部を記載した書類(以下この条において「選挙人名簿記載書類」 市町村の境界変更があつた場合においては、 記載されているもの)に係る部分をその市町村の選挙管理委員会に送付しなければなら 選挙人名簿(法第十九条第三項の規定により磁気ディスクを

2 ることとなつた区域内に住所を有する者として登録されているもの なければならない。 市町村の廃置分合があつた場合においては、 新たにその区域が属することとなつた市町村の選挙管理委員会は、 (選挙人名簿記載書類にあつては、 記載されているもの)に係る部分を引き継 選 挙人名簿中その市 村に す

3 しなければならない。 又は引継ぎに係る選挙人名簿に登録されている者 市町村の選挙管理委員会は、 選挙人名簿の送付を受け、 (選挙人名簿記載書類にあつては、 又は引継ぎをした場合においては、 記載されている者)の数を都道府県の選挙管理委員会に報告 直ちにその旨を告示するとともに、 その旨及び 送 付

会が報告をする場合においては、市の選挙管理委員会を経てしなければならない。 、の規定は、指定都市において新たに区を設け、 又はその区域を変更した場合に準用する。 ただし、 前 項 0 規定を準用 して区 学管理!

5 、名簿にあつては、選挙人名簿記載書類)は、 、又は第二項の規定によつて送付を受け、 又は引継ぎをした選挙人名簿(法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する 市 町村の廃置分合又は境界変更に係る区域が新たに属した市町村の選挙人名簿となるものとする。

気ディスクをもつて調製されている選挙人名簿を閲覧させる方法

第二十条 を映像面に表示して閲覧させるものとする。 項の規定により選挙人名簿に記録されている全部又は 市町村の選挙管理委員会は、法第二十八条の二第一項 一部の事項を閲覧させる場合には、 (同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。)又は第二十八条の三第 当該選挙管理委員会の管理する場 所におい 当該

一挙人名簿の再調

2 第二十一条 法第三十条の規定によつて選挙人名簿を再調製する場合においては、その選挙人名簿の調製、 - 法第三十条の規定によつて選挙人名簿を再調製する場合においては、選に関する期日及び期間その他選挙人名簿の再調製について必要な事項は、 選挙人の年齢は、その選挙人名簿の確定の期日によつて算定する。 選挙権の要件及び選挙人名簿登録の要件は、 市町村の選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示しなければならない。、ては、その選挙人名簿の調製、縦覧、異議の申出に対する決定及び確定 その選挙人名簿の調製の 確定 期 日

(選挙人名簿の保存)

によつて調査する。但し、

第二十二条の二 選挙人名簿の抄本 つては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下この条において同じ。)は、その抄本を用二十二条の二 選挙人名簿の抄本(法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあ て選挙された衆議院議員、 参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間、 (法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市 市町村の選挙管理委員会において保存しなけれ 村の選挙管理委員会に

(在外選挙人名簿を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準)

第二十三条 用する。 第十条の規定は、 法第三十条の二第四項の規定により在外選挙人名簿を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準につい

一挙人の数の報告

- 第二十二条 登録されている選挙人の数を、遅滞なく、 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二条第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日現在において選挙人名簿に 都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の規定により選挙人名簿を再調製した場合において、 に登録された選挙人の数を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。 その選挙人名簿が確定したときは、 遅滞なく、

(の選挙を延期する場合の開票立会人)

例により、 項又は第五項の規定により開票立会人となることができなかつたものがあるときは、 1十条 法第八十六条の四第七項に規定する事由が生じた場合において、 更に開票立会人となるべき者を届け出ることができる。 候補者が届け出た開票立会人となるべき者で法第六十二条第二項、 その者の届出をした候補者は、法第六十二条第一項の規定の

2 に定められた者 者が法第六十二条第一項の規定により届け出た開票立会人となるべき者、 :ら第六項まで及び第八項の規定の例により、 第八十六条の四第七項に規定する事由が生じた地方公共団体の長の選挙に (同条第二項第一号に掲げる事由が生じた場合においては、 開票立会人を定めるものとする。 前項の規定による届出のあつた開票立会人となるべき者及び開票立会人 当該事 おいては、 由 係る候補者の届出に係る者を除く。 同条第八項の規定による届 出 又は 推 について、 薦届 出 0 あ つた候 同 [条第二

(開票立会人の氏名等の通知)

る者については当該公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者の属する政党その他の政治団体の名称、候補者届出政党の届出に係る者については 七 政 届 市 + 出に係る者については当該参議院名簿届出政党等の名称及び略称、 党その他の政治団体の名称を当該開票立会人の立ち会う開票所の開票管理者に通知しなければならない。 候補者届出政党の名称、 町 条の二 ?村の選挙管理委員会において開票立会人を選任した場合においては、 市町村の選挙管理委員会は、法第六十二条第二項若 衆議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、 しくは第四項の規定により開票立会人が定まつた場合又は 市町村の選挙管理委員会の選任に係る者については当該開票立会人の 直ちに当該開票立会人の住所及び氏名並びに公職 参議院名簿届出政党等 同 の候補者の 条第 八項 \mathcal{O} 届出に係 規定によ (属す

2 ならない。 市町村の選挙管理委員会は、 前条第二項の規定により開票立会人を定めた場合においては、 前項の規定の例により、 開 票管理者に 通 知 L しなけ n

(市町村の組合に対する法及びこの政令の適用

第

村の 百三十九条 第十九条第二項及び第四項、法第二十一条第四項、第二十二条、 十条から第十七条まで、第十八条(第三項中在外選挙人名簿に関する部分を除く。)及び第十九条から第二十三条までに規定する市町村又は に関する事務を行うものとする。 選挙管理委員会とみなす。この場合において、 ・管理委員会は、 市町村の組合 法第九条第二項、 (全部事務組合を除く。)に対する法及びこの政令の規定の適用については、当該組合を組織する市 法第十一条第三項(他の市町村において在外選挙人名簿の登録がされている者に関する部分を除く。 当該町村に選挙管理委員会がないときは、 第二十三条第一項並びに第二十六条から第二十九条までの規定並びに第一条、 当該組合の 選挙管理委員会が選挙人名簿の 町村又は 調製 市 及び 市町 第法の

(地方公共団体の組合に対するこの政令の適用)

岩 中 てはこの政令中町村に関する規定を、それぞれ適用する。 -都道府県に関する規定、 匝 一十条 地方公共団体の組合の選挙については、 市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつてはこの政令中市に関する規定、 法又はこの政令に特別の定がある場合を除く外、 都道府県の 加入するものにあつてはこの その他 のものにあつ

衆議院議員、 町 参議院議員並びに都道府県の議会の議員及び長の選挙に関してこの政令の規定を適用する場合においては、 対とみなし、 その組合役場は、 町村役場とみなす。 全部 事務組合 又は役場

(公職選挙法施行令の準用)

条の二から第三項を るも 条中 院議 条 (再 さ 村にあつては」とあ 指定都市にあ 又は境界変更があ 九十一条 七条第二項、 定を除く。 第七項まで、 定を除く。 五. 合におい 選 規 第百 八は引継 挙区 て「選 定によ 選 並 るもの 第二十 を設 挙の 四 :ら第百二十六条までの規定を除く。 び て、これらの規定中「 地 まで(公職 ぎ)、 付又 り磁 方公共団体 一十二条の三 に第八十七条第二項及び第三項の規定を除く。 及び第三項、第三十八条、 間 挙 めつては 第五十六条第二項、 į けている農業委員会においてその農業委員会の区域に変更があつたときは、 期日の告示)、 補者の届出が取り下げられたものとみなされた者等の届出義務)、 第七十八条第二項から第四項まで及び第七十九条の規定を除く。 並 (不在者投票)、 (投票)、第四章の三 八名簿記: びに なけ は 気ディスクをも 七条第一 第二十一条 引継ぎに係る選 つた場合において、 るのは 申請 製する選挙人名簿にあつて 前条において準用する第五条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、 の候補者等に関する通知)、 行令第八条第 人名簿 の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除 (不在者投票の はならな 項」とあるのは 書類 書類にあ の方法及び期間_ 「農業委員 第百三十二条の十 記 」という。 (選 第六章 いて、地方自治法第九十一と職の候補者」とあるのは い」とあ 載書類にあつては、 つて調製する選挙人名簿にあ 第五十 学 人 学人名簿に つては、 項 (期日前投票)、第 員会等に関う 第四十 八名簿 いから 時間の特例を定めた場合の告示) (第六十六条、 ° めるのは -九条、 一農業委員会等に関 記 0 第 -四条の二、知の再調製)、知 載さ 登 次項及び第三 四 は、 第五十-金録され 同 する法律 (選挙 項 (選挙 第十一章(第百九条から第百 令第二十六条第二項中「告示するとともに、 告示しなけ れ ま 選 ているも 記 、第四章 第六十七条第三項から第六項まで、 \dot{O} 運 九条の四第三項、 挙人名簿記載書 て 載されているもの)」とあるのは 任 第四十 いる者 一条第五項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議 動)、第十三章 五. 部無効に関する通 期中に 昭和二十六年法律第八十八号) 項並びに 「農業委員会の選挙による委員の候補者」と、 章 れ する法律第十条第七項」と、 の)」とあるの つては、当該 (第五十条第五項から第七項まで、 (選挙会)、第八十九条 (第二十四条第三項及び第四 ばならない」と、 (選 六条第二 お 学人名簿 第百三十一条第 ける選 類 項、 第五十九条の五の三から第五十九条の八まで並 並びに第百 (市町: 」とあ 選 挙 記 |挙人名簿に記録されている事項の全部を記 知)、 第四 は「登録さ 区 き、 村の境界の変更があつた場合等の 十一条の六まで、 等 第九十二条第九項の規定により る 同 十七条、 書 0) (開票)、 農業委員会の選挙による委員の選 のは 第百四十二条の二(不在者投票の時間に 条 類 (二項において同じ。) 」とあるのは 四十五条 変 更 第 にあつて (立候補 「選挙・ 五. 「登録されているもの」と、 同令第十九条第一項中「選挙人名簿選挙による委員の任期中においても、 第十条の二第二項の規定によりその区域を分け 第七十条、 第四十八条第二項から 項中 ているもの」と、 第十 第七章(第八十二条第二 (選挙人名簿等の 都道府県の 人名簿」と、 の届出書又は 第五十一条、 第百十四条第二 選挙人名簿 記載されている者)の 第七十条の二第二項、 (表 選挙管理 同 示 同 同 令第八条第一項中「市 推薦届出書に記 0 (法第十九 (様式) 令第二十一条第 条第三項 第五十四 選挙のこ 項、 読み替えて準 第四 除) 委員会に通 選挙についる の規定 同 第百二十三条及び第百二十一番えて準用する同条第一項 項、 | 項 ま 条第三項 執 中 条第二項 載した書類 びに第六十一条第四 「選挙人名 職員の任期中に2一項中「市町村の 指定都 第八十三条、 数を都 行 で 記載すべ は、 することができる行 第七十 第 並 \mathcal{O} 九 て準用 一項 特 びに 知 示 五. (法 ے ک 市以外の 衆 例)、 十五 の規 するととも 中 兀 , き事項: なけ 第四十 府県の 中 登 簿」と、 第十九条第三項 議 条の三、 条 (以下この する。 条第 定に 院 議員、 第 録さ 同 第百三十 お \mathcal{O} 廃置 (等) て二以 令第十六 名 ば 間 より 選 市 11 八十六条 。 こ の 五. ・ても、 に、そ なら 第七 及び 条の 挙 登 項 項 れ 簿 分合 7 \mathcal{O} 参 か \mathcal{O} Ĺ 町 場 議 第 11 録 +規 規 気 五か 6

」とあるのは 三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項において同じ。)」とあるのは 員会」とあるのは は当該郵便等投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは 十七条第三項及び第五十八条第三項において準用する場合を含む。)中「選挙権を有する者」とあるのは「選挙権を有する者又は選挙管理委員会 磁気ディスクをもつて調製されている場合には、 あつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。 しくは一部の (法第百七十二条の二の規定により条例で定める場合を含む。 委員若しくは書記一人」と、同令第五十九条の三第五項中「、 (会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法第八十六条第十一項の告示」と、 、及び第七十五条において同じ。)」とあるのは 条第二項 ればなら |第百四十九条第四項の新聞広告、 選挙人名簿に登録された場合」と、 み替えるものとする。 「委員会」と、 单 ない」と、 事項を記 「農林水産省令」と、同令第八十九条第一項中「地方自治法第九十二条の二」とあるのは「地方自治法第百八十条の五第六項」と、 「当該各号」とあるのは 聴 ·人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記 !衆席等個人演説会等開催のために必要な設備(暖房の設備を除く。)をしなければならない」とあるのは「その使用を許可し 「関係区域が二以上の都道府県に 示 同条第一 同令第百三十一条第一 しなければならない」と、 した電磁的記録媒体 三項中 総務省令」とあるのは 法第百五十条第三項の政見放送、 「当該各号ロ」と、 同条第六項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、 項 中 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記 同 当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。 「抄本」と、 わたるときは農林水産大臣が総務大臣と協議の上、二以上の市町村にわたるときは都道府県 関係区域が二以上の都道府県又は市町村にわたるときは、 令第二十六条の 同条第五項中「法第四十六条の二第一項の投票用紙、 「農林水産省令」)の選挙公報並びに法第百七十五条第一項及び第二項の掲 同令第三十五条第一項中「抄本(当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により 他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、 五中 法第百五十一条第一項若しくは第三項の経歴放送、 総務省 と 以下同じ。)又は当該事項を記載した書類。次項、 令」とあるのは 同令第百四十五条中 同令第百十九条第一項中「個人演説会等の施設に照 「農林水産省令」と、 「抄本」と、 同令第五十九条の三の三第四項中「総務 総務省令」とあ 総務大臣又は都道府県の選挙管理 在外選挙人名簿に登録された場合又 法第八十六条の四第十一項の告示 同令第五十六条第三項 同 るのは 示」とあるのは 令第二十 法第百六十七条第一項 記録され 「農林· 第四十 「又は他の てい (同令第五 くる全部 「農業委 第五 項 省令 市町 中 明 委 な

特別区等の特例)

十三条 この 政令中市 町村に関する規定は 特別 区 のある地にあつては 特別区 に、 全 部 事務組合又は役場事 務組 合の あ る地 にあ つて は 合に 適 用

の規 定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市を除く。 今中市 その区の属する当該指定都市の 町村に関する規定は、 地 方自 長に関し規定したものとする。 治 法 昭 和 二十二年法律第六十 -七号) にあっては 第二百五十二条の 区に適用する。 + 九第一項 この 場 の指 一合に 定都 お 市 市 町 0 五. 長 条

○ 納税貯蓄組合法施行令(昭和二十六年政令第九十九号)(抄)

(規糸の肩出)

- 第一条 当該規約の謄本を当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する税務署長、 じ。)に提出してするものとする。 組合法 (以下「法」という。)第二条第一項の規定による納税貯蓄組 都道府県知事及び市町村長 合の規約の届出 (特別区及び全部事務組合の長を含む。以下は、組合の代表者その他これに準ずる者が、 以下
- 当該謄本の提出を受けた者は、遅滞なく、当該謄本一通ずつを他の規約の届出を受けるべき者に送付するものとする。 前項の規定による規約の謄本の提出は、当該謄本三通を税務署長、 都道府県知事又は市町村長のうちのいずれか一に提 出 す れ ば 足りるものとし
- 3 報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項に規定する規約の届出がされた場合 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。第五条第二項におい , て 「情
- 4 は、 前三項の規定は、 前項に規定する規約の謄本の三通が提出されたものとみなす。 法第十条の二の規定による納税貯蓄組合連合会の規約の 届出について準用する。

○ 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)(か

(企業団の議会の議員の定数の特例)

第二十六条の七 会の 給水戸数が十万戸(水道用水供給事業にあつては、 議員の定数は三十人をもつて定限とすることとする。 法第三十九条の二第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、 給水能力が一日五十万立方メートル) 水道事業で常時雇用される職員の数が三百人以上であり、 以上であるものを経営する企業団にあつては、 その か 議 0

○ 農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)(抄

(農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外)

- 第六条 法第三条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事 曲は、 次のとおりとする。
- その権利を取得しようとする者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてについて耕作又は養畜の
- イ その権利を取得しようとする者が法人であつて、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜業を行うと認められ、かつ、次のいずれかに該当すること。 の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められること。 の事業がその 法人
- 地方公共団体 権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められること。 (都道府県及び地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団 を除く。 が

口

- 採草放牧地 を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること 療又は社 会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるも 0 のがその 権利 を取得 しようとする農地 叉 は
- とする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、 独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センター が その 権 を取得 よう
- おけるその者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、 でいる農地又は採草放牧地につき当該事業を行う者及びその世帯員等以外の者が所有権を取得しようとする場合において、 耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原 (第三者に対抗することができるものに限る。 農作業に従事する者の数等からみて、 ロにおいて同じ。) に基づい イ及び 許 、てその 可の申 口 に該当するこ -請の時に E
- 畜の事業を行うと認められること。 許可の 申 請の際現にその者又はその 世 帯員等が 耕作 又は 養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用 して 耕作 又は
- 口 業に供することが可能となつた場合において、これらの者が耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用その土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその土地を自らの耕作又は養畜 して
- 法第三条第二項第二号及び第四号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当 一の事 由 は、 次のとおりとする。

作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

2

- を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施 用に供すると認められること。 農業協同組合、 農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号の事業を行うものを除く。)が その 利
- 接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められること。 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその 行う森林の経 営又はこれ らの法人の 直
- 又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育 業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められること。 (林水産省令で定めるものが、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認めら 東日本高速道路株式会社、 中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地 又は採草放牧地をその事 一般財団法人で 成 人して供
- 五 前項第一号イからニまでに掲げる事由
- 法第三条第二項第五号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由 権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること。 は、 次のとおりとする。
- による権利の移転の結果法第三条第二項第五号に規定する面積を下ることとならないと認められること。 、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が権利を取得しようとする者が、農業委員会のあつせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするもの 積の合計がその交
- 面 形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認めら れる農地又は

放牧地に つき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。

兀 前項各号の いずれかに掲げる事 由

第四十一条 役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。 する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市 にあつては区又は区長に、 (農業委員会等に関 全部事務組合又は

区

第四十二条 地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 この政令の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、 次の各号及び次項各号に掲げるも の以外の もの は

- 第三条第二項 (第七条第二項、第十五条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。) 0) 規定により市 町 村
- されている事務(意見を付する事務に限る。) が処理することと
- タールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。 第七条第二項において準用する第三条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務 同一 0) 事 業の目的に供するため二へク
- に限る。) 第七条第三項 (第十五条第二項において準用する場合を含む。) の規定により都道 府県が処理することとされている事務 (意見を付する事
- クタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)、第十五条第二項において準用する第三条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するた の目的に供するため二へ
- 定受託事務とする。 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、 次に掲げるものは、 地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法
- 的に供するため二へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)に限る。) 第七条第二項において準用する第三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務 (申請書を送付する事務 同 <u>ー</u>の ・業の目
- 二 第九条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務 ものにする行為に係るものを除く。) (同一の事業の目的に供するため二へクタールを超える農地を農地以 外の
- ものを除く。)に限る。) 目的に供するため二へクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係る第十五条第二項において準用する第三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の
- ?と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。) 第十七条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクター ルを超える農地又はその農

\bigcirc 地 方教育 行 政 0 組 織 及び運営に関する法 律 施 行令 昭昭 和三十一 年政令第二百二十一号)

(抄)

(解職請求の手続)

は、 、「条例制定又は改廃請求者署名簿」とあるのは「委員の解職請求者署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句定又は改廃請求書」とあるのは「委員の解職請求書」と、「条例制定又は改廃請求代表者証明書」とあるのは「委員の解職請求代表者証明書」と請求について準用する。この場合において、これらの規定中「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定系)地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第九十一条から第九十八条まで及び第九十八条の三の規定は、教育委員会の委員の解職の それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

を乗じて得た数とを合算して得た数)		
の超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一		
三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、そ	五十分の一	第九十七条第一項
を乗じて得た数とを合算して得た数)		
の超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一		
三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、そ	五十分の一	
委員の解職請求代表者	条例制定若しくは改廃請求代表者	
規定による請求は、地方自治法		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の	地方自治法第七十四条第一項の規定による請求は、同法	第九十六条第一項
を乗じて得た数とを合算して得た数)		
の超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一		
三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、そ	五十分の一	第九十四条第一項
委員の解職請求代表者証明書	条例制定若しくは改廃請求代表者証明書	び第二項
委員の解職請求書	条例制定若しくは改廃請求書	第九十二条第一項及
教育委員会の委員の解職の請求	条例の制定又は改廃の請求	
法律第百六十二号) 第八条第一項		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年	地方自治法第七十四条第一項	第九十一条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	規定

² 委任届出書、委員の 式に準じて作成しなければならない。 委員の解職請求署名審査録及び 委員の解職請求代表者証 委員 明書、 0 解 職請求署名収集証明書は、委員の解職請求署名簿、系 い、地方自治法施行令第九十八条の委員の解職請求署名収集委任状、 四の! 別規定に基づの解職請求 づく命令で定める様求のための署名収集

(文部科学大臣又は都道府県委員会の意見の聴取)

項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、 総務大臣にあつては文部科学大臣、 る場合を含む。)、第二百九十一条の三第一項若しくは第二百九十一条の十第一 なる法第二十三条に規定する事務のすべてを管理し、及び執行しないこととされているときは、 ついて地方自治法 総務大臣又は都道 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十六条第一項の規定又は同項都道府県知事は、法第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理す 都道府県知事にあつては当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。 当該教育組合 (当該都道府県が加入しないものに限る。) が処理し又は処理することと 項の規定により許可の処分をする場合においては、 を処理する地方公共 (同法第二百九十一条の十五:る地方公共団体の組合(以下 当該都道府県委員会の意見を聴くことを要しない。 ただし、 法第二十四条の二第一 第四項におい 「教育組 あらかじめ、 と て準

解散の届出)

なければならない。ただし、 役場事務組合であるものを解散しようとするときは、 ることを要しない。 ないものに限る。) 、に届出をするほか、 教育組 合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の一 が処理する法第二十三条に規定する事務を管理し、 総務大臣に届出をする場合にあつては文部科学大臣、 法第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、 同法第二百八十八条又は第二百九十一条の十五第二項の規定により総務大臣又は都道 部事務組合(第十四条及び第十四条の二において「一 及び執行しないこととされているときは、 都道府県知事に届出をする場合にあつては都道府県委員会に届出 当該都道府県委員会が、 当該教育組合 当該都道府県委員会に届出 部 事務 (当該都道府県が 組 合」と いう。 府県 加入 をし 知

広域計画の通知)

第十三条の二)であるものから同法第二百九十一条の七第三項(同条第六項において準用する場合を含--三条の二 都道府県知事は、教育組合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合 ては、 府 県 直ちにその内容を当該都道府県委員会に通 、委員会が、 当該教育組合が処理する法第二十三条に規定する事務を管理し、 2知しなければならない。ただし、法第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当人(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による広域計画の提出があつた場合に、自治法第二百八十四条第一項の広域連合(次条及び第十四条の二において「広域連合」とい 及び執行しないこととされているときは、この 限りでない。 つた場合にお 該 う

教育組合の委員の任命資格に関する特例等)

- て「長を公選としない教育組合」という。)の :の組合を組織する都道府県の知事の」と、都道府県の加入しない長を公選としない教育組合にあつては適用については、これらの規定中「地方公共団体の長の」とあるのは、都道府県の加入する長を公選と. 長の」とする。 兀 教育組 合のうち一部事務組合又は広域連合であるも 組織する市町村は「地方公共団 \hat{O} 12 規定
- 第九条第二項に 教育組合のうち一部事務組合であるもの おいて準用する地方自治法第百四十三条第一 (選挙人の投票によりその管理者を選挙するものを除く。)にあつては、当該教育組合の規約で百四十三条第一項後段の規定により地方公共団体の選挙管理委員会が処理するものとされている

定め 係地 る地方公共団体 一方公共団体の選挙管理委員会は、これに協力しなければならない。 (都道府県の加入する教育組合にあつては、 都道府県に限る。 の選挙管理委員会が処理するものとする。 この場合にお て

合の委員の解職請求に関する特例

- 第十四 同項中「地方公共団体の長の選挙権を有する者」とあるのは、「地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の長の選挙権を有する者 教育組合のうち一部事務組合又は広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求に関する法第八条第一項の規定の適用につい
- 2 該組合が地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合である場合にあつては、当該広域連合の区域内に住所を有する者に限る。)」とする。 教育組合のうち一部事務組合であるもの(選挙管理委員会を置くものに限る。)又は教育組合のうち広域連合であるものの教育委員会の委員 0
- 3 あるのは「第七十四条の二(第八項を除く。)」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十四条の二第七項及び第十 解職の請求について、法第八条第二項の規定により地方自治法第八十六条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第七十四条の二」と 規定により地方自治法第八十六条第四項の規定を準用する場合においては、 教育組合のうち一部事務組合であるもの(選挙管理委員会を置くものを除く。)の教育委員会の委員の解職の請求について、法第八条第二項の (中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは、「地方公共団体の組合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。 同項中「第七十四条の二」とあるのは、 「第七十四条の二(第七項
- 第九十二条第四項、 ては、当該教育組合は、都道府県とみなす。 第三条第一項の規定により、 第九十三条、第九十三条の二第一項、 教育組合のうち一部事務組合又は広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求について地方自治法施行令 第九十四条第一項、 第九十六条第一項及び第九十七条第二項の規定を準用する場合にお
- 治法施行令第九十八条の三第一項の規定は、 第三条第一項の規定にかかわらず、教育組合のうち一部事務組合又は広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求については、 準用しない。 地方自

5

除く。)」と読み替えるものとする。

第十一条及び第十三条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務は、 地方自治法第二条第九項第一号に規定する第

\bigcirc ·方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)

部事務組合等の職員を組合員とする組合

- 第七条 |該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。 法第三条第三項に規定する一部事務組合等(以下この条において「一部事務組合等」という。)の 職員は、 次の各号に定めるところにより
- 部事務組合等を組織するすべての地方公共団体の職員 (法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる職員を除く。 次号において同じ。 が 同

組 合の 組 合員である場合 該 組

務 当該 (組合等の経費として支弁する額等を勘案して、部事務組合等を組織する地方公共団体の職員が 部 事務組合等を組織する地方公共団体の長と協議して定め 職員が二以 当該 上の組合の組 部事務組合等の管理 后員 組 である場合 合 者 (広域連合 当該 にあつては 部 つては長、地方開事務組合等を組織 する地 発事 業 寸 方公共団 にあ 体が は理 当 事 該 長) 部

\bigcirc 都 市 計 画 法 施 行令 (昭 和 兀 十四四 [年政令第百五十八号]

(滴 正 つ合理 的 な土地で 利用及び環境の 保全を図る上で支障がない公益上必要な建

法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、 次に掲げるもの とする。

般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。 車道 道路法第二条第一項に規定する道路又は道路運送法 (同法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法)を構成する建築物 (昭和二十六年法律第百八十三号) !(平成元年法律第八十三号)第第二条第八項に規定する一般自! 第二条第二項に規定する 1動車道 若しく は 自

河川法が適用され、又は準用される河川を構成する建築物

都市公園法第二条第二項に規定する公園施設である建築物

兀 である建築物 ものの用に供する施設である建築物又は軌道法 鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業若しくは同条第五項に規定する索道事業で一 (大正十年法律第七十六号) による軌道若しくは同法が準用される無軌 条電 軍の用 般 の需要に応ずる に供する

六 五 第二号に規定する事業用施設である建 築 物

0) 限る。)若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設である建築物又は漁港漁場整備法第三条に規定する漁港施設である建 に限る。 。)の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルを構成する建築物若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をす送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うも 築物

九八七 海岸法 (昭 和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設である建築

気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設である建築物「便を確保するため必要なもの又は同法第二条第五項に規定する航空保安施設で公共の用に供するものの用に供 航空法による公共の用に供する飛行場に建築される建築物で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当 いする建 築物 該 飛 行 1場を利 闬 する者の

郵便 事業株式会社が設置する郵便事業株式会社法 (平成十七年法律第九十九号) 第三条第一項第一号に掲げる業務 の用 に供 する施設 ある

供 する施設 である建築物 業法 (昭 和 五. + 九 年法律第八十六号) 第百二十条第 項に規定する認定電気通信事業者が同 項に規定する認定電 気通 信事 業の

用

災送法 (昭 和二十五 年法律第百三十二号)による放送事業の用に供する放送設備である建築

する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物 /第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。) を設置する施設である建築物 電気事業法第二条第一項第九号に規定する電 **电**気事業 (同項第七号に規定する特定規模電気事業を除く。)の (同条第 項 用に供 に規 定する一 いする同で 般 項第十六号に ガス 事 業又 は 同定

十五. る建築物、工業用水道事業法 から第五号までに規定する公共下水道、流域下水道若しく 水道法第三条第二項に規定する水道事業若しくは同条第四項に規定する水道用水供給事業の用 (昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定する工業用水道施設である建 は都市下水路の用に供する施設である建築物 に供する同 条第八項 築物 文は に規 下 -水道: 定する水道 法第二条第三号 施設 であ

十六 水害予防組合が水防の用に供する施設である建築物

第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館の用に供する施設である建築物 図書館法 (昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館 \mathcal{O} 用 に供する施設である建 築物又は 博 物 館 法 (昭 和二十六

社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号)第二十条に規定する公民館の用に供する施設である建築

力開発総合大学校である建築物 0) 六第三項に規定する公共職業能力開発施設並びに国及び独立行政法人雇用・ 都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・ 能力開発機構が設置する職業能力開発促進法 能力開発機構が設置する同 1(昭和四-|法第二十七条第一項に規定する職 十四四 年法律第六十四号) 第十五 条

墓地、

四 [十号)第一条第二項に規定する化製場若しくは同条第三項に規定する死亡獣畜取扱場である建築物 と畜場法 当場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場である建築物又は化製場等に、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第七項に規定する火葬場である建築物 関する法 律 (昭 和二十三

又は浄化槽法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号) (昭和五十八年法律第四十三号)第二条第一号に規定する浄化槽である建築物 による公衆便所、 し尿処理施設若しくはごみ処 理 施 設である 建

十三 する)施設である建築物又は地方公共団体が設置する市場の用に供する施設である建築物| 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定する中央卸売市場若しくは同条第四]項に規・ 定する地 方 卸 売 市 場 0 用 に 供

十四四 自然公園法第二条第六号に規定する公園事業又は同条第四号に規定する都道府県立自然公園 のこれに相当する事 業により 建 築さ る

住宅地 区改良法 第二条第一項に規定する住宅地区改良事業により 建築され

業団が設 置する研究所、 下この号において同じ。)、 道 府県等 いて同じ。)、市町村がその組織に加わつている一部事務組合(法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等をいう。)、(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第一項に規定する住宅 試験所その 他の 直 |接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外の で次に掲げる建築物以外のもの合若しくは広域連合又は市町村 市町村 (指定都市等及び事務 処理を が 設置団: 市町物 村 体である地 を除 き、 方開 莂 発事 区 を

学校教育法第一条に規定する学校、 同 法第百二十 四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各 種学校 の用 する 施

口 供する施設である建築物 祉法 (昭和二十六年法律第四十 五. 号) による社会福祉事業又は更生保護事業法 (平成七年法律第八十六号) による更生保護事 業の

用

築

- (産所の用に供する施設である建築物 医 療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第一条の五第一 項に規定する病院、 同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第 一項に規定する
- 定めるもの 多数の者の利用に供する庁舎(主として当 該開 発 区域 の周 辺の 地域において居住 して いる者の 利用に供するものを除く。 で国土交通省令で
- 宿舎(職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く。
- 二十七 独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法 から第三号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物 (平成十六年法律第百五十五号) 第十七 条第 項 第 号
- 二十八 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法 である建築物 伞 成十四年法律第百八十二号) 第二条第二項に規定する水資 源開 発施 設
- 二十九 独立行政法人宇宙 航空研究開発機構が独立行政法人宇 宙 航空研究開 発機 構法 (平成十四年法律第百六十一号) 第十八条第 項 第 号 か 6
- 第四号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物
- 三十 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が独立行政法人新エネルギー 第十五条第一項第一号又は石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律 《務の用に供する施設である建築物 (昭和五十五年法律第七十一号)第十一条第三号に掲げる 産業技術総合開発機構法 (平成十四 年法律第百四 十五
- 0 農業者年金基金法施行令の一部を改正する等の政令(平成十三年政令第二百六十三号)第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令(昭和四十五年政令第二百六十六号)

第八条 法第四十二条第一項第二号イの政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- て、 は使用収益権を取得することとなる農地等を含む。)の面積の合計が三十アール(北海道の区域内に住所を有する者については、 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う六十歳未満の者 所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等 (法第四十二条第一項第二号に規定する処分対象農地等のうちその者が所有権又の事業を行う六十歳未満の者(農業者年金の被保険者である者を除く。)であつ 一ヘクタール
-)以上であるもの
- であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農業生産法 人の組合員、 社員又は株主たる六十歳未満の者 (農業者年金の被保険者である者を除く。
- イ 当該農業生産法人の常時従事者であること。
- 計が第二条に規定する面積以上であること。 面 定する処分対象農地等のうち当該組合員、 |積と当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等(法第四十二条第一項第二号に 当該農業生産法人が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の合計面積をその組合員、社員又は株主の総数で除して得た 社員又は株主が所有権又は使用収益権を取得することとなる農地等を含む。)の合計面積の総合
- 三 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人に対する持分又は株式を取得することにより新たに当該農業生産法人の組合員、 社員又

株主となる六十歳未満の者であつて、 前 号イ及び ロロに 掲げる要件に該当することが確実と認められるもの

- 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う法人
- 七六五四 農業協同組合、 農業協同組合連合会又は農事組合法人 (農業協同組合法第七十二条の八第 項第二号の 事業を行うも のを除く。
- 方公共団体 (地方自治法第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。)
- 農地法施行令 (昭和二十七年政令第四百四十五号) 第六条第二項第三号に規定する法人

\bigcirc 農業経営基 盤強 化促 進 法施行令 (昭和五十 Ħ. 年政令第二百十九号)

用 権の設定等に関する要件が緩和される場合

する土地 法第十八条第三項第二号ただし書の政令で定める場合は、 (以下「対象土地」という。)を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつては、その法人が 次に掲げる場合(第二号から第四号までに掲げる場合で同条第二項第二号に規定

- 一 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第六条第利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。)とする。 附則第六条第一項第二号に掲げる業務 \mathcal{O}
- 又は公共用 地方公共団体(地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号))に供するため利用権の設定等を受ける場合 第二百九十 八条第一 項 の規定による地方開発事業団を除く。 が 対象・ 土地を公用

によつて利用権の設定等を受ける場合

- 他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合 農地法施行令 行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)第一条の六第一(農業上の利用を目的とする用途に限る。)に供するため 項第三号に規定する法人が対象土地を稚 蚕 共同 餇 育 0 用 に供する桑園その
- 兀 穴な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合 農地法施行令第一条の六第一 項第四号の二に規定する農林水産省令で定める法人が対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必
- 五. その他農林水産省令で定める場合

表第 第三条関係

農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合に	法第十八条第三項第二号イ及びハに掲げる要件
おけるその開発後の農用地を含む。)	
木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認
畜の放牧の目的に供される土地	められること。
農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供され	その土地を効率的に利用することができると認められること。
る土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後	
の農業用施設の用に供される土地を含む。)	

実施

(農用地利用規程の認定の取消しの事由)

第七条 法第二十四条第三項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 農用地利用規程について法第二十三条第一項の認定を受けた団体(次号において単に「団体」という。)が同項に規定する団体でなくなつた
- 一 法第六条第六項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程 たときは、その変更後のもの)が法第二十三条第三項第一号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく農用地利用規程に法第六条第六項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程(法第二十四条第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出があつ ついて法第二十四条第一項の規定による変更の認定を受けなかつたこと(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に該当する場合を除

○ 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)(抄

(一般会計とみなされる特別会計の範囲等)

十二条 法第六十条第一項ただし書に規定する政令で定める特別会計は、 専ら当該特別会計を設ける国又は地方公共団 体の一

産の譲渡等を行う特別会計とする。

- 事業以外の事業を行う場合において、当該一部事務組合が、 定に基づき、その規約において当該事業に係る事件の議決の方法について特別の規定を設けたときは、 ついては、当該事業は、 地方自治法 業を行う場合において、当該一部事務組合が、同法第二百八十七条の二第一項(第二百八十五条の一部事務組合に関する特則)の規(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十五条(相互に関連する事務の共同処理)の一部事務組合が特別会計を設けて次に掲げる 同条第一項本文の一般会計に係る業務として行う事業とみなす。 当該事業に係る法第六十条の規定の適用に
- び支出を経理する特別会計を設けることが義務づけられている事業 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第三十七条各号(公営企業)に掲げる事業その他法令においてその事業に係る収入及
- は一部を適用している同項の企業に係る事業 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第三項 (この法律の適用を受ける企業の範囲) 0 規定により同 法 の規・ 定の全部又
- 対価を得て資産の譲渡又は貸付けを主として行う事業(前二号に掲げる事業を除く。)
- 中競走法 競馬法 ターボート競走の事業 (昭和二十五年法律第二百八号)に基づく小型自動車競走及びモーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)に(昭和二十三年法律第百五十八号)に基づく地方競馬、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)に基づく自転車競走、 十二号)に基づくモ 小型自 動
- 3 -条の規定の適用については、 地方自治法第一条の三第三項 当該事業は、 (地方公共団体の種類)の地方公共団体の組合が一般会計を設けて行う前項第三号及び第四号の事業に係る法第六 同条第一項本文の特別会計を設けて行う事業とみなす。

 \bigcirc 務 省 組 ·成十二年 -政令第二百 兀 1十六号)

政 局 0 所

自治行政局 は、次に掲げる事務をつかさどる。

地方自 治及び民主政治の普及徹底に関すること(自治財政局及び自治税務局 の所掌に属するものを除く。

国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連 絡調整に関すること(自治財政局及び自治税務局の 所掌に属するものを除く。)。

地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。

五四 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

じ。 豪雪地帯 (豪雪地帯対策特別措置法 (昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。 第四 + 九 条第七号にお

七六 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係行政公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の規定による土地開発公。)の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 規定による土地開発公社及び土 必要な意見を関係行政機関の長に 地の 述べること 先買いに 関 自 する事務を行うこと。 治財政局及び自治 税 務

局の 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び 所掌に属するものを除く。)。 運 建営の合 理 化 の推 進につい て必 要 な助言そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 協力を行うこと

市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画地方自治に関する調査及び研究に関すること。 及び立案に関すること。

方公共団体の機能の充実に関する政策の 企画及び立案並びに推進に関すること。

住民基本台帳制度に関すること。

住居表示制度に関すること。

行政 書士に関すること。

十 十 五 四 地方独立行政法人に関すること(自治財政局 の所掌に属するものを除く。

地方公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。

地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的 助言に関すること。

「方公務員の共済制度及び災害補償制度に関すること。

公職 選 学法 (昭和二十五年法律第百号)及び同 企画 及び立案に関すること。

最高 共団 判所裁 体の 住民による各種の 判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法 直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。 |体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企 圖憲法改 正 の国 民 の承認に係る投票及

前二号に掲げる選 挙、 国民審査及び投票の 施 行の準備に関すること。

- 第十九号及び第二十号に掲げる選挙、 玉 民審査及び投票の普及 及び 宣伝に関すること。
- 政党その他の政治団体、 政治資金及び政党助成に関すること。
- 地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 治税務局 |及び消防庁をいう。以下同じ。) の調整を図ること。 方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に関する意見並びに 調 査及び統 計 0 作成に っいい 、 て 関 係 部 局 自 治 行 政 局 自 治 財 政 局、 自
- 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の 調 整に関すること。
- 二二二十十八七六 地方自治に関する情報を処理するため必要な総務省の情 報システム 0) 整備及び管理に関すること。
- 地方自治に係る国際協力に関すること。
- 二十九 国地方係争処理委員会及び自治紛争処理委員の庶務に関すること。
- 地方財政審議会地方公務員共済組合分科会の庶務に関すること。
- 三十一 中央選挙管理会の庶務に関すること。
- . 第十九号及び第二十号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関する事務に関すること。 前各号に掲げるもののほか、地方自治法、公職選挙法その他の法律 (法律に基づく命令を含む。) で総務省に属させら れた地方行政 並
- 公務員部は、 前項第十六号から第十八号まで及び第三十号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 び政党助成に係るものに関するものに限る。)、同項第十九号から第二十三号まで及び第三十一号に掲げる事務並びに同選挙部は、第一項第一号に掲げる事務(同項第十九号及び第二十号に掲げる選挙、国民審査及び投票並びに政党その他 (同項第十九号及び第二十号に掲げる選挙、 国民審査及び投票に関するものに限る。)をつかさどる。 項第三十二号に掲げる事 の政 治 寸 体、 政 沿治資 金及

町村体 制 整備課の所掌事務

- 第四 一十七条の二 市町村体制整備課は、 次に掲げる事務をつかさどる。
- 地方公共団 1併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。|体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力を行うこと。
- 市町村の合併、
- 合及び境界、 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律 市町村相互間の変更並びに郡の区域に関する事務に関すること。 (法律に基づく命令を含む。 で総務省に属させられた地方公共団体の名 称、 市 村の
- 中 -核市及び特例市の指定に関すること。
- 五四 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律 事 務の委託 及び組合並びに地方開発事業団に関する事務に関すること。 (法律に基づく命令を含む。)で総務省に属させられた地方公共団 体 の協 議 会 機 関等 共 同
- 大規模な公有水面 の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の 特例に関する法律 昭 和三十九年法律第百六号) 0 施 行に関すること。

1治行 政 局 0 所掌事務の特例

第四条 する事務をつかさどる。 自治行政局は、第七条第一 項各号に掲げる事 務 0 ほ か、 別に政令で定める日までの間、 株式会社企業再生支援機構 この組織 及び 運 営 般に関

2 る事 自治行政局は、第七条第一 務をつかさどる。 項各号に掲げる事務及び前 項に規定する事務の ほ か、 次 の表の上欄に掲げる日までの間、 それぞれ同表の 下 -欄に 掲げ

平成二十六年三月三十一日 平成二十五年三月三十一日	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興 う。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 非島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をい 主壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。事務
:	な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	う。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をい
平成二十八年三月三十一日	促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立

(自治行政局地域政策課の所掌事務の特例)

第十二条の二 自治行政局 、る事務をつかさどる。 地 域政策課は、 第四十八条各号に掲げる事務のほか、 附則第四条第一項に規定する政令で定める日までの間*、* 同項に規定

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)(抄)

(代表者証明書の交付)

第

なければならない。

一条 「を添えて、その者の属する市町村の長に対し、請求代表者であることを証明する書面(以下「代表者証明書」という。)の交付を文書で申請し「請求代表者」という。)は、合併対象市町村の名称及び請求の内容その他必要な事項を記載した書面(以下「合併協議会設置請求書」という。一条「市町村の合併の特例に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項の規定により合併協議会を置くよう請求しようとする代表者(以下

2 あ 前 るかどうか 規 定による申請 の確認を求め、 があったときは、当該市 その確認があったときは、 町 村 の長は、 その者に代表者証明書を交付し、 直ちに、 市 町 村 0 選挙管理委員会に対 か つ、 その旨を告示しなけ Ļ 請求代表者が選挙人名簿に登 ればならな さ れ た者

(署名の収集の方法等)

第二条 施行令 項に規定する選挙権を有する者(次項及び第四条第一項において「選挙権を有する者」という。)に対し、署名(目が見えない者が公職選挙法 おける請求にあっては、区ごとに作成したもの)に合併協議会設置請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、 請求代表者は、署名簿 和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以 以下同じ。)及び押印を求めなければならな 下 定都市」 法第四 とい

2 書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに署名及び押印を求めるための請求代表者の委任状 選挙権を有する者について同項の署名簿に署名及び押印)を求めることができる。 た署名簿を用いなければならない。 請求代表者 は、 学権 を有する者に委任して、 前 項の署名簿に署名及び押印 (指定都市における請求にあっては、 この場合においては、 (以下「署名収集委任状」という。 委任を受けた者は、 委任を受けた者の属する 合併協議会設置請求とけた者の属する区の) を 付

3 書面 請求代表者は、前項の規定により署名及び押印を求めるための委任をしたときは、 (以下「署名収集委任届出書」という。) をもって、 委任を受けた者の属する区の選挙管理委員会)に届け出なければならない。 その旨を当該市町村の長及び市町村の選挙管理委員会(当該市町村が指定都市である場 直 ちに、 委任を受けた者の 氏名及び委任 の年月日を記載し た

ては、その期間 第一項及び第二項の規定による署名及び押印は、 ただし、法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項の規定により署名を求めることができないこととなった区域におい は、 同項の規定により署名を求めることができないこととなった期間を除き、 前条第二項の規定による告示があった日から一月以内でなけ 前条第二項の規定による告示があった日から三十一 ń ば、これを求めることが かできな

5 法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十 、内とする。 四条第六項に規定する政令で定める期間 は、 地方自治法施行令 (昭 和二十二年政令第十六

投票実施請求代表者証明書の交付

第九十二条第五項に規定する期間とする。

」という。)を添えて、 表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。 表者」という。)は、同条第九項に規定する基準日から二十日以内に、その請求の内容その他必要な事項を記載した書面 法第四条第十一項の規定により合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求しようとする代表者 その者の属する市町村の選挙管理委員会に対し、 投票実施請 求代表者であることを証明する書面 (以 下 (以下 下 · 投票実施請求代 投票実施請求書 投票実 請 代

前項の規定による申請があったときは、当該市 ・認を行い、その者に投票実施請求代表者証明書を交付し、 町村の選挙管理委員会は、 かつ、その旨を告示しなければならない。 直ちに、 投票実施請求代表者が選挙人名簿に 登録された者であること

投票実施請 兀 及び 「表者」とあるのは 求代表者証 条中「五 水から第 十分の一」とあるのは 明書」と、 十条までの 「投票実施請求代 第二条第三項中「長及び市 規定は、 、表者」と、 第四条 六 分の一」と、 第十一 「合併: 協議会設置請求書」とあるのは 項 町村の選挙管理委員 \mathcal{O} 同条中 規 定による投票の 「長」とあるの (会」とあるのは「選挙管理委員会」と、)あるのは「投票実施請求書」と、「代表 請 求に は ついて準 「選挙管理委員会」と読 用する。 場合に み替 えるも お 表者 第四 て、こ のとする。 条第一 明書」とあるの 5 項、 0 規 第九 定中 条第 は

(公職選挙法の規定のうち準用しないもの)

第三項 四条、 の二ま 第一項ただし書及び第三項から第八項まで、 四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項(同法第六十八条第一項第二号及び第五号、 第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、 百九十七条まで、 第百六十四 に限る。 百二十三条第三項に関する部 第十一章、 第八十七条の二、 第七十七条第二項、 第二百三十八条の二、第二百三十九条第一 九 第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項(市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。 立びに第三項、 ょで、 第二百五条第二項から第五項まで、 及び第四)及び第三項(公職の候補者に関する部分に限る。)、 [十九条第二項、 第五 第百四十八条第二項及び第三項、 条の五まで、第百六十四条の七、 第十二章、第百二十九条から第百三十四条まで、 項、 第十九条第一項から第三項まで及び第五項、 十五 第二百三十五条の三、 する部分を除く。)、 四十三条第一 ては、同 条第三十二項の規定により法第四条第十 第百九十七条の二 第六十八条の二、第七十二条、 第八十九条第一 第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、 条から第 第八十条第三項、 第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、 法第一条から第四条まで、 項第二号から第九号まで及び第二項、 分に限る。)、 二百四十七条まで、 項ただし書(同項第二号に関する部分を除く。)、 |第二項から第五項ま 第二百五十一条から第二百 第二百三十五条の四 第八十一条、第八十四条後段、 第二百八条、 第百七十六条から第百七十八条の三まで、 第百六十五条の二、 項 第二百三十五 第二百二十四条の三、 第百四十八条の二から第百五十一条の二まで、 第二号及び 第二百] 第七十五条第二項、 第五条の二から第五条の五まで、 で、 四十九条 第二百九条第二項、 几 第二項、 第二号、 条、第二百三十五条の 項の規定による投票について 第百九十九条の二から第百九十九条の五まで、 第二十条から第三十条まで、 第百三十六条の二第二項、 第百六十六条ただし書、第百六十七条から第百七十二条の二まで、 第四十九条第七項及び第八項、 の二から第二百四十九条の五まで、 五十二条の三まで、 第二百三十五 第二百三十四条 第二百四 第七十六条(同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に 第二百二十一条第三項、 第八十六条から第八十六条の七まで、 十九 第二百九条の二から第二百十一条まで、 第六十八条第一項第二号、 兀]条第 二第一号(同法第二百 (同法第二百二十一条第三項、 第二章、 第二百五十三条の二から第二百五 一項第二号 第百七十九条第一項及び第三項、 第二項及び第三項、第九十条から第百六条まで、 公職選挙法中普通地 第百三十九条ただし書、 第四章の二、 第二百三十六条第一項及び第二項、 項、 第百五十一条の五、第百五十二条、 第十二条第一 第四十九条の二、 第二百二十二条第三項、 第二百四十条、 第八十六条の から第五号の二まで、 第三号、第五号及び第六号ただし 第五章、 一条の十五に関する部分に限る。)、第二 一百五十条(同 項、 方公 第十四章の二、 第八十六条の八第二項、 四並びに 第三十五条、第二項及び第 第二百四 共 第百四十一条から第百四十七 第二百二十二条第三項 第五十七条第二項、 団 第二百· 体 十四四 法第二百四十八条及び 第百二十六条に関する部 及び第四 0 第百七十九条の二か 第二百二十三条第三項 十一条第一号、 七号及び第八号並び 選 条の二まで、 十四 第十四章の三、 第四 挙に 第三十六条ただし 第二百三十六条の二 第百六十一条から 条、 十四条第三項 項、 するに 第十三 第百七十五 第二百十七 第百四十七条第八十七条 規 限る。 書、 第二百 及び 第二百 定 を ら第 に か 条 条 条 書 分 ら用

条の規定は、準用しない。 十五条第四項及び第五項、 第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、 第二百五十五条の二から第二百六十四条まで、第二百六十六条第一 第二百七十一条から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五5六十六条第一項後段及び第二項、第二百六十七条、第二百六十八

| 合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。| 第二十条 | 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場(公職選挙法を準用する場合の読替え)

合併協議会設置協議に賛成するときは投票用紙の賛成の記	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投	
選挙管理委員会が	条例で	
合併協議会設置協議についての投票における	地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の	第四十六条の二第一項
賛否	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	
)議員の選挙以外の選挙の	
合併協議会設置協議についての投票における	衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出	第四十六条第一項
合併協議会設置協議についての投票の投票実施請求代表者	選挙の公職の候補者	第三十八条第三項
行う	、選挙する	
合併協議会設置協議についての投票	都道府県知事及び市町村長	第十二条第三項
合併協議会設置協議についての投票に関し	選挙に関し	
投票違反	選挙違反	
合併協議会設置協議についての投票に際しては	選挙に際しては	
合併協議会設置協議についての投票が	選挙が	第六条第一項
	議員又は市町村長の選挙については市町村	
	は都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の	
	都道府県の議会の議員又は都道府県知事の選挙について	
	院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員、	
)議員の選挙については中央選挙管理会が管理し、衆議	
市町村	衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出	
ての投票」という。)に関する事務		
う。)についての投票(以下「合併協議会設置協議につい		
合併協議会設置協議(以下「合併協議会設置協議」とい		
九号) 第四条第十四項の規定による同条第二項に規定する		
市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十	選挙に関する事務	第五条

開票立会人が合併協議会設置協議についての投票の期日	第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又	第六十二条第八項
賛否	は略称とは政党その他の政治団体の名称若しくを選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しく	第五十二条
賛否	は略称とは一の参議院名簿届出政党等の名称若しくしくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若む。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若む。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若	第四十八条第二項
養否	院名簿届出政党等の名称及び略称) ては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつ及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称当該選挙の公職の候補者の氏名(衆議院比例代表選出議	第四十八条第一項
を記載したかと記載欄のいずれに対して○の記号を記載の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して○の記号	公職の候補者のいずれに対して○の記号	
賛否	公職の候補者の何人	
賛否を自書しないもの	公職の候補者の氏名を自書しないもの	
	この限りでない。	
	し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、	
賛否のほか、他事を記載したもの	公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただ	
賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも○の記号を	公職の候補者に対して○の記号	
「賛否をともに」	「公職の候補者の氏名」	
第一号		
同法第五条第三十二項において準用する第六十八条第一項	第六十八条第一項第一号	
の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に	公職の候補者一人に対して	
	む。)一人の氏名	
が指示する賛否	公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含	
賛否	当該選挙の公職の候補者の氏名	
て準用する第四十八条第一項 市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十二項におい	第四十八条第一項	第四十六条の二第二項
の記載欄	載する欄	
載欄に○の記号を、これに反対するときは投票用紙の反対	票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記	

第八十三条第二項 書類(衆議院比	第八十条第二項 各公職の候補者	ものをいう。第おいて公職の候	出政党等に係る各参議簿品出政党等の得票総	等又は各参議院含む。第三項に	71974	選挙会又は選挙分会	出議員の選挙に	第八十条第一項 選挙長(衆議院	選挙の期日以後	又は選挙の期日	選挙会及び選挙	第七十六条第六十二条	第七十一条当該選挙にかか	第六十八条第一項第八 公職の候補者の	号及び第七号 公職の候補者の	第六十八条第一項第四 二人以上の公職	第六十二条第九項 選挙の公職の候	選挙の期日以後	は選挙の期日
員の選挙にあつては同条第四項において準用の規定による報告に関する書類、参議院比例院比例代表選出議員の選挙にあつては第八十	1の得票総数	。第三項において同じ。)の候補者たる者に限る。)の得票総数を含む)各参議院名簿登載者(当該選挙の期日に得票総数にあつては、当該参議院名簿届	名簿届出政党等の得票総数	(公職の候補者たる参議院名簿登載	分会	.おける選挙長を除く。) 又は選挙分会長	比例代表選出議員又は参議院比例代表選			選挙分会		・る議員又は長の任期間	何人を記載したか	氏名	の候補者の氏名を	の候補者	2	
書類	賛成又は反対の投票のそれぞれの総数				賛成又は反対の投票のそれぞれの総数	選挙会		選挙長	当該期日以後	合併協議会設置協議についての投票の期日	選挙会	て準用する第六十二条 市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十二項におい	の間合併協議会設置協議についての投票の結果が確定するまで	賛否	養 否	賛否をともに	合併協議会設置協議についての投票の投票実施請求代表者	当該期日以後	

Ī		- A - A - A - A - A - A - A - A - A - A
投票運動	一選挙運動	第百三十五条、第百三
	挙については、中央選挙管理会)議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員	
	は、当該選挙こ関する事務を管理する選挙管理委員会 (は第二百五十一条の規定により当選が無効となつたとき	
	が取り下げられたことにより当選が無効となつたとき又	
	状を却下する裁判が確定したこと若しくは当	
	なかつたこと、当該訴訟についての訴えを却下し若しく	
は、市町村の選挙管理委員会	若しくは第二百十条第一項の規定による訴訟が提起され	
議についての投票における賛否の結果		
合併協議会設置協議についての投票又は合併協議会設置協	選挙若しくは当選	第百七条
第二号	次の各号	
投票実施請求代表者	公職の候補者	第八十九条第一項
選挙長	選挙長及び選挙分会長	
合併協議会設置協議についての投票の投票実施請求代表者	選挙の公職の候補者	第八十八条
投票実施請求代表者	公職の候補者	第八十六条の八第一項
合併協議会設置協議についての投票の結果が確定するまで	当該選挙にかかる議員又は長の任期間	
市町村の	当該選挙に関する事務を管理する	第八十三条第三項
の間		
合併協議会設置協議についての投票の結果が確定するまで	当該選挙に係る議員又は長の任期間	
	るものについては当該都道府県の選挙管	
	会に関するものについては中央選挙管理会、任ま近日記号に付えば日記号に	
市町村の選挙管理委員会	完七列弋長選出義員又は参義完七列弋長選出義員の選挙一当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆譲	
Ţ	发星会 1991,014. 55. 25. 里一,014. 85. 57. 里尼克人尔 (文	

百七十五条第一項 各選挙につき、その選挙の当日、衆議院(比例代百七十五条第一項 各選挙につき、その選挙の名称及び略称の掲示を、参議院名簿届出政党等の名称及び略称が立びに衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、参議院(比例代表選人となるべき順位の掲示を、参議院(比例代表選人となるべき順位の掲示を、参議院(比例代表選人となるべき順位の掲示を、参議院(比例代表選人となるべき順位の掲示を、参議院(比例代表選人となるべき順位の掲示を、参議院(比例代表選人となるべき順位の掲示を、参議院(比例代表選人となるべきにあっては投票所内の投票の記載をの進入といる。	運	- - - - - - - -	び第百五十一条の三	条の二第二項 選挙運	の上においてする場合規定により選挙運動のために使用される自	場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り 第百四十条の二第一項 選挙運動	条及び第百 選挙運	者又はその数若しくは公職に就くべき順位)にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就就くべき者又はその数、参議院比例代表選出議員員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る第百三十八条の三選挙に関し、公職に就くべき者(衆議院比例代表	の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団運動
代表選出 合併協議会設置協議についての投票の当日、 (大表選出 合併協議会設置協議についての投票の当日、 (大表選出 合併協議会設置協議についての投票の当日、		ついての	合并劦議会設置劦議こつハての殳票ことの投票運動	投票運動	船	、次条 場合 投票運動 (1)	投票運動	は は は は は は は は は は は は は は	体の名合併協議会設置協

					竺					竺								項	竺									竺		
					第二百六条第一項					第二百二条第一項								坟	第百九十七条の二第一									第百七十五条第二項		
当該選挙に関する事務を管理する	示の日	第百一条の三第二項又は第百六条第二項の規定による告	公職の候補者	当選	地方公共団体の議会の議員又は長の選挙	当該選挙に関する事務を管理する	当該選挙の	公職の候補者	その選挙	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙)	院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議	選挙運動の	下この項及び次項において同じ。)	挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以	者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選	選挙運動(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補	衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙	その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別	名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、	表選出)議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の	簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、参議院 (比例代	衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては衆議院名	選挙の期日の前日	挙の期日の公示又は	域を区域として行われるものに限る。) につき、当該選	各選挙(当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区	の名称。以下この条において同じ。)	員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党
一市町村の	定による公表の日	市町村の合併の特例に関する法律第四条第十五項前段の規	投票実施請求代表者	合併協議会設置協議についての投票における賛否の結果	合併協議会設置協議についての投票	市町村の	当該合併協議会設置協議についての投票の	投票実施請求代表者	その合併協議会設置協議についての投票	合併協議会設置協議についての投票			市町村の選挙管理委員会	投票運動の				投票運動	合併協議会設置協議についての投票					合併協議会設置協議の内容	当該期日の前日			合併協議会設置協議についての投票の期日の		

十一条第一項第一号 第一号	第二百二十三条第一項 公職の候補者	選挙運動者	第一号及び第二号 多数の	第二百二十二条第一項 公職の候補者及	選挙に関し	選挙事務	第二百二十一条第二項 選挙長若しくは	第五号	第二百二十一条第一項 選挙運動者	第三号選挙運動者	第二百二十一条第一項 選挙運動を	第一号及び第二号 選挙運動者	第二百二十一条第一項 当選	くは立候補の次	規定により公職	つた者の当選の	請求、第二百一	選挙における当選	第二百七条若是	選挙の効力	十四条	第二百十九条第一項 () 第二十五条公	第四十条第一項及び第二項	第二百十六条第二項 第三十三条、第	第二百十六条第一項 第三十六条	その選挙	第二百九条第一項 当選	第二百七条第二項 地方公共団体の
ポー号 2.せる目的をもつて当選人に対し第二百二				候補者又は公職の候補者となろうとする者のため			は選挙分会長							の資格を争う数個の請求	嚈の候補者等であつた者の当選の効力若し	つた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の	第二百十条第二項の規定により公職の候補者であ	勻選	しくは第二百八条			第二十五条から第二十九条まで、第三十一条及び第三	頃及び第二項	第三十六条				地プクサ団体の 詩会の 詩員及て長の当 遺
第二百二十一条第一項第一号	投票実施請求代表者	投票運動者		多数の	合併協議会設置協議についての投票に関し	合併協議会設置協議についての投票の事務	選挙長		投票運動者	投票運動者	投票運動を	投票運動者	賛成又は反対の投票				請求	合併協議会設置協議についての投票における賛否の結果	第二百七条	合併協議会設置協議についての投票の効力		及び第三十四条	第四十条第一項、第二項及び第六項	第三十三条から第三十六条まで	第三十四条から第三十六条まで	その合併協議会設置協議についての投票	合併協議会設置協議についての投票における賛否の結果	合併協議会設置協議についてのお男によける費否の結果

** 	ては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例 被選挙人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつ	用 一 項 ————	第二百二十八条第一	第二
	団体の名称若しくは略称)			
	員の選挙にあつては被選挙人の氏			
	は略称、			
四	一被選挙人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつ			
合併協議会設置協議についての投票の事務	選挙事務			
選挙長	選挙長若しくは選挙分会長		第二百二十七条	第二
	その他の政治団体の名称若しくは略称)			
	代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党			
	ては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例			
賛 否	被選挙人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつ			
選挙長	選挙長若しくは選挙分会長	 那二項	第二百二十六条第二項	第二
合併協議会設置協議についての投票の自由	選挙の自由			
投票運動のための事務所	選挙事務所			
投票実施請求代表者若しくは投票運動者	公職の候補者若しくは選挙運動者			
選挙長	選挙長若しくは選挙分会長			
合併協議会設置協議についての投票に関し	選挙に関し	弗一項	一百二十六条第一	第二
又は投票運動者	、選挙運動者又は当選人			
若しくは投票運動者	、選挙運動者若しくは当選人			
投票実施請求代表者	公職の候補者	 那三号	第二百二十五条第三号	第二
又は投票運動者	、選挙運動者又は当選人			
投票実施請求代表者	公職の候補者	那一号	第二百二十五条第一	第二
て準用する第二百二十一条から第二百二十三条まで				
市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十二項におい	前四条		百二十四条	第二百二
合併協議会設置協議についての投票に関し	選挙に関し			
合併協議会設置協議についての投票の事務	選挙事務			
選挙長	選挙長若しくは選挙分会長	 用二項	第二百二十三条第二項	第二
一	又は当選人であつた者に対し			
又は	、当選を辞したこと又は		号	第二号
投票実施請求代表者	公職の候補者	現	第二百二十三条第一	第二

第二百六十九条			第二百五十五条第三項						第二百五十五条第一	第二百四十一条:	二項	第二百三十九条	第一号	第二百三十九条第		二項	第二百三十七条				可項	第二百三十七条		第二百三十七条第四	第二百三十五条		
			-						項	第二号		の二第		第一項			の二第					の二第		第四項	の五		
の議会の議	くは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若し	若しくは略称名称者しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称	候補者一人の氏名、	略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくはの作者をは	突浦者の氏名、衆義院名寧届/2 落居と呼ばる (2) 利利して	名簿副出政党等の名称若しくは咯弥	い衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は	む。以下この条及び次条において同じ。)一人の氏名、	公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含	選挙運動	選挙運動又は行為	第百三十六条の二	選挙運動	第百二十九条、第百三十七条	名簿届出政党等の名称若しくは略称	む。)の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院	公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含	指示する	者に対して	しくは略	む。)の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参	公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含	選挙事務	選挙長若しくは選挙分会長	当選	の他の政治団体の名称若しくは略称)	代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党一
指定都市における合併協議会設置協議についての投票	賛 否		賛否	7 7	賛 否				賛否	投票運動	投票運動	第百三十六条の二第一項	投票運動	第百三十七条			賛 否	指示に従い				賛否又は	合併協議会設置協議についての投票の事務	選挙長	賛成又は反対の投票		

(同一請求代表者証明書の交付)

う。)の交付を文書で申請しなければならない。 求書を添えて、その者の属する同一請求関係市町村の長に対し、 -七条 同一請求代表者は、前条第二項の規定により合併協議会設置同一請求書の返付を受けた日から七日以内に、 同一 請求代表者であることを証明する書面 (以下「同一請 当該合併協議会設置同 求代表者証明書」とい 請

2 なければならない。 簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、 前項の規定による申請があったときは、当該同一請求関係市町村の長は、 その旨を当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告し 直ちに、 市町村の選挙管理委員会に対し、 同一請 求代表者が選挙人名

3 ての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべて 。 の 同 一請求関係市町 村の長から前項の規定による報告を受けたときは、 その旨をすべ

旨を告示し、 同一請求関係市町村の長は、 かつ、 当該同一 請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、 前項の規定による通知を受けたときは、 同一請求代表者に対し、 これらを報告しなければならない。 同一 請求代表者証明書を交付するとともに、

(準用)

項」とあるのは 置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」と、「代表者証明書」とあるのは「同一請求代表者証明書」と、 べる機会を与えるときについて準用する。この場合において、これらの規定中「請求代表者」とあるのは「同一請求代表者」と、「合併協議会設 読み替えるものとする。 第二条から第十一条までの規定は法第五条第一項の規定による請求について、 「第二十七条第四項」と、 第十一条中「合併請求市町村」とあり、 及び 「合併対象市町村」とあるのは 第十二条の規定は法第五条第七項の規定により意見を述 第二条第四項中「前条第二 「同一請求関係市

第二十九条 7象市町 单 「同条第九項」とあるのは「法第五条第九項」と、第十五条中「合併請求市町村」 村」とあるのは 第十三条から第十五条までの規定は、法第五条第十五項の規定による投票の請求について準用する。この場合において、第十三条第一 同 請求関係市町村」と読み替えるものとする。 とあるのは 「合併協議会設置協議否決市町村」と、

○ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)

(特別区に対する市に関する規定の適用等)

第百四十条 この政令中市に関する規定は、特別区に適用する。

2 法及びこの政令の規定の適用については、 全部事務組合又は役場事務組合は 町 村とみなし、 その組合役場は 町 村役場とみなす。